しあわせ信州
山々と育む　すこやかな国

第１５期
木曽谷地域森林計画書（案）
（木曽谷森林計画区）

長野県 木曽地域振興局 管内　（上松町、南木曽町、木曽町、木祖村、王滝村、大桑村）

計画期間　自　令和　９年（2027 年）４月　１日
　　至　令和１９年（2037 年）３月　３１日

長　野　県

目　　次

Ⅰ　計画の大綱

第１　木曽谷森林計画区の概況..... 1

１ 自然的背景（位置、気候、地形、地質、土壌）..... 1

２ 社会的・経済的背景（人口、農業、工業、商業、交通、観光）..... 2

３ 森林・林業の現状と課題..... 3

(1)　森林面積と蓄積

(2)　民有林の樹種構成

(3)　森林の所有形態

(4)　林内路網の整備状況

(5)　素材生産、製材品の出荷

(6)　木材流通及び利用

(7)　特用林産物

(8)　森林病害虫及び野生鳥獣による林業被害

(9)　国有林との連携

(10) 森林経営管理制度の推進

(11) その他

第２　前計画の実行結果の概要及びその評価..... 10

１ 伐採立木材積..... 10

２ 造林面積..... 10

３ 林道の開設及び拡張..... 11

４ 保安林の指定または解除の面積..... 11

５ 保安施設地区の指定..... 11

６ 保安施設事業..... 12

第３　計画樹立に当たっての基本的な考え方..... 13

１ みんなの暮らしを守る森林づくり..... 14

(1)　森林整備の推進

(2)　災害に強い森林づくりの推進

(3)　集積・集約化等による適切な森林管理の推進

(4)　野生鳥獣対策の推進

２ 持続的な木材供給が可能な森林づくり..... 17

(1)　適正な主伐と計画的な再造林の推進

(2)　林業就業者の確保・育成と林業事業体の経営強化

(3)　林業の生産性の向上

(4)　県産材の安定的な供給体制の確立

(5)　様々な用途での県産材需要の拡大

３　県民が恩恵を享受できる森林づくり..... 22

(1)　森林の多面的利活用の推進

(2)　森林等に関わる多様な人材の育成

(3)　多様な主体による森林への関わりの推進

Ⅱ　計画事項

第１　計画の対象とする森林の区域.....25
第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項.....28
１ 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 ...23
(1)　森林の整備及び保全の目標
(2)　森林の整備及び保全の基本方針
(3)　計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等
２ その他必要な事項.....31
第３　森林の整備に関する事項.....32
１ 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）.....32
(1)　立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針
(2)　立木の標準伐期齢に関する指針
(3)　立木の伐採・搬出に関する指針
(4)　その他必要な事項
２ 造林に関する事項.....35
(1)　人工造林に関する指針
(2)　天然更新に関する指針
(3)　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針
３ 間伐及び保育に関する事項.....43
(1)　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針
(2)　保育の標準的な方法に関する指針
(3)　その他必要な事項
４ 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項.....51
(1)　公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針
(2)　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針
５ 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項.....57
(1)　林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方
(2)　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方
(3)　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方
(4)　路網の規格・構造についての基本的な考え方
(5)　林産物の搬出方法等
６ 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項.....61
(1)　森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する指針
(2)　森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

(3)　特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準並びに及び当該区域内における施業の方法に係る指針
(4)　林業の担い手の確保・育成に関する方針
(5)　作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針
(6)　林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針
(7)　その他必要な事項
第４　森林の保全に関する事項 65
１ 森林の土地の保全に関する事項 65
(1)　樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
(2)　森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法
(3)　土地の形質の変更に当たって留意すべき事項
２ 保安施設に関する事項 75
(1)　保安林の整備に関する方針
(2)　保安施設地区の指定に関する指針
(3)　治山事業の実施に関する指針
(4)　その他必要な事項
(5)　特定保安林の整備に関する事項
３ 鳥獣害の防止に関する事項 77
(1)　鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止に関する方針
(2)　その他必要な事項
(3)　鳥獣害対策の方針
４ 森林病害虫等の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項 79
(1)　森林病害虫等の被害対策の方針
(2)　林野火災の予防の方針
第５　保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項 81
(1)　保健機能森林の区域の基準
(2)　その他保健機能森林の整備に関する事項
第６　計画量等 83
１ 伐採立木材積及び間伐立木材積 83
２ 森林施業面積 83
３ 人工造林及び天然更新別の造林面積 83
４ 林道の開設及び拡張に関する計画 84
５ 保安林の整備及び治山事業に関する計画 91
(1)　保安林として管理すべき森林の種類別面積等
(2)　保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
(3)　実施すべき治山事業の数量

６ 要整備森林の所在及び面積及び要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期 92
(1)　要整備森林の所在及び面積
(2)　要整備森林について実施すべき施業の方法及び時期
第７　保安林その他法令による制限林の施業の方法 93

注）１「水源涵養」や「水涵」の「涵」は、平成 22 年 11 月 30 日付け内閣法制局総第 208 号内閣法制次長通知に基づき漢字を用いて振り仮名を付ける表記していますが、保安林種の名称は、森林法上の表記が仮名であるため「水源かん養保安林」と表記した。

２　各表における数値は、四捨五入のため各項の加算値と総数が一致しない場合がある。

Ⅰ　計画の大綱

第１　木曽谷地域森林計画区の概況

１　自然的背景

(1) 位置

木曽谷地域森林計画区は、県南西部の木曽川流域に位置し、木曽郡上松町、南木曽町、木曽町、木祖村、王滝村及び大桑村の３町３村からなります。計画区の総面積は 154,617ha、森林面積は 144,059ha で、森林率は 93%と県平均を大きく上回っています。また、森林面積の約６割を国有林が占めています。



○面積（ながの県勢要覧Ｒ７年版、Ｒ８長野県民有林の現況）

区　分	総面積	森　林	森林率
木曽谷	154,617ha	144,059ha	93%
長野県	1,356,160ha	1,052,167ha	78%

(2) 気候

北部は中央高地型気候区、南部は東海型気候区に属し、北部の年平均気温は 11℃を下回り、年降水量は 2,200㎜程度で、夏期に比較的多く冬期は少ないです。

南部は年平均気温 12℃、年降水量 2,400㎜程度と北部より多く、特に、御嶽山周辺の年降水量は 3,000㎜を超え、多い年には 4,000㎜以上に達する県内でも降水量の多い地域です。

(3) 地形

計画区の東は中央アルプス、西は御嶽山など 3,000m 級の山岳に挟まれ、中央部を木曽川が南下する谷地形が形成されています。

西は鎌ヶ峰、御嶽山、北は鉢盛山、烏帽子岳、東は将棊頭山、駒ヶ岳、空木岳、南は南沢山、男垂山などが計画区の境に位置しており、御嶽山麓の高原地帯を除いて、全般に急峻な壮年期の地形となっています。

計画区北端に位置する鉢盛山を源とする木曽川が計画区の中央を南下し、多くの支流と合流しながら岐阜県、愛知県を流下して伊勢湾に注いでいます。

(4) 地質・土壌

本県は糸魚川－静岡構造線や中央構造線が交わる複雑な地形を有し、糸魚川－静岡構造線により西南日本とフォッサマグナに、さらに西南日本は中央構造線によって内帯と外帯に地質構造が分かれています。

本計画区は、この内帯に属し、北部の堆積岩地帯、南西部の流紋岩地帯、南東部の花崗岩地帯に大別されます。北部の堆積岩は古生層を主体とし、南西部は御嶽山周辺を主体として安山岩を主に火山灰、火山堆積物が見られ、流紋岩は大桑村西部を中心に分布しています。

また、主な土壌群は、褐色森林土、ポドゾル土、黒色土の３つです。褐色森林土は計画区域内で最も広く分布しており、黒色土は御嶽山麓の比較的平坦な地域に多く分離してい

ます。ポドゾル土は寒冷な気候条件下の標高 1,000m 以上の比較的急傾斜な山腹上部や急な尾根などの一部に分布しています。

2 社会的・経済的背景

(1) 人口

令和８年４月１日現在の人口は 22,377 人で、県人口の約 1.1％を占めています。昭和 35 年以降、人口減少が続いており、65 歳以上の人口比率は 44.8％と、過疎化に加えて高齢化も進行しています。地域別将来推計人口では、2050 年に木曽郡内の人口は 12,962 人となり、2020 年比でほぼ半減すると見込まれていることから、森林・林業・木材産業を支える担い手の確保と、地域における雇用及び経済循環の創出が重要な課題となっています。

産業部門別就業者の構成は、第一次産業 8.2％、第二次産業 28.5％、第三次産業 63.3％で、県平均とほぼ同様ですが、第一次産業では林業、第三次産業では宿泊・飲食サービス業の従事者割合が高いことが特徴です。

(2) 産業

製造業は、豊かな森林資源を背景に、木材関連産業は地域の基幹産業として発展してきましたが、木材需要の変化等により産業構造の転換が進んでいます。

それに代わって自動車部品や電子部品等の生産が中心となって木曽地域の製造業をけん引しています。

農業は、多様な地形と気象条件を生かし、高原野菜や畜産が基幹品目となっている。

また、豊かな森林、清冽な河川などの自然と中山道の宿場を中心とする文化的資源を背景に、観光産業、地場産業が発達しています。

(3) 交通

木曽地域では、木曽川に沿って地域の中央を南北に縦貫している国道 19 号とＪＲ中央本線が交通の基幹をなしています。

平成 18 年 2 月に「伊那木曽連絡道路」（国道 361 号）が開通し、北部については、国道 19 号の迂回路の役割を担っています。南部では、迂回路が全くない区間もあり、「木曽川右岸道路」の整備が進んでいます。

(4) 観光

管内には、日本遺産木曽路を構成する御嶽山、中山道木曽 11 宿、赤沢自然休養林、寝覚の床、阿寺渓谷及び中央アルプス木曽駒ヶ岳など、特色ある観光資源が分布しています。御嶽山は令和８年４月に国定公園化され、周辺地域の観光振興が期待されています。

令和６年の観光地利用者数は約 238.3 万人で、新型コロナウイルス感染症の影響による落ち込みから回復し、コロナ禍前の水準を上回っています。特に、妻籠宿の町並みを中心にインバウンド利用が増加しています。

注）(1)～(5)資料は、ながの県勢要覧(R7 年版）、R8 長野県民有林の現況、R8 木曽地域振興局管内概況書による。

3 森林・林業の現状と課題

木曽谷の林業は、天然の木曽ヒノキ資源を中心に木材産業が発達し、また、国有林の資源を中心に木材の利用が進んでいます。

(1) 森林面積と蓄積

本計画区の森林面積は 144,170ha、蓄積は 35,589 千㎥です。森林面積の内訳は民有林 55,036ha、国有林 89,134ha で、国有林が約６割を占めています。県全体では民有林が国有林を上回るのに対し、本計画区は国有林の割合が高いことが特徴です。

民有林のうち 48%（26,364ha）は人工林であり、齢級構成は 12 齢級以上が約 75%を占め、森林資源は成熟期を迎えつつあります。木材等として利用可能期を迎えた森林資源を計画的に活用し、主伐後の確実な再造林等によって齢級構成の平準化を図る必要があります。

○森林面積及び蓄積

流域名	面積（ha）				蓄積（千 m3）		
	民有林	国有林	計	内訳	民有林	国有林	計
木曽谷	55,036	89,134	144,170	14%	23,553	12,036	35,589
（民国比率）	38%	62%			66%	34%	
長野県	688,146	367,780	1,055,926	100%	144,111	62,523	206,633
（民国比率）	65%	35%			70%	30%	

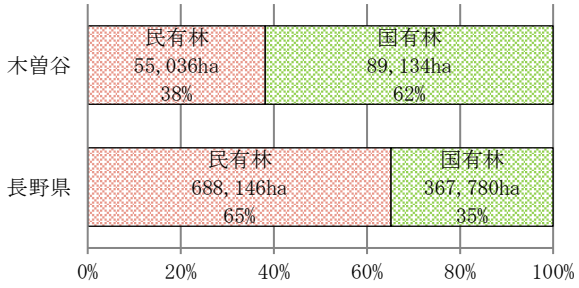
※四捨五入のため、合計が一致しない。国有林は、林野庁所管（官行造林含む）に限る。

○民有林の人工林・天然林別面積

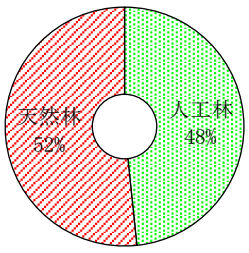
区　分	人工林 (ha)	天然林 (ha)	計	人工林率
木曽谷	26,364	28,160	54,524	48%
長野県	334,967	333,219	668,186	50%

※竹林、無立木地、更新困難地を除いているため森林面積と異なる。

○民有林・国有林別の森林面積

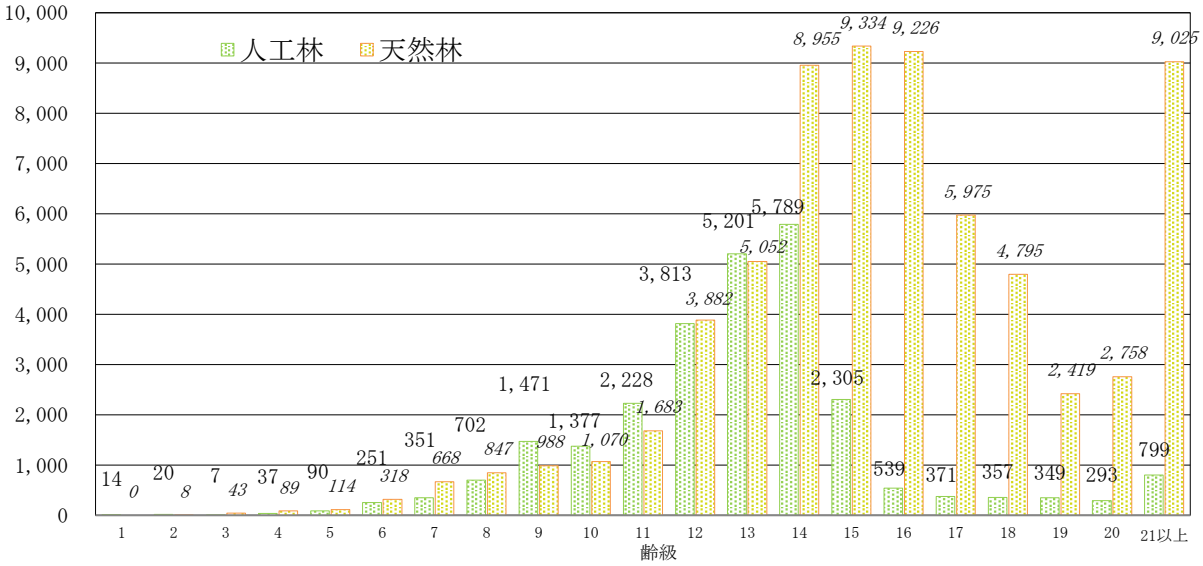


○民有林の人工林・天然林割合



○人工林・天然林別　齢級構成

（単位　面積：ha）

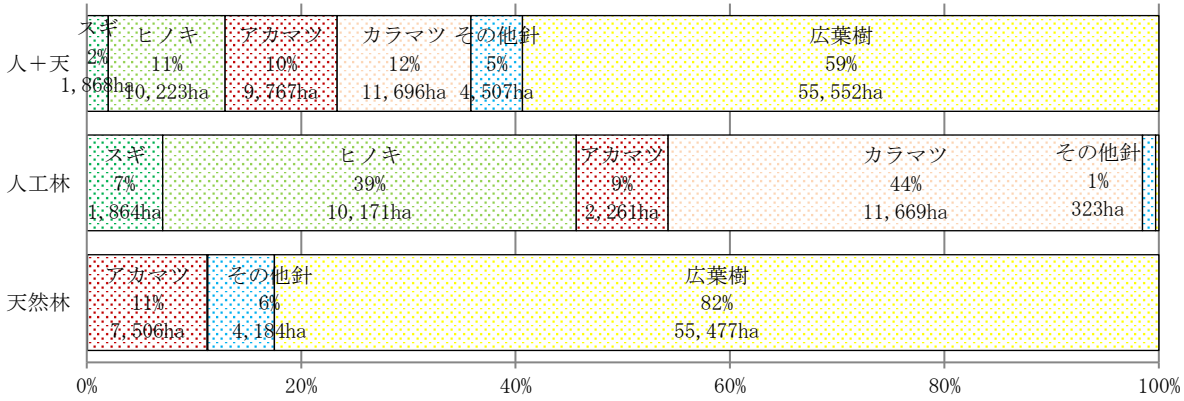


(2) 樹種構成

民有林人工林の樹種別面積割合は、カラマツが 44%、ヒノキ・サワラが 39%で、両者で約８割を占めています。木曽地域はヒノキの産地として知られる一方、民有林ではカラマツ資源が最も多く、その成熟した資源を活かした生産・加工・利用体制の構築が重要です。

地域的な分布では、北部にカラマツ、中部にアカマツと広葉樹、南部にヒノキと広葉樹が多いです。

○計画区の樹種別面積内訳



(3) 所有形態

所有形態別面積は、公有林（県、町村）が 17%、私有林が 83%となっています。

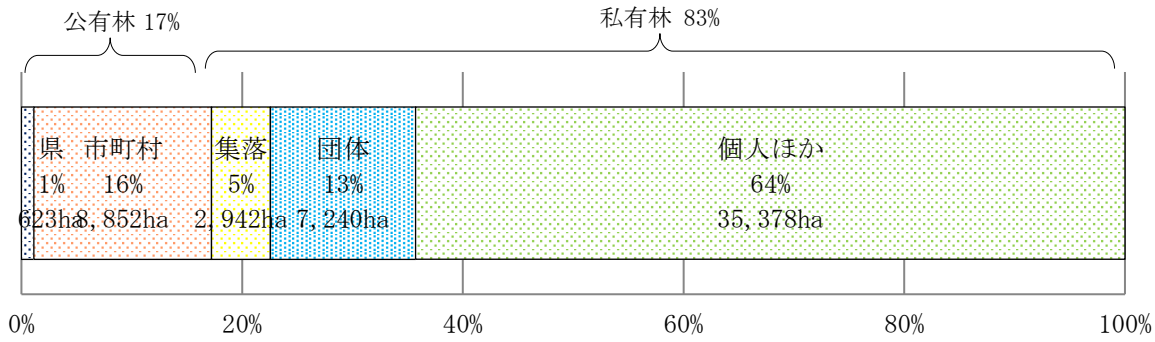
個人有林の規模は１戸あたり 4.5ha で、県平均の 1.7ha を上回っています。

また、地籍調査については、県内において比較的進捗が進んでいる町村もあり、所有界の明確化に向けた取組が進められています。

課題　・所有者や境界が不明な森林、所有者自らが管理できない森林の増加

・個人有林等の集約化の推進（森林経営管理制度の積極的な活用）

○計画区の所有形態別面積内訳



(4) 林内路網の整備状況

令和７年度末の当計画区の林道等の林内路網総延長は、1,204km、林内路網密度は 21.9m/ha で、県平均を下回っています。

○林内路網

区　分	令和７年度末開設状況		
	林道路線数	林内路網延長	林内路網密度
木曽谷	143	1,204km	21.9m/ha
長野県	1,896	15,453km	22.5m/ha

※ 林内路網延長は林道以外の作業道、公道等を含む延長

(5) 素材生産、製材品の出荷

令和６年度の木材生産量は、国有林 58,091 ㎥、民有林 20,702 ㎥、合計 78,793 ㎥です。地域目標である民国合わせて 10 万㎥の安定的な供給体制の構築に向け、民有林における主伐・再造林の推進や効率的な素材生産体制の整備が求められています。

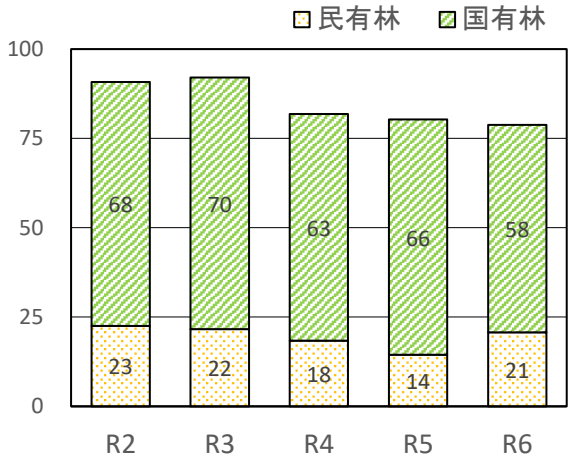
樹種別では、カラマツの素材生産量がヒノキを上回り、カラマツとヒノキで素材生産量の約 50%を占めています。

また、製材品の樹種別では、ヒノキが製材品出荷量の８割以上を占めていることが地域の特徴となっています。

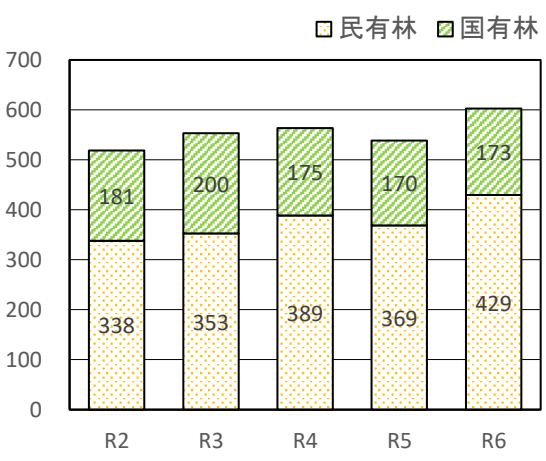
製材品の用途別では、再生可能エネルギーの活用推進として、平成 30 年に木曽町木質バイオマス事業協同組合を設立、計画区内の公共施設等のチップボイラー設置が進みチップの需要が増加しています。

課題　・原木の安定供給（主伐施業の促進）
　　・素材生産の低コスト化

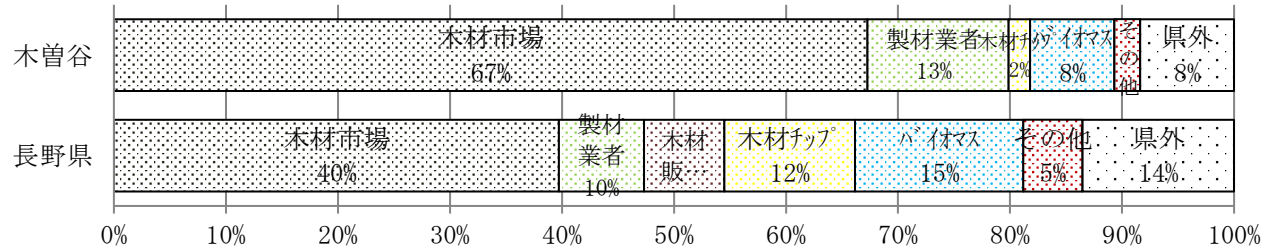
○木曽谷の素材生産量推移（単位：千m3）



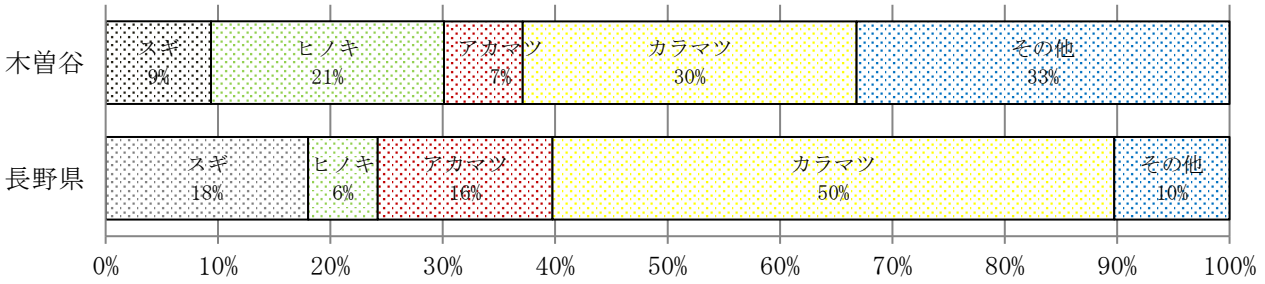
○長野県の素材生産量推移（単位：千m3）



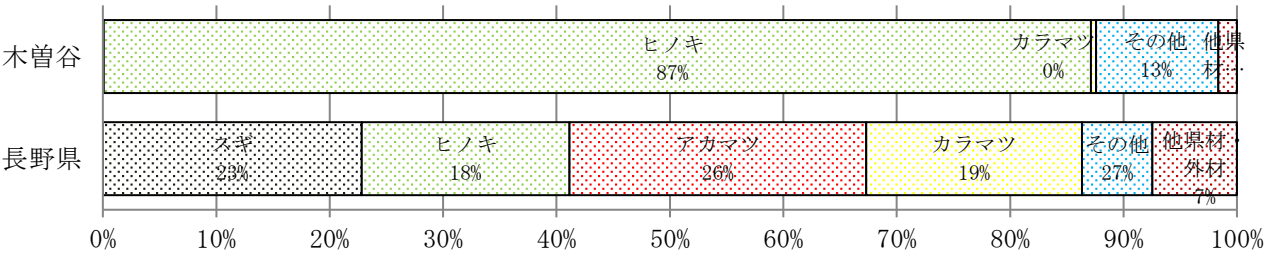
○令和６年素材生産量　出荷先別内訳



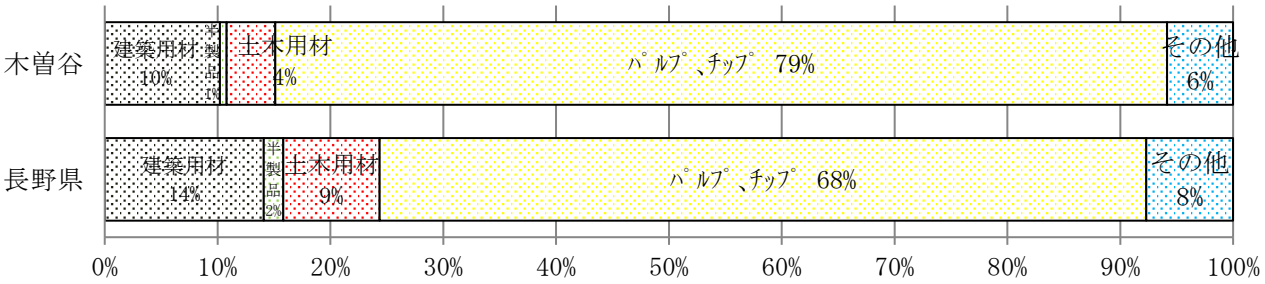
○令和６年素材生産量（民有林）　樹種別内訳



○令和６年製材品出荷量　樹種別内訳



○令和６年製材品出荷量　用途別内訳



(6) 木材流通及び利用

上松町に本部を構える木曽官材市売協同組合では、国有林・民有林から供給される原木・製材品の販売を行っています。設立から 65 年の歴史を持ち、令和７年度の素材販売実績 89,822 ㎥、製品販売実績 798 ㎥となっています。また、平成 25 年８月に締結された「木曽谷流域森林整備推進協定」に基づき、同組合が木曽森林管理署藪原土場の一部を借り受け、主に民有林カラマツ材の中間土場として活用しています。

地域材の利用促進では、木曽地域内で公共施設を新築・改築等する場合は基本的に木造とするなど公共施設の木造・木質化を進めるとともに、公共的施設のボイラーについて木質チップを熱源としたボイラーの導入・転換を図っています。

併せて、地域内での高付加価値化の取組では、ＪＡＳ認証を取得した製材工場を核として、地域内の製材工場が一次加工、乾燥及び仕上げを分担する水平連携体制の構築を進めています。令和６年度の木曽町開田支所建設事業では、管内５工場が連携し、47.3358 ㎥をＪＡＳ認証材として納材しました。

また、原木は「〇高〇国木曽ひのき」や「信州プレミアムカラマツ」のブランド化が進められ、浸透しています。

課題　・効率的な木材流通体制
　　・ブランド化と市場開拓

(7) 特用林産物

特用林産物の生産は、県生産量に対する割合は高くないですが、生しいたけ、まつたけ、木炭、たけのこ、わらびなどが生産されているほか、ひのき精油やホオ葉巻に使うホオノキの葉など、地域の特色を活かした産品があります。

また、木曽の特産である百草丸製造に必要なキハダの植栽が令和３年から始まっています。

〇令和７年度主な特用林産物の生産状況

区　分	生しいたけ	きのこ類※１	山菜類※２	木炭	薪
木曽谷	123t	19t	6t	1t	339 層積㎥
長野県	3,262t	141,095t	721t	155t	17,727 層積㎥

※１　えのき、ぶなしめじ、エリンギ、まいたけ、ひらたけ

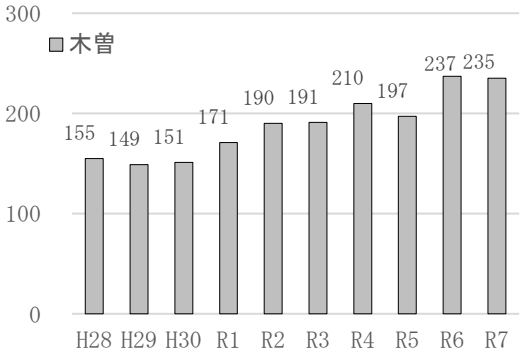
※２　たけのこ、わらび、ぜんまい、ふき、うど、こしあぶら、たらのめ等

(8) 森林病害虫及び野生鳥獣による林業被害

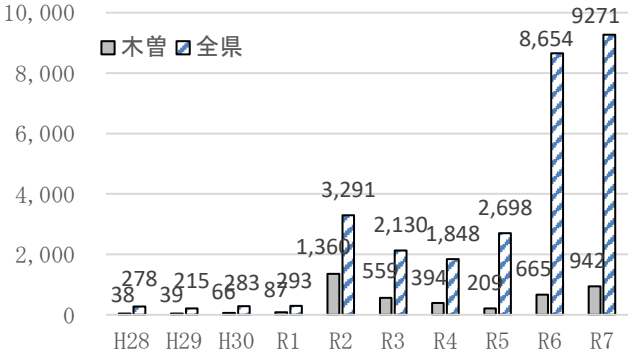
本計画区の松くい虫による被害は、県下で最初に昭和 56 年（1981 年）に山口村（現中津川市）で確認されて以降、昭和 57 年に南木曽町、平成 24 年に大桑村と、計画区の南部で発生して現在に至っています。令和７年度の松くい虫の被害量は 235㎥で推移しており、防除対策により大幅な増加は抑制されています。

カシノナガキクイムシの被害は一時減少しましたが、令和５年以降に再び増加し、伐倒駆除を中心に防除対策を進めています。

〇松くい虫被害の推移（単位：m^3）



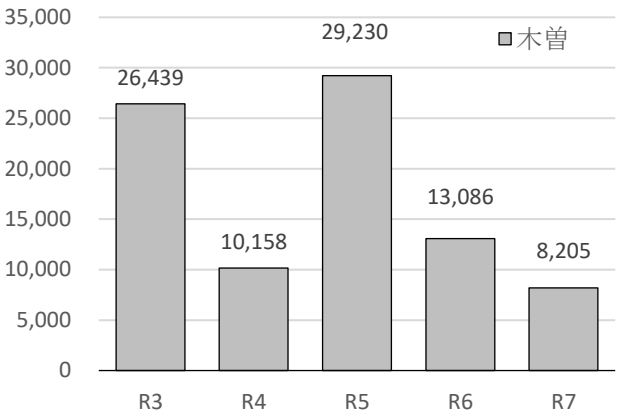
〇カシノナガキクイ虫被害の推移（単位：本）



また、令和７年度の林業被害額は約820 万円で、前年度の約 63%となりました。

林業被害の約 93%はツキノワグマによるヒノキ等の剥皮被害であり、引き続き剥皮防止資材の設置などの被害防止対策を進める必要があります。

○林業被害額の推移（単位：千円）



(9) 国有林との連携

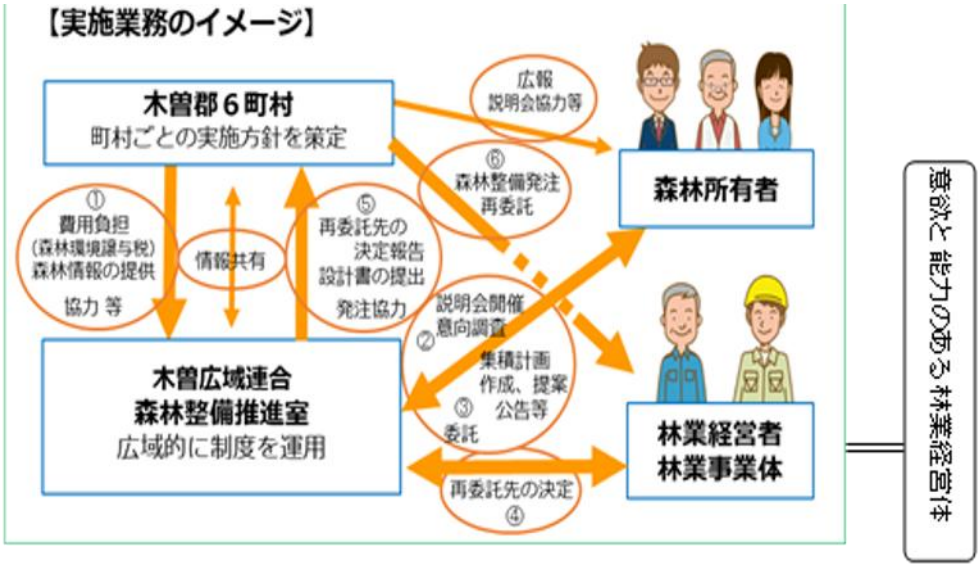
しあわせ信州創造プラン 3.0「木曽地域計画」の重点政策である林業・木材産業の振興に向け、国有林と民有林が連携する「木曽谷流域森林整備推進協議会」において、令和６年度から「情報発信プロジェクト」「カラマツ活用プロジェクト」「ヒノキ活用プロジェクト」の３つのプロジェクトをスタートしました。

国有林林業専用道を基幹とした路網整備やカラマツの共同販売など効率化や計画的な事業の実施が進められています。

(10) 森林経営管理制度の推進

森林所有者による経営管理が難しい民有林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、意欲と能力のある林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林管理の適正化を図る新たな森林管理システムである森林経営管理制度が令和元年度からスタートしました。

木曽地域では、６町村が木曽広域連合に専門的な技術と知識を集約し、広域連携により制度を運用しています。



○　令和元年度から令和７年度の森林経営管理制度の進捗状況表（市町村数、面積(ha)）

地地域振興局 (管内市町村数)	意向調査実施		集積計画		配分計画		市町村森林経営管理事業		意向調査後、制度以外の方法で森林整備を実施		森林整備の実施（重複市町村控除）	
木曽(6)	6	2,076.17ha	6	1,332.48ha	6	416.11ha	6	20.94ha	6	111.92ha	6	548.97ha
全県(77)	72	27,208.95ha	27	1,626.81ha	8	454.99ha	24	175.17ha	38	2,062.01ha	51	2,692.17ha

(11) その他

ア　上下流の交流・企業等による森林づくり

本計画区は中京圏の重要な水源であり、木曽川上下流の自治体や住民の連携による森林づくりのさまざまな取組が進められています。

平成 15 年に愛知中部水道企業団と木曽広域連合の間で木曽川「水源の森」森林整備協定が締結され、基金を造成して森林整備の助成に活用しています。

イ　木工品等地場産業の発達

木曽ヒノキを代表とする木曽五木等の天然資源が豊富にあったことから、木材産業が発達し、ろくろ細工や桶等の家庭用品、お六櫛や桧傘等の工芸品は、伝統工芸として伝承され、木曽地域の地場産業・特産品となっています。

ウ　多様な森林利用

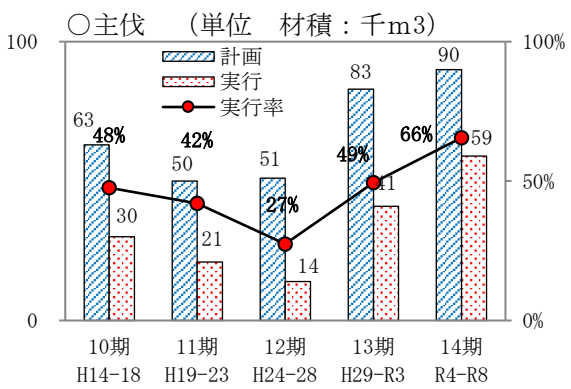
森林浴発祥の地である上松町では、平成 18 年に赤沢自然休養林が県下で初めて森林セラピー基地として認定されました。平成 19 年からは、町観光協会と県立木曽病院の連携により、健康診断と林内散策を組み合わせた「森林セラピードック」の提供が行われるなど、健康増進を通じた地域の活性化に取り組んでいます。

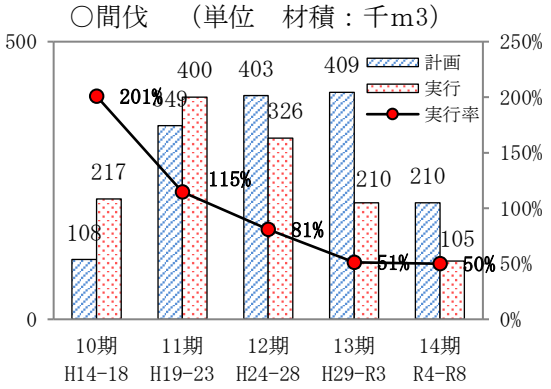
注）図表資料は、R7 長野県民有林の現況、R7 長野県木材統計、長野県林務部業務資料による。

第２ 前計画の実行結果の概要及びその評価

１ 伐採立木材積

(1) 前計画の実行結果





総 数(千m³)			主 伐(千m³)			間 伐(千m³)		
計画	実行	実行率	計画	実行	実行率	計画	実行	実行率
300	164	55%	90	59	66%	210	105	50%
面積換算（主伐：245m3/ha）（間伐：64m3/ha）			367ha	241ha	66%	3,281ha	1,641ha	50%
（参考）１年当たりで考えると			73ha	48ha		656ha	328ha	
（参考）森林づくり指針の検討する値（単年度値）			50ha	48ha	96%	175ha	328ha	187%

注：前計画期間は R3～R8 年度の５ケ年分。実行数量のうち R8 年度分は見込値を含む。
主伐及び間伐の面積換算については、地域森林計画の施業体系の伐期及び最終間伐林齢の ha あたり材積から推定

(2) 評 価

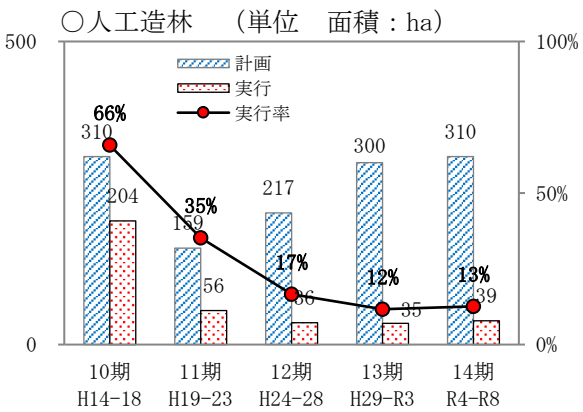
第 14 期から林分の成長により伐採適期林分の増加によって、主伐材積は増加傾向であり、実行率 66%（森林づくり指針との比較では 96%）となっています。

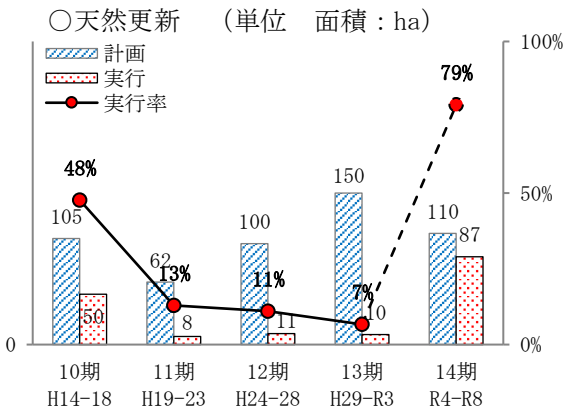
一方で間伐は計画が予定通り進捗しなかったため、実行率 50%（森林づくり指針との比較では 187%）となっています。

今後、更に森林資源の循環利用を図っていくため、特に効率的な施業が可能な森林の区域等での森林の集約化や境界明確化を進め、施業の効率化、再造林の省力・低コスト化を推進します。

２ 造林面積

(1) 前計画の実行結果





総　数(ha)			人工造林(ha)			天然更新(ha)		
計　画	実　行	実行率	計　画	実　行	実行率	計　画	実　行	実行率
420	126	30%	310	39	13%	110	87	79%
(参考) 1年当たりで考えると			62	8	13%	22	17	79%
(参考) 森林づくり指針の検討する値（単年度値）			50	8	16%			

注：1の(1)の注に同じ。
14期から天然更新の実行量は、伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告から集計

(2) 評　価

主伐の実行量が増加しているものの、計画に対する実行率は30%、人工造林の実行率は13%にとどまっており、再造林経費の負担等を背景として、計画量との乖離が生じています。

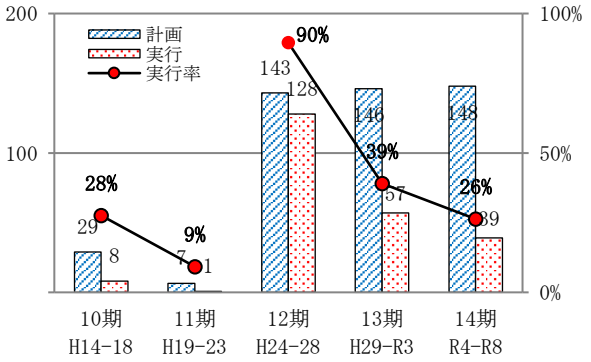
今後、更に森林資源の循環利用を図っていくため、特に効率的な施業が可能な森林の区域等での、再造林の省力・低コスト化を推進します。

また、伐採造林届出制度での伐採に係る森林の状況報告や伐採後の造林に係る森林の状況報告の届出率が低いことから、より精度の高い数値を把握するために、天然更新判定等も含めて、町村と連携して実施状況を確認していくことが重要となっています。

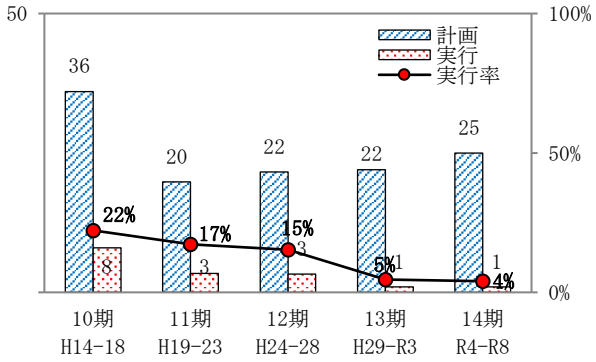
3　林道の開設及び拡張

(1) 前計画の実行結果

○開設　（単位：km）



○拡張　（単位：km）



区　分	開設延長(km)			拡張延長(km)		
	計　画	実　行	実行率	計　画	実　行	実行率
総　数	148	39	26%	25	1	4%
うち林道・林業専用道	47	0	0%	25	1	4%

注：1の(1)の注に同じ。
開設は新設と改築の合計、第12期の集計から作業道の実行量含む。拡張は改良と舗装の合計。

(2) 評　価

主伐や搬出間伐に向けた作業道の開設が進んでいるが、開設の実行率は26%と低位となっています。また、令和3年度25件・令和5年3件、木曽地域で広域の災害が発生し、林道の復旧事業を優先的に実行しました。これにより、当初計画していた開設及び拡張等が予定どおり進捗しなかったため、実行率が低位となりました。

4 保安林の指定または解除の面積

(1) 前計画の実行結果

種　類	指　　定(ha)			解　　除(ha)		
	計　画	実　行	実行率	計　画	実　行	実行率
総　数	14,364	13,840	96%	－	1.7	―
水源涵養	10,080	9,736	97%	－	1.3	―
災害防備	4,249	4,068	96%	－	0.4	―
保健風致	212	212	100%	－	－	―

注：１の(1)の(注)に同じ。

(2) 評　価

公益的機能の確保が必要な森林において保安林の指定を推進し、おおむね計画どおりに指定が行われました。引き続き、公益的機能の発揮が特に高く求められる森林において、保安林の指定と管理を通じて、公益的機能が高度に発揮されるよう適切な管理に取り組みます。

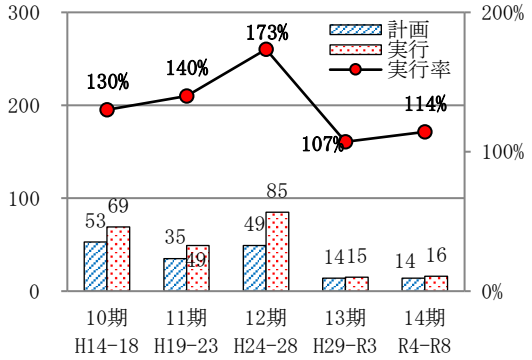
5 保安施設地区の指定

該当なし

6 保安施設事業

(1) 前計画の実行結果

○治山事業施工地区数　（単位：地区）



区　分	計　画	実　行	実行率
治山事業施工地区数	14 地区	16 地区	114%

注：１の(1)の(注)に同じ。

(2) 評　価

近年の災害発生箇所等、緊急性の高い箇所を優先して事業を実施し、計画を達成しました。今後も災害の発生が懸念される山地災害危険地区等において、治山事業の実施に取り組みます。

第３　計画樹立に当たっての基本的な考え方

これまでも森林が有する多面的機能※を持続的に発揮させるため、森林計画制度等に基づく適正な管理や木材生産を主目的に適宜に行う森林整備に取り組んできました。

森林は、温室効果ガス吸収源としての役割に加え、生物多様性の保全や水源涵養、木材供給など多面的機能の発揮が求められています。また、山村地域の経済活動を支える基盤として地域の持続可能性にも重要な役割を担っています。

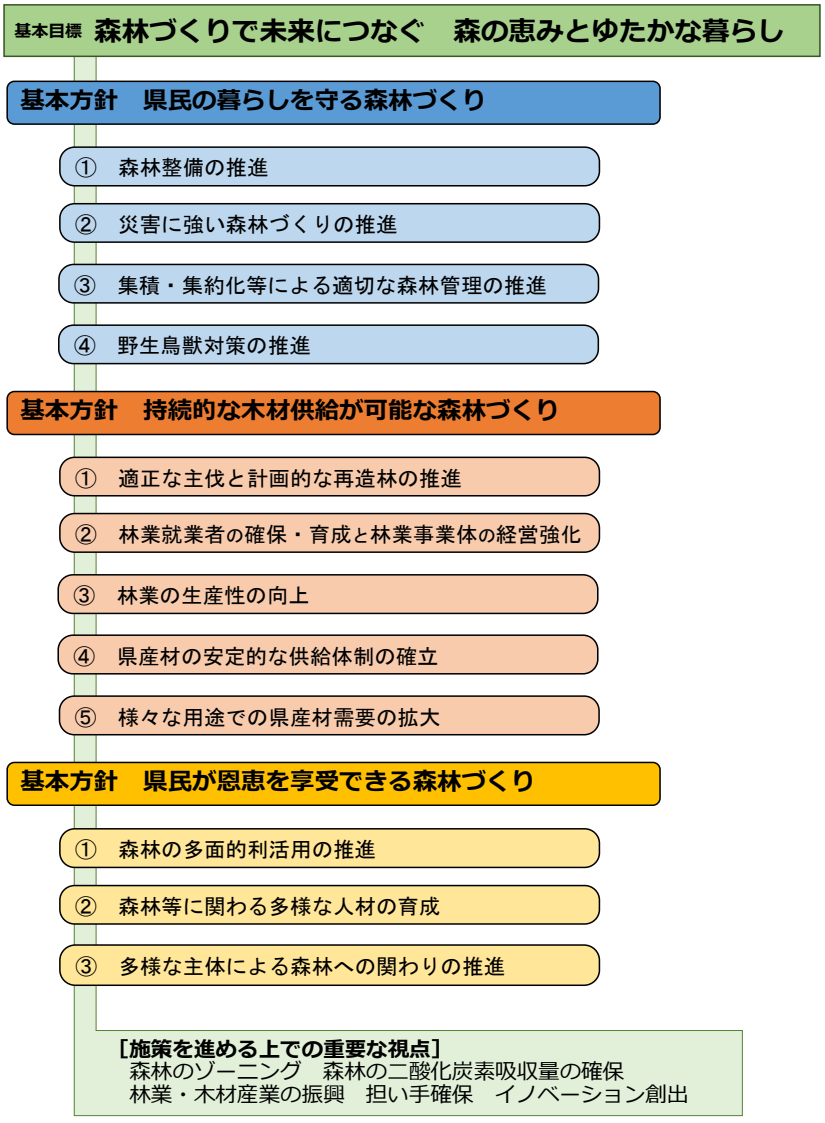
このような森林を適正（健全）に保つ取組みは、一つの目的達成だけではなく様々な波及効果や相乗効果を生み出します。

このような機能を有する多様な森林がバランス良く形成されるよう地域の特性や森林の現況を踏まえたゾーニング設定を基に、新しい林業の展開、木材産業の競争力の強化等も重要になっています。

こうした状況を踏まえ、「長野県ふるさとの森林づくり条例」による森林づくりの基本理念や目指す森林の姿に向けた基本的な考え方を整理し、本計画における重点項目を「長野県森林づくり指針」の施策体系に沿って着実に取り組んでまいります。

（※ 多面的機能：国土保全や水源かん養、地球温暖化の防止、保健・レクリエーションの場の提供、生物多様性の保全、木材の供給等の多様な恩恵 等）

【参考：長野県森林づくり指針　森林づくりを進めるための具体的な方策　施策の体系】



1 県民の暮らしを守る森林づくり

(1) 森林整備の推進

ア　重視すべき機能に応じた森林整備の推進

水源かん養機能、山地災害防止機能等の森林の公益的機能の高度発揮をめざす森林や、林業経営に適した森林といった木材生産機能の高度化をめざす森林といったゾーニングを明確にし、それぞれの機能を高度に発揮させるために必要な森林整備を推進します。

特に、林業経営に適した森林については、市町村森林整備計画において定める「特に効率的な施業が可能な森林の区域」を中心に位置付けることとし、市町村と協力しながら適切なゾーニングを行い、主伐後の再造林を進めます。

イ　実効性の高い森林計画の策定の推進

森林経営計画の策定を促進し、間伐や主伐・再造林等の森林施業の計画的な実施により森林の有する多面的機能の十分な発揮を図っていきます。

ウ　間伐等の推進

これまで間伐が必要であった森林が徐々に高い齢級にシフトすることを踏まえ、重視すべき機能に応じた施業が適期に実施されるよう、防災減災等の機能がより必要な森林において計画的な間伐等の実施を推進します。

エ　針広混交林化等の推進

林業経営に適した森林以外の人工林のうち公益的機能の高度発揮をめざす森林では、過去の災害履歴や自然条件等に応じて、治山事業や森林経営管理制度に基づく整備等により複層林化や長伐期化のほか、成長した樹木の抜き伐り（択伐や更新伐等）による針広混交林化を推進するなど、多様で健全な森林へと誘導を図ります。

特に、針広混交林化に当たっては「長野県針広混交林施業指針（平成 17 年（2005 年））」や「災害に強い森林づくり指針（平成 20 年（2008 年））」、「森林経営管理制度市町村業務マニュアル（令和３年（2021 年））」等を活用しながら、技術的な支援を行います。

オ　生物多様性の保全や環境等に配慮した森林整備

優れた自然環境を有する森林や奥山の天然林等については、生物多様性の保全に配慮した森林の管理を推進します。特に貴重な動植物等が生息・生育する森林においては、それらの保護・管理に資する適正な森林の保全を図ります。

また、里山については、生物多様性保全等の機能確保に配慮しつつ、地域住民等を含めた適正な整備及び利用を推進します。

国際的な森林認証制度（SGEC 等）などの認証森林の普及・啓発を通じ、その推進を図ります。

鳥獣害防止施設の整備等を含む森林整備で使用する資材については、環境負荷が少ない素材の活用が図られるよう取り組みます。

景観形成等に配慮が必要な森林については、森林の適切な維持管理の一環として、観光地の魅力向上のための景観整備を推進します。

ライフライン沿い等の森林や河畔林では、森林所有者、施設管理者、市町村及び県の役割分担のもと、危険木の除去などの森林整備を進めます。

(2) 災害に強い森林づくりの推進

ア　適地適木・適正管理による森林づくりの推進

災害から人々の暮らしを守るため、特に直下に集落等の保全対象を控えるといった山地災害防止機能を重視する森林においては、「災害に強い森林づくり指針」に基づき、崩壊防止や災害緩衝に資する森林の整備を進めるなど、適地適木・適正管理を基本とした災害に強い森林づくりを推進します。

航空レーザ測量データを用いたCS立体図による地形や林況の解析、干渉SAR解析による地すべりや深層崩壊の兆候の把握等、最新技術を用いて危険な箇所や要整備林分の抽出を行い、事前防災対策を進めていきます。

イ　治山事業等による流域の防災機能の向上

災害に強い森林づくりを進めるにあたっては、治山事業や造林事業等の公的な森林整備事業を導入し、適正な立木の密度が保たれた針広混交林や広葉樹林の整備を進めるほか、必要に応じて治山施設の整備を行い、流域の防災機能の向上を図ります。

近年の大規模な河川氾濫災害を契機とした「流域治水」の取組と連携しつつ、森林の浸透機能・保水機能の維持・向上を図るため、山地災害危険地区等において、森林整備と筋工・柵工等の設置を面的、一体的に進めていきます。

また、治山施設の効率的な機能強化・老朽化対策により、長寿命化を推進します。

ウ　地域ぐるみの防災体制の整備

事前防災対策（ハード）と関係機関との連携や住民への周知（ソフト）を組合せた減災対策を進めていきます。

災害に強い森林づくりを進めるにあたっては、行政機関による公的な取組に加え、地域の防災力を高める取組が重要であることから、県が認定し災害の兆候等の早期発見や災害情報等の迅速な収集活動等を行う「山地防災ヘルパー」の活動や、地域の防災活動の一翼を担う取組に対し、研修会の開催や活動に必要な用具の提供等により支援を行います。

エ　森林病害虫被害の防止

松くい虫被害対策では、松くい虫被害レベルマップを活用し、被害の進行度合いに応じた防除対策をパッケージで講じることなどにより、効率的かつ効果的な対策を推進します。

また、森林病害虫による枯損木をバイオマス燃料等に活用する取組を推進します。

オ　保安林の指定等による森林の保全

保安林については、森林の公益的機能の発揮のため森林所有者の理解を得ながら指定を推進し、適正に管理します。また、森林の乱開発を防止するため、林地開発制度を関係法令に基づき適正に運用します。

(3) 集積・集約化等による適切な森林管理の推進

ア　管理主体の明確化と適正な管理の推進

適正な森林管理を進めるためには、森林所有者や地域住民等の合意形成を図りつつ、

最も適切な今後の森林管理のあり方を検討し、それぞれの管理手法に基づいて、管理主体が責任を持って森林を管理していくことが必要なことから、それぞれの森林について、林業事業体や市町村、地域も含めた管理主体の明確化を図るための取組を推進します。

イ　林業事業体や市町村、地域による管理や集約化等の推進

手入れや管理がなされていない不在村者が所有する森林等が増加していることから、森林経営管理制度の活用や林地台帳の整備により森林所有者等の特定作業を進め、市町村及び地域が主体となって協働して集積・集約化を図る取組を推進し、今後の適切な経営管理につなげていきます。

林業経営に適した森林では、森林所有者または林業事業体が策定する森林経営計画や、森林経営管理制度に基づく経営管理実施権配分計画の策定により、林業経営の効率化を進めます。

地域住民等が主体的に整備・利用に取り組む里山については、多面的な利用により整備・保全等が図られるよう、地域主体の森林管理を進めます。

ウ　森林情報の高度利用の推進、所有界の明確化の推進

リモートセンシング技術や森林 GIS の活用による森林情報の高度利用を図るとともに、農業関係機関との連携による非農地判定を行った土地を把握し、森林化した耕作放棄地等の森林への編入を推進します。

町村による地籍調査や林地台帳の整備を促進し、取組に必要な林務関係の技術者等に関して、市町村に対し人的な支援を進めていきます。

(4) 野生鳥獣対策の推進

ア　野生鳥獣の生息や集落等への出没を考慮した森林環境の整備

針広混交林化や広葉樹林化等による野生鳥獣の生息に適した環境づくりを行うとともに、計画的な野生鳥獣の保護管理を推進します。

野生鳥獣が集落周辺に出没しにくい環境を目指して、里山と集落の間の緩衝帯の整備等の生息環境対策を推進します。対策に当たっては、加害個体の特性に応じた適切な捕獲対策、侵入防止柵の設置等の防除対策とともにパッケージで取り組み、人と野生鳥獣との共生を目指します。

イ　農林業被害の軽減

農林業被害に対しては、野生鳥獣被害対策チームによる被害集落に対する技術支援等を継続するとともに、ICT や生息状況等のモニタリング結果を活用した効果的な被害対策を推進します。

樹木のはく皮被害が想定される箇所について、被害防止施設の設置に対する支援等を通じ、被害の効果的な未然防止対策を図ります。

ウ　捕獲の担い手の確保・育成

狩猟に興味のある一般の方や経験が少ない狩猟免許所持者を対象としたイベントや体験会の開催支援等により、捕獲の担い手の確保を図ります。

また、地域の捕獲者が参加し ICT の活用等を体験できる事業の実施等を通じて、効率

的な捕獲技術の普及・定着を図ります。

エ　野生鳥獣の持続的・効果的な捕獲に向けたジビエ利活用の推進

ジビエについて、効果的な捕獲や捕獲個体の回収方法の検討のほか、最新の衛生基準等に適合するよう、食肉加工施設への継続的な指導や、地域でのジビエ生産体制の構築を進めます。

県内外で「信州といえばジビエ」と連想してもらえるよう、飲食店、観光関係者と連携した取扱店舗の充実や情報発信等により、ジビエ関連製品の一層の販路・需要拡大を推進します。

２ 持続的な木材供給が可能な森林づくり

(1) 適正な主伐と計画的な再造林の推進

ア　適正な主伐と主伐後の再造林の推進

林業経営に適した森林において、段階的に主伐・再造林が進むよう、市町村とも連携し、林業事業体や森林所有者の理解を得ながら進めます。災害リスクの低減に加え、景観面への配慮など周辺環境との調和を図るため「長野県主伐・再造林推進ガイドライン」に適合した主伐を推進します。

再造林については、伐採から造林の一貫作業システムによる効率化や、低密度植栽・特定母樹由来の成長等に優れた苗木の植栽等の新しい省力化技術の導入に向けて長野県林業総合センター等による研究や実証試験を推進します。

イ　適切かつ効率的な更新施業の推進

主伐後の再造林については、適地適木に基づき実施するとともに、省力化にも十分配慮しながら再造林後の保育作業を着実に実施し、更新施業を推進していきます。

ニホンジカ等の野生鳥獣による造林木への被害を進行させないために、捕獲対策、防除対策を適切に組み合わせた効果的、効率的な対策を実施していきます。

上記によらず、天然更新等を行う森林では、確実な更新が図られるよう、技術的な支援も含め町村と連携しながら取り組んでいきます。

ウ　地域の特性に応じた森林づくり

希少性から比較的高価格で取引される事例もある広葉樹材や大径材について、広葉樹林整備や長伐期施業など、関係者と連携しながら地域の特性に応じた森林づくりを進めていきます。

(2) 林業就業者の確保・育成と林業事業体の経営強化

ア　林業就業者の雇用環境の改善等

森林の適切な保全と森林資源の持続的な利用を将来にわたって支える林業就業者の確保と育成を図るため、林業事業体における他産業並みの賃金や雇用環境の改善、生産性の向上、事業の合理化、経営力の向上等の取組を推進します。

他産業に比べ高い発生率となっている労働災害の防止を図るため、訓練の機会や経験・職責等に応じた体系的な労働安全教育と指導者の育成等により、安全対策の強化に取り

組みます。

女性を含む多様な人材が林業を選択し働き続けられるよう、就業希望者と既就業者との交流機会の創出、作業方法や安全対策の配慮、それぞれ就業者のワーク・ライフ・バランスが実現できる就業環境の整備を促進します。

生産性の向上と安定的な事業量の確保により、一人当たりの生産量を増加させるとともに、就業者のスキルアップ等による事業量の変動や複数の工程への対応、林業におけるキャリアパスの定着、他産業との連携促進等により、所得の増加を図ります。

イ　新規就業者等の確保・育成

林業の認知度の向上、移住や転職等の多様な人材や働き方の受け入れ等により、林業の関係人口の裾野を拡大し、新規就業者の確保に取り組みます。

主伐・再造林の加速化に向け、素材生産技能者が伐採にできるだけ専念できるよう作業の専業化を進めるため、植栽や下刈等の保育従事者の確保と育成に取り組みます。

ウ　多様な人材の育成と活用

小規模事業者については、地域の森林へのニーズに柔軟に対応できることから、他産業との兼業や林福連携の促進等により、多様な人材の活用を図ります。

地域おこし協力隊や特定地域づくり事業協同組合制度を活用し、多様な人材を確保するとともに活躍できる仕組みづくりを町村と連携して進めます。

また、地域住民や森林ボランティア団体、林業士・林業研究グループ、森林の利活用に取り組む団体等との連携により林業への多様な関わりを促進するとともに、地域の林業人材が安全作業の指導的な役割を担うなど、多様な人材による森林づくりを推進します。

エ　森林プランナーや高度な技術者の養成

効率的な森林管理や木材生産に取り組む森林施業プランナー及び森林経営プランナーの育成や、オペレーター等の技術者養成の取組について、経験や習得している知識・技術に応じ体系化して継続するとともに、現場で活躍する森林施業プランナーと林業普及指導員・町村職員との連携を強化します。

ICT や AI を活用した林業機械のオペレーターの育成に取り組みます。

オ　林業事業体の役割の重点化

労働力が不足する地域や季節において、林業事業体の相互連携による労働力の流動化と林業機械の稼働率向上の取組により、就業機会と一人当たりの生産量の増加を図ります。

地域の森林づくりの担い手の中心となる森林組合について、施業地の集約化や森林経営計画の策定の率先実施、多様な連携手法の導入や販売力の強化等による経営基盤の強化を図ります。

小規模事業者について、危険木の伐採や中核的な担い手と連携して保育作業を担うなど、関係機関との連携を促進します。

カ　森林環境教育、林業教育の推進

森林・林業に対する理解の醸成を図るため、子どもの成長に応じた、学校等での森林環境教育や林業教育を推進するとともに、社会人や地域人材への森林・林業の生涯教育の推進に取り組みます。

林業の認知度の向上や、林業におけるキャリアプランの提示等により、未来の林業就業者となり得る若年層の林業への関心の向上を図るとともに、職業を意識する中学校段階での林業職業教育や、高校における林業の基礎教育の充実を図ります。

(3) 林業の生産性の向上

ア　高性能林業機械の導入による生産性の向上

高性能林業機械の導入促進に加え、これまで導入されている林業機械の稼働率向上や効果的な活用による生産性の向上につながる取組を支援します。

既存の林業機械の能力をフルに発揮させ、収穫から造林・育林コストの縮減に向けた「一貫作業システム」や「機械地拵え」を推進します。

国有林の持つ造林作業の省力化や低コスト木材生産のノウハウについて民有林への定着を図ります。

イ　林内路網の整備推進

林業経営に適した森林を中心に、林道と森林作業道等を適切に組み合わせた路網の整備を推進します。

災害に強い路網を目指し、路網の強靭化・長寿命化を図るとともに、「長野県森林作業道作設指針」及び「長野県森林作業道作設マニュアル」に基づく森林作業道の開設を推進します。

より効果的で効率的な森林管理を目指し、森林路網のデジタル情報整備を推進します。

ウ　林業 DX による森林情報の高度利用、スマート林業の推進

リモートセンシング技術や森林 GIS の活用による森林情報の高度利用を図ります。

また、森林施業や管理を進めるため、樹種、面積、林齢、施業履歴等の必要な森林情報のオープンデータ化を更に進め、効率的な森林施業や森林管理に繋げます。

森林を管理するための社会基盤である森林路網について、GIS や GNSS 等を活用し、精度の高いデジタル情報として整備し、森林・林業関係者がお互いに情報を共有する仕組みを構築します。

航空レーザ測量データを用いた CS 立体図による地形や林況の解析、干渉 SAR 解析による地すべりや深層崩壊の兆候の把握等、最新技術を用いて危険な箇所や間伐など防災上、手入れが必要な森林の抽出を行い、事前防災対策を進めていきます。

林業事業体による高精度 GNSS 等を用いた現地測量や、ドローンを用いた苗木やシカ柵等の運搬、林業機械の遠隔操作など新たな技術の普及を行い、業務の省力化を推進します。

農林業被害等、県民の生活に影響をおよぼす野生鳥獣による被害に対して、ICT やモニタリング結果を活用した効果的な被害対策を推進します。

ICT や AI を活用した林業機械のオペレーターの育成に取り組みます。

スマート林業による資源管理・生産管理技術（ICT を活用した需給マッチングシステム）の定着とシステムユーザーの拡大を図ります。

エ　地域の特性等を踏まえた林業の推進

県内での利用が減少している架線系作業システムについて、地理的な条件等から、改

めて活用に向けた見直しと技術継承を進めていきます。

素材としての付加価値を高めることに加え、地域ごとに森林の立地条件（斜度や傾斜方向等）等による木材の強度特性を把握することを検討します。

原木の安定供給と伐採後の再造林の確実な実行を通じた森林の持続的経営を図るため、原木需要者等の関係者による再造林支援の仕組みを検討します。

地域における林業・木材産業の活性化を目指し、地域内の経済循環に取り組む地消地産型の林業を再評価していきます。

(4) 県産材の安定的な供給体制の確立

ア　安定的な木材生産体制の整備

間伐から主伐・再造林への転換により、生産性の向上と事業量の安定的な確保を図るとともに、高性能林業機械の稼働率の向上等により一人当たりの木材生産量を増加させます。

主伐後の再造林を確実に進めるための保育事業者の確保に向け、他分野との兼業等、多様な働き方や、多様な人材の受け入れを進めます。

森林資源の有効利用を図るため、林地残材等の効率的な集材のための技術の再構築（架線技術のグレードアップ、機械地拵え（バケット・グラップル）の定着等）を進め、建築用の良質材から林地残材まで幅広く生産できる体制を整えます。

イ　県産材の流通体制の構築（垂直・水平連携の仕組みづくり）

県内の木造住宅需要等に確実に県産材を供給するための川上・川中・川下における地域密着型の連携の仕組みづくりや、県外の分譲住宅等のまとまった需要を開拓していくための川上から川下までを垂直的に繋げる流通の仕組みを構築します。

県内外の非住宅建築物等の大規模な需要等に対応するため、製材工場等が同一規格の製品を共同で出荷するような水平連携の仕組みづくりを進めます。

計画区内外の製材工場との連携による県産材製品の安定供給を図り、県内外の非住宅、商業施設等のまとまった需要に対応できる体制の構築を進めてまいります。

ウ　県産材の流通体制の構築（原木の需給調整機能の拡充）

いわゆるウッドショック等による国際的な木材需給の変動に左右されず、県内の製材工場等が必要とする原木を安定的に供給していくため、県内の原木市場の機能を最大限生かしつつ、素材生産業者等が計画的に原木を供給することが可能となる市場等の需給調整機能の構築を目指します。

エ　県産材の加工流通体制の整備（地域内経済の好循環の構築）

県産材の加工流通体制について、地域の木造住宅需要等に的確に対応するために必要な高付加価値化・高効率化・品目転換等や、県外の分譲住宅や非住宅商業施設等のまとまった需要を開拓するために必要な供給力向上・規模拡充・低コスト化・高度加工処理等の施設整備を、木材産業の動向を踏まえて促進します。

木材産業の経営体質の強化等を図るために必要な資金融通制度等を国と連携して充実します。

オ　森林資源の有効活用（製紙用・木質バイオマス用等）

主伐等により発生する林地残材等の未利用材や枝葉、森林病害虫被害材等を、製紙・木質バイオマス用として活用するため、未利用材等の効率的な搬出方法を実践的に構築し、チップ化等による製品化を促進します。

カ　県産材製品の高付加価値化等の促進（JAS 製品等の製造・出荷体制の強化）

JAS 認証を取得した製材工場を中心として、今後見込まれる非住宅分野における需要等に対して県内製材工場が連携して JAS 認証製品を供給していく仕組みづくりを進め県産材製品の高付加価値化等を図ります。

県内の木造住宅需要に対し、高品質・高規格な県産材製品を提供していくため、県独自の取組である「信州木材認証製品制度」により、長野県林業総合センターと連携し、認証工場の技術向上等を促進します。

これまで木材が使われてこなかったマーケットを視野に入れた、県産材製品の高付加価値化につながる製品開発や販路開拓を促進します。

非住宅分野で今後需要拡大が見込まれる CLT の県産材ラミナを地域の製材工場が連携することによりロットを取りまとめて供給する取組を推進します。

キ　新製品等の研究・開発の推進及び統計分析による課題抽出

信州ウッドコーディネーターから得られた市場等の様々なニーズを分析し、長野県林業総合センターや企業等の関係者が連携して取り組む試験研究や製品開発を促進します。

信州カラマツの人工乾燥技術や強度性能評価技術の向上に向けた長野県林業総合センターによる試験研究の充実や人工乾燥材の製造技術等の普及啓発等に取り組みます。

木材産業の実態把握に努め、短期的・中長期的な課題の抽出を適時的確に行うための木材市況調査及び木材流通調査を継続的に実施するとともに国の統計等を活用していきます。

海外先進地域の先端技術等を参考に、本県に適した木材生産技術等を研究します。

(5) 様々な用途での県産材需要の拡大

ア　県産材を利用した住宅建築等の推進

環境への負荷が少なく、高い断熱性能を有する信州健康ゼロエネ住宅の普及により、県産材利用を推進します。

外材高騰など木材調達の不透明さから、これまで県産材を使っていなかった工務店等の需要者と県産材を加工する製材業者との新たな関係構築を促進します。

工務店や建築士等の意見を製材工場や林業事業体にフィードバックし、木材製品の製造や出荷、原木の生産等の課題解決につなげます。

イ　非住宅分野での県産材利用の推進

「都市（まち）の木造化推進法」に基づき、公共施設や民間施設での県産材利用を推進します。

子どもたちが直接木に触れる機会を創出し、木の文化を育む担い手づくりを進めます。

先駆的な技術の普及啓発により、低～高層建築物における県産材の需要拡大につなげ

ます。

公共建築物・公共土木施設への木材利用の取組事例を集約し、情報発信するとともに、木造化・木質化に関係する建築基準法などの法令等を整理し、関係機関等へ情報提供します。

ウ　大消費地における販路の開拓

信州ウッドコーディネーターの配置等により、首都圏等の大消費地をはじめとする県内外の様々な分野への営業を拡充し、木材需要の掘り起こしを進めます。

都市部の市区町村に配分される森林環境譲与税を活用した公共施設の木造化等の情報等を的確につかみ、集成材等や内装材等の長野県産の木材の強みを生かした営業を展開します。

エ　あたりまえに木のある暮らしの実現

脱炭素社会の実現に向け、暮らしに身近な用具等を、石油由来の素材等から木製品へ転換させるウッドチェンジの取組に関する製品開発や市場開拓等を促進します。

子どもから大人までが木に親しむことができるよう、木工芸品や家具・建具・玩具等の木製品を普及します。

都市部で暮らす県民等にも森林の大切さや木を使うことの意義を普及啓発していくため、多くの県民が利活用する市街地の施設等の木造化・木質化を進めます。

オ　木質バイオマスの利用促進

県産材の木質バイオマス利用に当たって、まずは、製材用等の素材としての利用を推進し、その過程で発生する主伐等における未利用材や枝葉、森林病害虫被害材等について、森林資源の有効活用の観点から熱や発電用の燃料としての利用を進めます。

地域住民による各地域内での木質バイオマス利用の取組が進むよう、地域内エコシステム等による木質バイオマスの熱利用を行う仕組みを普及します。

県民が直接、脱炭素社会の実現に貢献できる木質ペレットの利用拡大に繋がるペレットストーブ等の導入を促進するなど、身の回りの木質バイオマス利用を波及させるよう普及啓発していきます。

カ　新たな木材利用に向けた調査・研究の推進

脱プラスチックや脱炭素社会実現等の観点から、木材に関する様々な技術開発等の情報収集に努め、新しい需要の創出を試験研究等により促進し、県内で取組可能な技術等を普及していく取組を、関係者と連携しながら進めていきます。

キ　信州木材認証製品等の普及

信州木材認証製品の普及に加え、森林認証木材やJAS製品の情報発信に努めます。

3 県民が恩恵を享受できる森林づくり

(1) 森林の多面的利活用の推進

ア　森林サービス産業の推進

山村地域における経済循環や関係人口の増加をめざし、様々なアイディアで森林を活用したビジネスを展開する森林ベンチャーの支援などにより、森林空間を健康、観光、

教育等の多様な分野で活用する「森林サービス産業」の取組を推進し、その振興を図ります。

森林サービス産業に関する情報の集積・発信や人材育成を担うプラットフォームへの参加を促進するとともに、地域の主体的な取組を支援します。

イ　県民が広く親しめる里山づくり

これまで地域住民が自ら整備に取り組んできた里山の質を向上させ、多くの県民や県外から長野県を訪れる方が気軽に利用できる「開かれた里山」の整備と仕組みづくりを推進します。

ウ　特用林産物等の生産の振興

きのこや山菜等の特用林産物の地元食材を観光や健康分野でも活用する仕組づくりを進めるとともに、長野県林業総合センター等の試験研究機関と連携しながら、精油等の新たな森林資源活用に向けた取組を進めます。

しいたけ等原木栽培を「食育」や「森林環境教育」のツールとして学校等で活用する取組を促進します。

ジビエについて、効果的な捕獲や捕獲個体の回収方法の検討により、ジビエ等としてできるだけ利用することを進めるほか、最新の衛生基準等に適合するよう、食肉加工施設への継続的な指導や、地域でのジビエ生産体制の構築を進めます。

(2) 森林等に関わる多様な人材の育成

ア　多様な地域人材の育成

林業士等地域林業の中核的リーダーのノウハウを活かしながら森林ボランティア等の安全指導を支援します。

比較的容易な保育事業で他分野の人材を受け入れるなど、林業における多様な働き方を推進します。

特用林産物の活用や森林空間を利用した「森林サービス産業」等、山村地域の交流人口の増加により、森林と関わる多様な人材を育成します。

里山リーダーや林業士など、地域の里山管理や零細な森林所有者の取りまとめを担える地域人材の育成と掘り起こしに取り組みます。

イ　林業の認知度向上

職業としての林業の関心を高め、林業の就業希望者の裾野を広げるため、広報活動、学校教育等の機会を通じ、森林・林業の多面的な役割や林業就業者の重要性、林業の魅力について、若者を含めた県民の関心及び理解を促進します。

ウ　人材の育成・定着の促進

林業への就業相談から就業前研修、就業後のフォローアップを含めた体系的かつ段階的な人材の育成と移住や転職等による山村地域の定住促進を進めます。

小規模事業者については、地域の森林へのニーズに細やかに対応できることから、他分野との兼業や林福連携の促進、多様な人材の活用を図ります。

(3) 多様な主体による森林への関わりの推進

ア　多様な整備手法の推進、都市住民等との交流の推進

カーボンニュートラル、SDGs 時代を見据え、企業の森林整備に対するニーズは今後も堅調に推移すると予想されることから、引き続き企業と連携した森林整備を進めるとともに、整備による二酸化炭素吸収量の評価・認証制度を推進します。

都市部と県内市町村の連携を図りながら、都市部の森林環境譲与税を県内の森林整備等に活用いただく取組を推進します。

適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量を「クレジット」として国が認証し、県内外の企業等に販売することができるＪ-クレジット制度について、県有林での活用に加え、町村の公有林等での導入を促進します。

イ　地域ぐるみの取組の推進

地域住民が主体的に行う里山整備を促進するとともに、森林の多面的利活用を推進することで、豊かな「里山暮らし」の創出や、自立的・持続的な森林管理の構築を図ります。

ウ　森林ボランティア活動等の推進

林業研究グループや森林ボランティア団体等が地域の森林づくりを「安全」に進めるための技術習得の機会を提供します。

ボランティア団体等が継続的な活動に取り組めるよう、森林を活用した様々な「森林サービス産業」の掘り起こしと、参入促進を図ります。

エ　森林環境教育の推進

森林環境教育のフィールドとして、学校林のみならず県民の森や里山整備利用地域等の身近な森林の活用を進めます。

地域林業の中核的リーダーである林業士等が、子どもたちの林業体験等において指導するといった活躍の場づくりを進めます。

みどりの少年団の活動や小中学校における学校林を活かした活動等を通じて、青少年の森林を守り育てる意識を養うための森林環境教育の取組を推進します。

信州やまほいく認定園の活動フィールド整備等を通じ、子どもたちが森林の中で安全に自然体験活動ができる環境の充実を図ります。

オ　身近なみどりづくりの推進

2050 年カーボンニュートラルの実施に向け持続可能な社会の構築や、都市防災においてみどりの持つ多様な機能の活用を図る観点から、「まちなかグリーンインフラ」を推進します。

多くの県民が親しめる身近な「みどり」づくりを推進するとともに、みどりの大切さへの理解の醸成を図ります。

Ⅱ　計画事項

第1　計画の対象とする森林の区域

市町村別森林面積　　（単位:ha）

区	分	面　積	備　考
木曽管内	上松町	4,951	
	南木曽町	6,116	
	木曽町	30,263	
	木祖村	4,976	
	王滝村	3,862	
	大桑村	4,868	
計画区総数		**55,036**	

注）１ 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

２ 森林計画図は、木曽谷地域森林計画区に含まれる町村役場及び長野県林務部森林政策課、木曽地域振興局において閲覧できる。

３ 面積は四捨五入のため各項の加算値と総数は必ずしも一致しない。

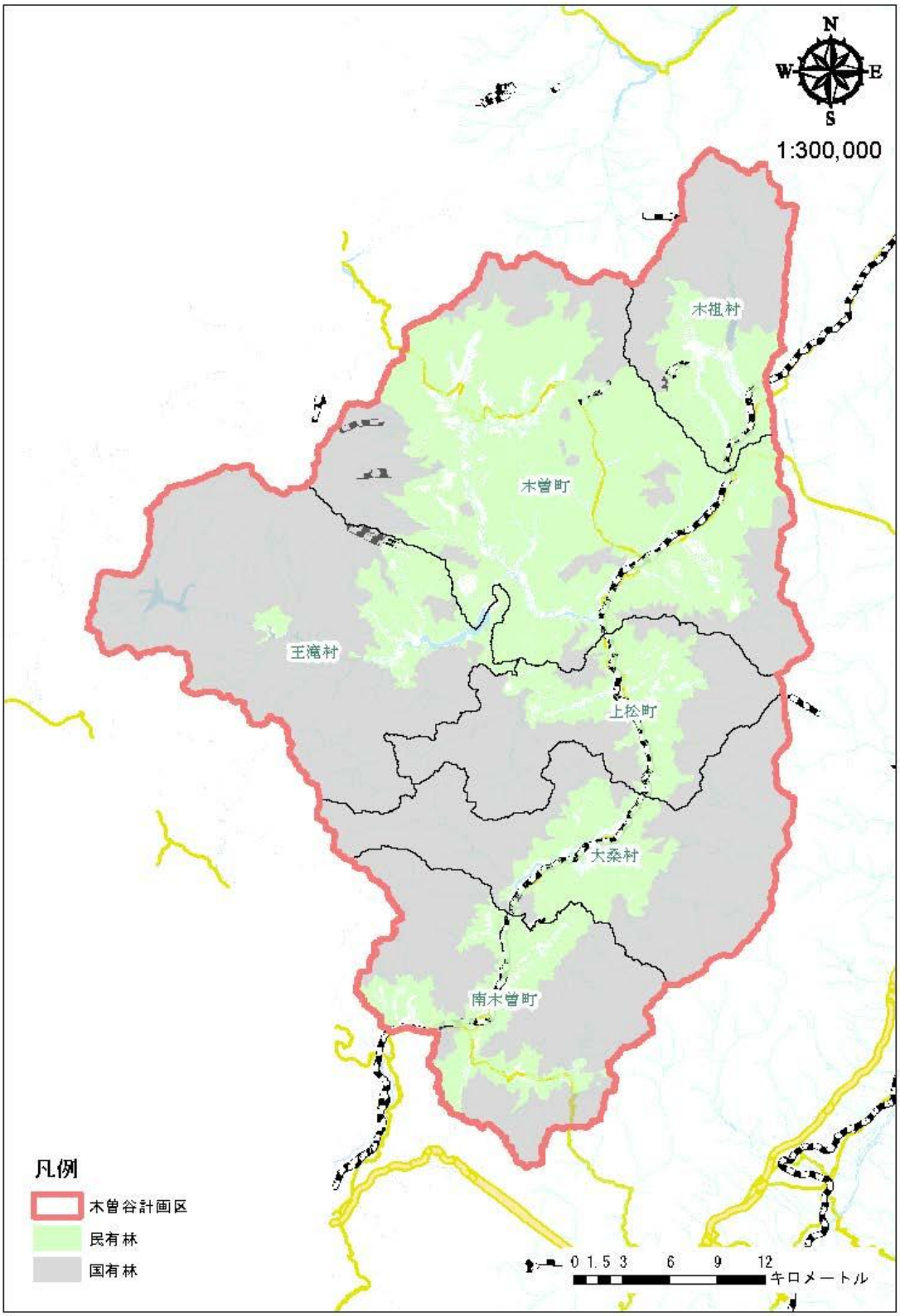
４ 地域森林計画の対象となる民有林（次の（１）の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の（３）の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）は、次の(1)～(3)までの手続きの対象となる。

(1) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 第 1 項の開発行為の許可

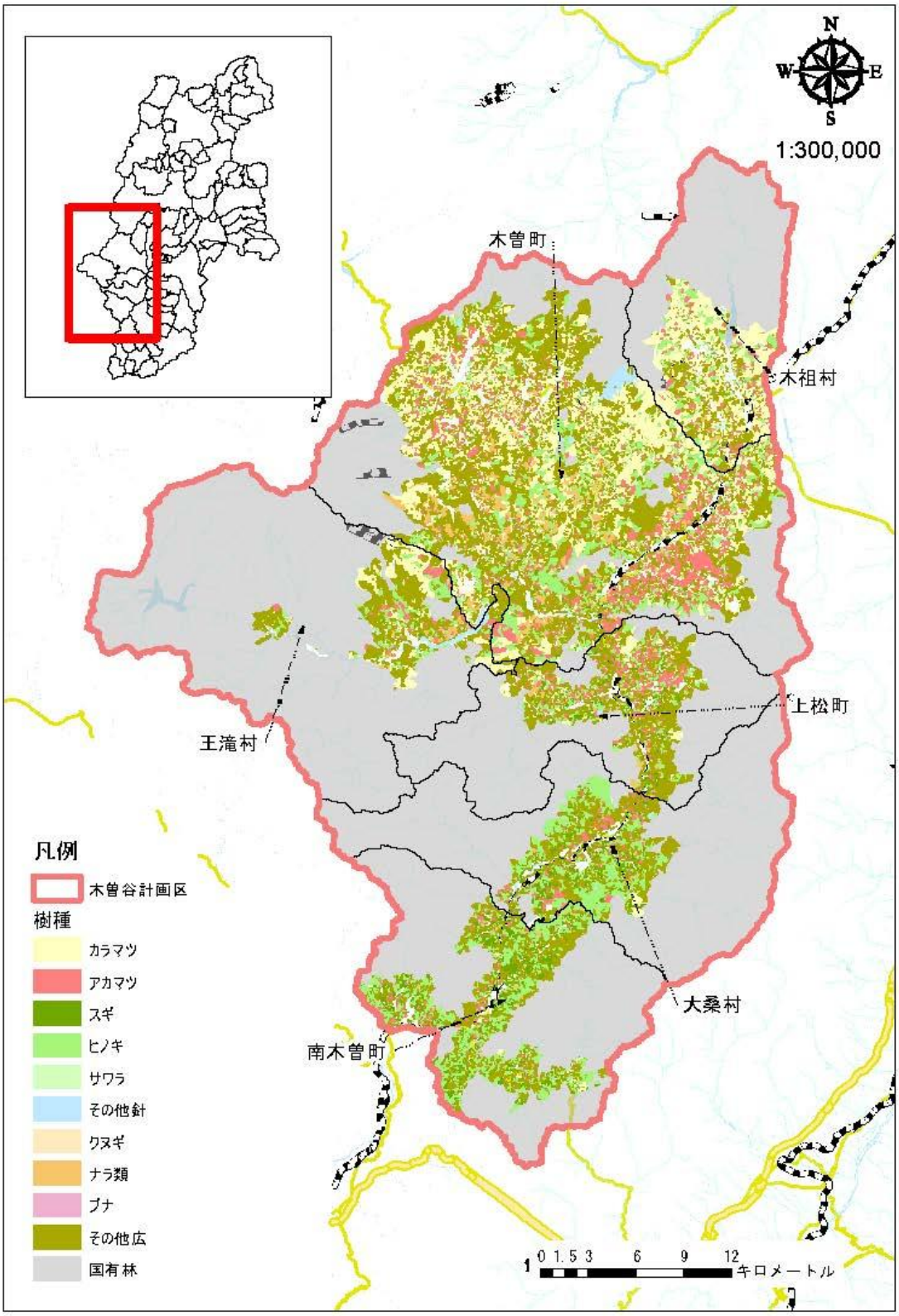
(2) 森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の森林の土地の所有者となった旨の届出

(3) 森林法第 10 条の 8 第 1 項の伐採及び伐採後の造林の届出

【計画の対象とする森林の区域図】



【樹種別の森林分布図】


N
W
E
S
1:300,000
木曽町
木祖村
上松町
王滝村
大桑村
南木曽町
凡例
木曽谷計画区
樹種
カラマツ
アカマツ
スギ
ヒノキ
サワラ
その他針
クヌギ
ナラ類
ブナ
その他広
国有林
0 1.5 3 6 9 12
キロメートル

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

近年の豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化等にも配慮し、近年の森林に対する要請も踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進します。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設配置等を推進し、森林ＧＩＳの効果的な活用を図ります。

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全の推進に当たっては、全国森林計画に定められた「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」、長野県森林づくり指針に即しつつ、計画の大綱の第３に定める「計画樹立に当たっての基本的な考え方」を踏まえ、計画区の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等に配意の上、森林の有する機能ごとの望ましい森林の姿をめざして、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進することとします。

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

（１）の目標を実現するために、森林の有する公益的機能ごとの基本方針と望ましい森林の姿を表2-1のとおり定めます。

また、現況が人工林のうち、林地生産力が比較的高く車道や集落からの距離が近いといった自然的・社会的条件が良い林業適地にあるものについては、植栽による確実な更新を行い人工林として維持し、林業適地以外にあるものについては、侵入広葉樹の　活用等による針広混交林化、広葉樹林化により天然林へ移行させていきます。

現況が天然林のものは、自然の推移に委ねることを基本としつつ、里山林等については、多面的機能の維持増進を図るため、適切な整備により利活用等を行います。

さらに、林業適地以外にある人工林の天然林への移行については、クマ等の野生鳥獣の生息環境の保全・整備に向けた対策として着実に取組を進めます。

【表2-1】　森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機　能	森林整備及び保全の基本方針	望ましい森林の姿
水源涵養機能	洪水の緩和や県民生活に必要な良質な水の安定供給を確保する観点から、次の施業を基本とする。 ①林内が暗く下層植生の乏しい森林は、林内の光環境の改善による下層植生の育成促進と樹木の根を発達させるため、間伐を実施する。 ②健全な森林土壌の維持のため、適切な保育・間伐を実施する。 ③不成績造林地は、植栽により浅根性と深根性の樹種を組み合わせて配置し、森林土壌の粗大空隙を発達促進させる ④主伐による裸地は早期に縮小及び分散を図る。	① 粗大孔隙の大きな森林土壌を持つ森林 ② 階層構造が発達し、他樹種が混交する森林 ③ 齢級の高い森林 ④ 林床が下層植生や落葉落枝に覆われた森林
山地災害防止機能/土壌保全機能	災害に強い県土を形成する観点から、「災害に強い森林づくり指針」（森林の土砂災害防止機能に関する検討委員会編：長野県林務部）に即した施業を基本とする。 施設整備等が必要な森林は、保安林に指定し治山事業による整備を推進する。	① 根系が広く深く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林 ② 樹冠が適度にうっ閉している森林 ③ 林床が下層植生や落葉落枝に覆われた森林 必要に応じ山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	地域の快適な生活環境を保全する観点から、次の施業を基本とする。 ① 樹種の多様性を増進する施業 ② 着葉量を維持するための適切な保育・間伐等 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。	① 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高い森林 ② 諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健･レクリエーション機能	県民に憩いと学びの場を提供する観点から、広葉樹等多様な樹種の導入を図る。 保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。	① 多様な樹種等からなり、自然とのふれあいの場として適切に管理され、住民等に憩いと学びの場を提供している森林 必要に応じて保健・教育　活動に適した施設が整備されている森林

森林の有する機　　能	森林整備及び保全の基本方針	望ましい森林の姿
文化機能	潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を実施する。 風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。	① 史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林 必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	森林生態系の不確実性を踏まえ、様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置された森林を目指す。 森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。	① 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林 ② 陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林
木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林及び間伐等の森林整備を実施する。 その上で、地域の木材集積施設や木材加工施設、木質バイオマス利用等への原木供給を行う。 「長野県林内路網整備指針」に基づき、林道や作業路等の整備を積極的に進める。	木材需要側の要望に応えられる、森林経営計画の樹立、路網整備などが進められ、木材の供給体制の整った森林

注）　全国森林計画の「第１表　森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」と併せたものをそれぞれの方針とします。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

伐採計画材積から造林計画面積を算出することとし、伐採後は全て人工植栽又は天然更新としました。また、未立木地へ植栽する計画として算出しました。

育成複層林は、森林の持つ公益的機能が高度発揮されるよう、過去の実績も踏まえ必要な計画量を設定しました。

【表2-2】　森林の区分別の計画量　（単位　面積:ha）

区分			現況	計画期末	差引増減
面積	人工林		26,364	24,528	-1,836
	天然林		26,897	27,058	161
		利活用等により機能の維持増進を図る天然林	1,264	2,938	1,674
	計		54,524	54,524	
森林蓄積（㎥／ha）			202	211	

（注）１　人工林とは、主として植栽又は人工下種①により成立している森林。例えば、植栽によるスギ、ヒノキ、カラマツ、エゾマツ、トドマツ等からなる森林。



人工林

２　天然林とは、主として種子の自然散布による更新、ぼう芽による更新等の天然更新により

３　利活用等により機能の維持増進を図る天然林とは、適切な整備により利活用等を促進し、多面的機能の維持増進を図る天然林をいう。例えば、里山林等の天然林のうち、製材・加工材、しいたけ原木、薪炭材、おが粉等として広葉樹材を利用している天然林、保健・レクリエーションの場として活用されている天然林、公益的機能の維持増進を図るため適切な整備を行う天然林。



天然林

※①：種子を直接林地に播き付ける造林法をいう。

２　その他必要な事項

県及び町村は、十分な連携のもと、発揮を期待する機能が高度に発揮されるよう、一体的な森林の整備及び保全に努めることとします。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

第２に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び「第６の１の伐採立木材積及び間伐立木材積」を踏まえ、森林の整備に関する事項を定めます。

施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行います。また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進します。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行います。

なお、「立木の伐採（主伐）の標準的な方法」は、市町村森林整備計画における立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定めるものです。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採のうち主伐については、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、造林作業及び天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類の整理を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとします。

「更新」とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林（人工造林又は天然更新）により更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいいます。なお、主伐方法の選択に当たっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討することとします。

【表 3-1】主伐の区分

区　　分	主伐の方法の内容
皆　　伐	伐採区域の森林を構成する立木の全部を一度に伐採し収穫する方法であり、伐採跡地が直ちに更新されることを前提としている。更新は一斉に同齢林に　更新することから、植林が一般的である。
択　　伐	伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行い、更新を図りながら環境の改変を小さくする作業法。 なお、ここで択伐とは、材積による択伐率が 30%以下の択伐をいう（伐採後の造林を人工植栽による場合は、40%以下の択伐率）。

【表 3-2】主伐の留意事項

区　　分	留　意　事　項
共通事項	① 森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行い、伐採面積の縮小・分散に取り組むこと。長野県主伐・再造林推進ガイドラインでは、一伐区の面積はおおむね５ha までを推奨している。 ② なお、５ha を超える主伐を計画する場合は、伐区を分けて周辺森林の成木の樹高程度（20m以上）の保残帯を残すことや複数年に分けて伐採すること、高木性広葉樹を積極的に残すことを検討する。 ③ 伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定し、生物多様性の保全等の観点から、多様な伐期による伐採に努める。

区　分	留　意　事　項
共通事項 （続き）	④ 自然条件により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域（例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等）は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。 ⑤ 林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、渓流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要ある場合には、人工林・天然林を問わず保護樹帯を設置する。 ⑥ あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、対象森林における前生稚樹の生育状況のほか、周辺森林を含めた母樹の分布状況や鳥獣害の状況等に配慮する。 ⑦ 伐採後の更新がぼう芽更新による場合は、ぼう芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこととする。 ⑧ 森林経営計画に基づいて施業を行う場合は、あらかじめ森林経営計画の認定を受けておく必要がある。 ⑨ 伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとし、伐採造林届出制度等を通じて、主伐時における伐採・搬出の指針等を踏まえた伐採・搬出を確実に実施する。 ⑩ 渓畔林の保全、樹洞木及び枯損木並びに目的樹種の成長を妨げない目的樹種以外の樹種の保残、二次的な里山林の保全管理等「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」（令和６年３月林野庁策定）を踏まえること。 ※長野県主伐・再造林推進ガイドライン(令和８年９月一部改正)を参照のこと。

区　分	留　意　事　項
皆　伐	①　原則として傾斜が急な所、風害・雪害の気象害がある所、野生鳥獣の被害が激しいところは避け、確実に更新が図られるところで行うものとする。 ②　一箇所当たりの皆伐の上限面積は、20ha を超えないものとする。 また、長野県主伐・再造林推進ガイドライン（令和５年３月長野県林務部）に基づき、一伐区あたりの面積はおおむね５ha までを推奨する。 ③　隣接する伐採跡地との間には、幅 20m以上（周辺森林の成木が 20mを超える場合は、樹高程度以上）の保残帯を設けること。 ④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、多様な伐期の設定、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。 ⑤　次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から 20m程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。 河川、渓流沿いの水辺環境、耕作地 人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道
択　伐	① 単木、帯状又は群状に、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。 ② 群状伐採にあっては、一箇所当たりの伐区面積は 0.05ha 未満とし、隣接する伐区との間は、20m以上離れていること。 ③　帯状伐採にあっては、伐採する帯の幅は、10m未満とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離れていること。 ④　森林の有する公益的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持する。

※長野県主伐・再造林推進ガイドライン(令和８年９月一部改正)を参照のこと。

（参考）　伐採方法の区分について

地域森林計画は、全国森林計画に即して立てる計画と規定されており、伐採方法の区分は、全国森林計画に準じています。

一方、森林学（林学）上の伐採方法の区分は、一般に次の３種に大別されます。

伐採種		伐採方法	更新方法
皆伐		更新面の林木を全部伐採し、主に植栽によって一様に更新させる伐採方法。	人工造林 天然下種 ぼう芽（広葉樹）
漸伐	傘伐	上層木の伐採完了する前に更新を行う伐採方法。 予備伐、下種伐、後伐により、高木が全て伐採されるときには、稚樹が生えそろっている状況で伐採を行う。	天然下種
	画伐	更新地を漸次拡張する区画単位で伐採を行い、拡張した伐採地の更新後、全ての上木を伐採し、更新を終える伐採方法。	天然下種
択伐		単木や群状にて数年おきにその間の成長量だけ伐採する作業。天然更新を前提とした伐採方法。	天然下種 ぼう芽（広葉樹）

なお、更新とは、主伐の前または後に次代の森林を作ることで、人工造林と天然更新とがあります。また、広葉樹林では、萌芽による更新も行われます。

ここで、主伐というのは、林木が目的の大きさに達した時に伐採することをいいます。

（参考図書）　「森林・林業実務必携第２版補訂版 P276」東京農工大学農学部編

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準に表3-3のとおり定めます。なお、立木の標準伐期齢は、森林の伐採を義務付けるものではありません。

【表 3-3】樹種ごとの標準伐期齢

区分	主な樹種				
針葉樹	カラマツ	アカマツ	スギ	ヒノキ	その他針葉樹
	40年	40年	40年	45年	60年
広葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ		その他広葉樹
	15年	20年	70年		20年

(3) 立木の伐採・搬出に関する指針

立木の伐採・搬出に当たっては、土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないよう配慮することを踏まえ、林業事業体等が主伐時における立木の伐採・搬出する場合は、国で定める「主伐時における伐採・搬出指針（令和５年３月31日付け４林整整第924号林野庁長官通知）」に則して伐採・搬出することとします。

(4) その他必要な事項

主伐後の更新の確認方法

【表 3-4】更新の確認時期と確認者

主伐の届出	更新方法	確認時期	確 認 者
伐採及び伐採後の造林の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から２年を経過する日までの期間に確認する。	市町村
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から５年を経過する日までの期間に確認する。	
森林経営計画に係る伐採等の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から２年を経過する日までの期間に確認する。	県認定計画は、地域振興局 市町村認定計画は、市町村
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から５年を経過する日までの期間に確認する。	

注)「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出した森林については、伐採が完了した日から30日以内に「伐採に係る森林の状況報告書」を、造林を完了した日から30日以内に「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」のそれぞれ提出することが義務付けられています。

確認方法は、第３の２ 造林の更新完了の基準及び調査の方法のとおりとします。

なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や市町村の確認調査にあたっては、地域振興局の林業普及指導員等が積極的に技術的な助言、協力を行うこととします。

2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては人工造林によることとします。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ります。

また、花粉症発生源対策の加速化を図るため、県内の採種園の植栽木を踏まえ、成長に優れた特定母樹やエリートツリー（第２世代精英樹等）等の苗木や花粉の少ない苗木の増加に努め、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めます。

なお、市町村森林整備計画における造林に関する事項は、以下の内容を参考に定めるものとします。

(1)人工造林に関する指針

人工造林については、将来にわたり人工林を維持する自然的・社会的条件の良い林業適地のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

ア　人工造林の対象地

【表 3-5】人工造林の対象地

人工造林の対象地	木材生産の適地
	特に効率的な施業が可能な森林 森林の有する公益的機能の発揮が必要な土地
	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

イ　人工造林の標準的な方法に関する指針

(ｱ) 人工造林の対象樹種及び植栽本数

適地適木を旨とし、広葉樹や郷土種も考慮に入れ、苗木や品種の特性を踏まえて選定を行います。植栽本数は、表３－６の植栽本数を標準として、多様な施業体系や木材生産目標等を考慮し、疎仕立てでは一般材・合板材等、中庸仕立てでは優良材・大径材等を生産することを目標として検討します。

なお、効率的な施業の実施の観点から技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた植栽本数について考慮しつつ、低密度植栽（疎仕立て）の導入に努めることとします。

苗木の選定に当たっては、成長等に優れた特定母樹由来の苗木や花粉の少ない苗木（「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年６月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）の別紙で定める花粉の少ない苗木と認めたスギ・ヒノキ苗木をいう。以下同じ。）の積極的な活用導入及び増加に努めるとともに、広葉樹の苗木については、生物多様性保全の観点から採取地が明らかな種穂を用いた苗木の選定に努めることとします。その他、「生態系被害防止外来種リスト」を踏まえて、生態系等への影響や同種の生物導入による遺伝的攪乱が生じるおそれのあるものは極力選定を避けることとします。

また、伐採に用いた林業機械を地拵えや苗木運搬なども活用して、軽労化を図ると共に、伐採から造林までの一貫作業の導入を進め（積雪地での翌年植栽を含む）、植栽適期が広いコンテナ苗や、下刈回数を削減できる大苗の使用により、低コスト化を図るものとします。

これらを踏まえて、植栽木とその植栽本数を決定します。

【表 3-6】樹種別の植栽本数一覧表

木材生産目標	仕立て方法	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹
		ha当たりの植栽本数(本)					
一般材 合板材	疎密度仕立て	1,500	—	—	1,500	—	—
	疎～中密度仕立て	2,000	2,000	2,000	1,800 ～ 2,000	2,000 ～ 2,500	—
優良材 大径材	中密度仕立て	3,000	3,000	3,000	2,300	3,000	3,000

（イ）人工造林の標準的な方法

a　地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮することとします。また、伐採・搬出に用いる林業機械を地拵え作業でも活用し、作業の効率化に努めることとします。

b　植付けの方法

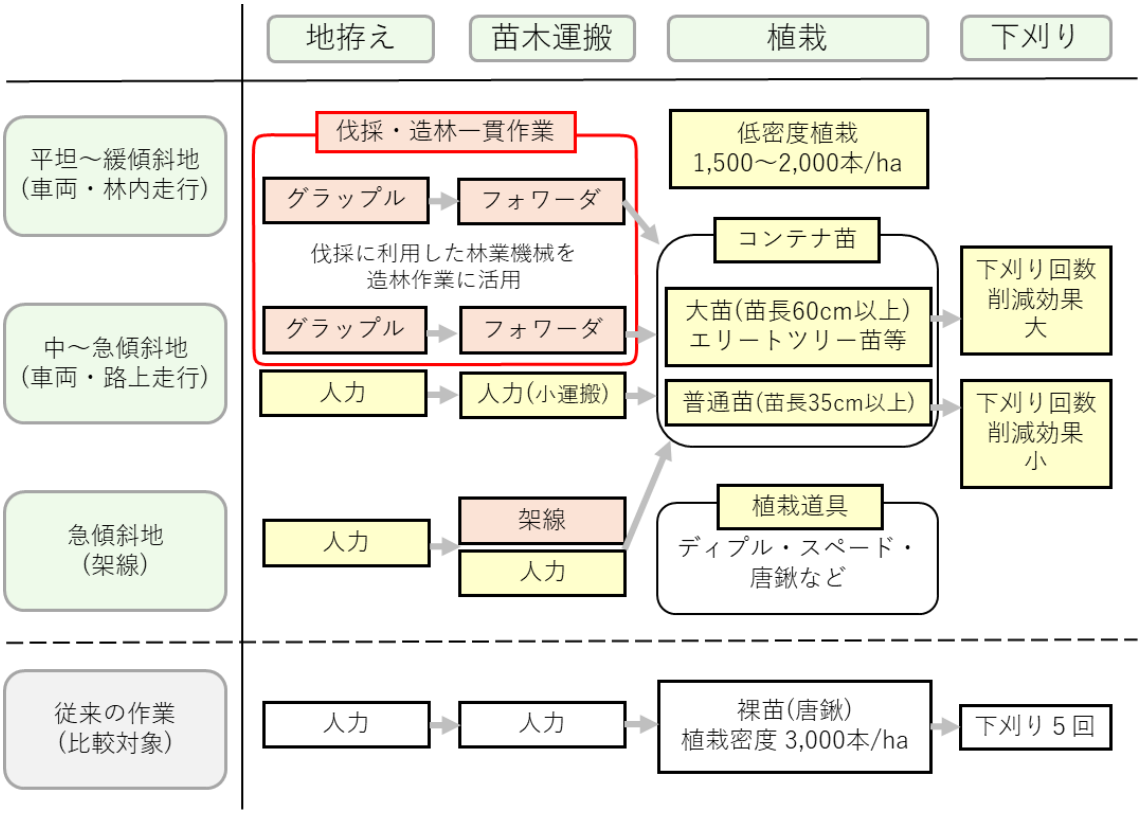
気候、コンテナ苗等植栽する苗木の種類、その他立地条件及び既往の植栽方法を勘案するとともに、適期に植え付けることとします。

c　野生鳥獣による被害防止の方法

ニホンジカ等による食害により、更新困難箇所が発生する恐れがあることから、鳥獣害防止対策を検討することとします。

d　人工造林の省力・低コスト化

機械による地拵え・苗木運搬や伐採・造林の一貫作業並びに低密度植栽等の技術を適切に組み合わせることにより、造林作業全体の省力・低コスト化に努めることとします。組み合わせにあたっては、傾斜等の立地条件や林業事業体の体制等を踏まえ、各地域において最適と考えられる方法を選択することとします。



【参考図】　省力・低コスト化に資する標準的な作業の組合せ
（林野庁　造林に係る省力化・低コスト化技術指針 p32　より一部改変）

ウ　伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の早期回復及び森林資源の維持増進を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地において伐採跡地の人工造林をすべき期間について、次のとおりとします。

【表 3-7】伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆　　伐	択　　伐
伐採終了年度の翌年度の初日から２年を経過する日までの期間	伐採終了年度の翌年度の初日から５年を経過する日までの期間

上記の期間については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林においても同様とし、人工造林を行う際の指針として市町村森林整備計画において定めます。

（２） 天然更新に関する指針

天然更新については、天然下種更新における前生稚樹の生育状況、ぼう芽更新における伐採時の林齢や根元直径等の対象森林の現況、周辺森林を含めた母樹の分布状況や鳥獣害の状況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

ア　天然更新の対象地

【表 3-8】天然更新の対象地

天然更新の対象地	周辺森林からの実生による更新可能地
	ぼう芽更新が期待できる樹種の伐採跡地
	人工造林不成績地で天然更新が進行した箇所 （森林病害虫、野生鳥獣被害地も含む。）
	気象害等の被害跡地で天然更新が進行した箇所

イ　天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新のうち、天然下種更新の対象樹種は、林冠を構成する高木性の樹種から選定するものとします。また、ぼう芽更新による場合の対象樹種は、ぼう芽能力の強いものとして選定します。

なお、平成24年3月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き（解説編）』によれば、ぼう芽更新は、根本直径とぼう芽発生数には強い関連があることが分かっていることから、更新未完了の若齢広葉樹林や根元直径40㎝以上、おおむね80年生以上の広葉樹林は、ぼう芽更新が困難な森林として扱い、更新確認には特に留意します。

対象樹種は、下表を基準とします。

【表 3-9】天然下種更新樹種一覧表

バッコヤナギ（ヤナギ科）	オノエヤナギ（ヤナギ科）	その他ヤナギ類（ヤナギ科）
サワグルミ（クルミ科）	オニグルミ（クルミ科）	ヨグソミネバリ(ミズメ)（カバノキ科）
ウダイカンバ（カバノキ科）	シラカンバ（カバノキ科）	ダケカンバ（カバノキ科）
ネコシデ（カバノキ科）	ハンノキ（カバノキ科）	ケヤマハンノキ（カバノキ科）
コバノヤマハンノキ（カバノキ科）	ヤハズハンノキ（カバノキ科）	ミヤマハンノキ（カバノキ科）
ヤシャブシ（カバノキ科）	ミヤマヤシャブシ（カバノキ科）	ヒメヤシャブシ（カバノキ科）
オオバヤシャブシ（カバノキ科）	アサダ（カバノキ科）	サワシバ（カバノキ科）
クマシデ（カバノキ科）	イヌシデ（カバノキ科）	アカシデ（カバノキ科）
ブナ（ブナ科）	イヌブナ（ブナ科）	コナラ（ブナ科）
ミズナラ（ブナ科）	アベマキ（ブナ科）	クヌギ（ブナ科）
カシワ（ブナ科）	クリ（ブナ科）	エゾエノキ（ニレ科）
ケヤキ（ニレ科）	フサザクラ（フサザクラ科）	カツラ（カツラ科）
ヒロハカツラ（カツラ科）	タムシバ（モクレン科）	コブシ（モクレン科）
ホオノキ（モクレン科）	ヤマザクラ（バラ科）	カスミザクラ（バラ科）
オオヤマザクラ（バラ科）	ミヤマザクラ（バラ科）	ウワミズザクラ（バラ科）
イヌザクラ（バラ科）	ズミ（バラ科）	ウラジロノキ（バラ科）
ナナカマド（バラ科）	キハダ（ミカン科）	イタヤカエデ（カエデ科）
ウリハダカエデ（カエデ科）	オオモミジ（カエデ科）	ヤマモミジ（カエデ科）
コミネカエデ（カエデ科）	トチノキ(トチノキ科)	シナノキ(シナノキ科)
ナツツバキ(ツバキ科)	ハリギリ(ウコギ科)	コシアブラ(ウコギ科)
ヤマボウシ（ミズキ科）	ミズキ（ミズキ科）	リョウブ（リョウブ科）
オオバアサガラ（エゴノキ科）	コバノトネリコ（アオダモ）（モクセイ科）	アカマツ（マツ科）
カラマツ（マツ科）	キタゴヨウ（マツ科）	チョウセンゴヨウ（マツ科）
モミ（マツ科）	ウラジロモミ（マツ科）	シラビソ（マツ科）
オオシラビソ（マツ科）	トウヒ（マツ科）	ツガ（マツ科）
コメツガ（マツ科）	スギ（スギ科）	コウヤマキ(コウヤマキ科)
ヒノキ（ヒノキ科）	サワラ（ヒノキ科）	アスナロ（ヒノキ科）
クロベ(ネズコ)（ヒノキ科）	ネズミサシ（ヒノキ科）	イチイ（イチイ科）

（平成 20 年 1 月　長野県「災害に強い森林づくり指針」解説を参考としました。）

【表 3-10】ぼう芽更新樹種一覧表

区分	樹種	ぼう芽能力がピークとなる根元直径及びその時の平均ぼう芽本数（参考）		ぼう芽の発生するおおむねの限界根元直径（参考）
ぼう芽更新樹種	ミズナラ(ブナ科)	20 cm	30 本	50 cm
	コナラ(ブナ科)	10 cm	20 本	40 cm
	クリ(ブナ科)	20 cm	60 本	40 cm
	ホオノキ(モクレン科)	20 cm	20 本	60 cm
	カスミザクラ(バラ科)	10 cm	20 本	40 cm
	イタヤカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	20 cm
	ウリハダカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	40 cm
	※クマシデ(カバノキ科)	10 cm	10 本	20 cm
	※オオモミジ(カエデ科)	10 cm	10 本	50 cm
	※コシアブラ(ウコギ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※ミズキ(ミズキ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※リョウブ(リョウブ科)	10 cm	10 本	20 cm

※印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種

（平成24年3月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き（解説編)』を参考としました。）

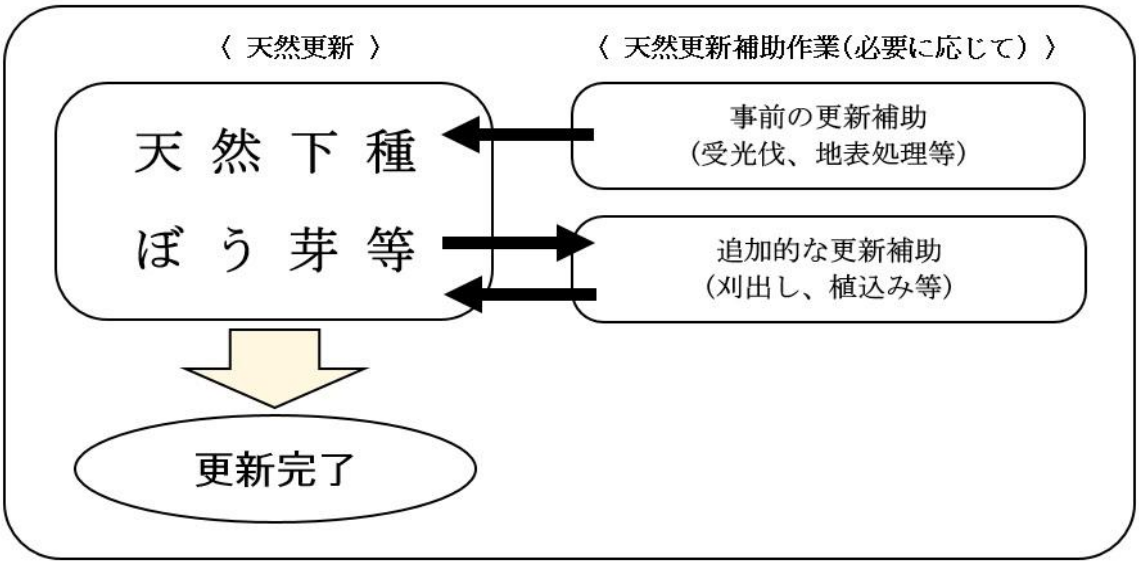
ウ　天然更新の標準的な方法に関する指針

更新の種類は、天然下種更新及びぼう芽更新とし、更新補助の作業は次のとおり定めます。

【表 3-11】天然更新方法

区分	方　　法	内　　容
天然更新	天然下種更新	天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
	ぼう芽更新	樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
天然更新補助作業	地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。
	刈出し	ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。
	植込み	更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。

更新条件が当初の想定と異なり、更新成績が不良となっている場合（種子の凶作、ササ類の繁茂等）には、速やかに追加的な天然更新補助作業を実施します



エ　天然更新の完了判定基準

「更新」とは、第３の１(1) で定めたとおり、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林により更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいいます。

天然更新の場合、「再び立木地」となった更新樹種の成立本数（周辺の植生の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限ります。）は、立木度３に相当する本数以上に成立していなければなりません。

ここで、「立木度」とは、次の式で表すものです。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の立木の本数（本/ha）}}{\text{当該林分と同一の樹種及び林齢に相当する期待成立本数（本/ha）}} \times 10$$

以上のことを踏まえ、天然更新の完了判定基準を次のとおり定めます。

なお、判定の時期は、第３の１(3)表3-4 の天然更新の確認時期とし、判定者は確認者と同様とします

【表 3-12】天然更新の完了判定基準表

区分	内容	備考
期待成立本数	10,000 本/ha 以上	森林資源モニタリング調査の調査結果、広葉樹が優先する林齢 5 年生の調査プロットの平均成立本数が約 10,000 本/ha（平均樹高 3～4m）であったことから設定。（平成 24 年 3 月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き（解説編）』を参照）
更新すべき立木本数	3,000 本/ha 以上	立木度の計算式より設定。
稚樹高	競合植物の草丈との関係により、表 3-13 を参考に判断する。	
更新を判定する時期	伐採終了年度の翌年度の初日から５年を経過した日までに判定する。 判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業行うか、または不足本数を人工造林し伐採終了年度の翌年度初日から 7 年を経過した日までに判定する。	

【表 3-13】競合植物の草丈及び更新樹種の稚樹高の関係表(3,000 本/ha の場合)　（単位:㎝）

競合植物の草丈	10	20	30	40	50	60	70	80	90
成林に必要な稚樹高	50	80	80	130	150	180	200	230	250
競合植物の草丈	100	110	120	130	140	150	160	170	180
成林に必要な稚樹高	270	290	310	340	340	360	380	400	410
競合植物の草丈	190	200							
成林に必要な稚樹高	430	450							

（平成24年3月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き（解説編)』から引用しました。）

オ　更新調査

(ア) 更新調査の実施主体

更新調査の実施主体は、第３の１(3)表3-4　の天然更新の確認者と同様に市町村及び地域振興局(県現地機関)とします。

(イ) 更新調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる範囲で調査区(調査プロット)の数及び面積を設定するものとします。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を撮影して記録し、目視による調査も可能とします。

a　調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1ヶ所以上の標準的箇所を選んで設定します。１調査区の大きさは２(幅)×10(長さ)ｍの帯状とし、調査区内は長さ方向に５区分（2m×2m×5プロット）とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配置します。

b　調査方法

調査は1プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとします。なお、ナラ類などぼう芽更新の場合は株数をもって本数とします。

c　調査の記録

調査を実施した際は、野帳に記録し、写真を撮影して保管します。また、調査位置は、GPSを利用し位置情報を記録し、森林GISで管理することを推奨します。

なお、調査記録は、その後の森林管理に役立つものであることから、永年保存とすることを推奨します。

(ウ) 天然更新すべき立木の本数に満たない場合の対応

更新調査の結果、更新樹種の成立本数が天然更新すべき立木の本数に満たない場合、第３の１(3)表3-4　確認者は造林者に対して、速やかに植栽又は天然更新補助作業のいずれかを実施するよう指導するとともに、伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して７年を経過する日までに、前項に準じて再度の更新調査を行うものとします。

（３） 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

人工林を伐採し天然更新を計画する場合は、近隣の伐採跡地や若齢の造林地における天然更新の立木の生育状況、人工林の林床や地表に生育する若齢木及び前生稚樹の有無、周囲の種子の供給源となる広葉樹林の有無などから天然更新の実施の可否を判断します。その判断の結果、天然更新による森林化が期待できない森林である場合は、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として定め、適確な更新を確保します。

だだし、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとします。

なお、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の基準は、市町村森林整備計画において定めるものとします。

３　間伐及び保育に関する事項

間伐及び保育は、公益的機能別施業森林にあっては、その機能増進のため、木材等生産機能維持増進森林にあっては、木材の利用価値を高めるために行います。ここでは間伐の標準的な方法及び保育の施業種を定めます。

なお、市町村森林整備計画における間伐及び保育に関する事項は、以下の内容を参考にして定めるものとします。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐については、林冠閉鎖（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して樹冠が相互に接して葉の層が林地を覆ったようになることをいう。以下同じ。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内（概ね５年後）に林冠が再度、樹冠疎密度が10分の８以上に回復することが見込まれる森林において行う、立木材積が35%以内の伐採を行うものとします。

間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行います。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、その必要性を十分に検討の上、今後の立木の成長力に留意し行うものとします。

施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入を検討することとします。

次表に示す施業体系を基礎とし、必要な事項を定めます。

【表 3-14】スギ(表系)の施業体系

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th colspan="6">間 伐 回 数 （主伐期）</th><th rowspan="2">間伐木の選定</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>(主伐Ⅰ)
4</th><th>(主伐Ⅱ)
5</th><th>(主伐Ⅲ)
6</th></tr>
<tr><td rowspan="5">林齢（年）</td><td>地位級Ⅰ</td><td>14</td><td>18</td><td>23</td><td>30</td><td>40</td><td>55</td><td rowspan="6">点状間伐

1. 立木の形質区分

(1) 良質な立木樹幹が通直正円で、傷がなく、樹冠は四方に発達し片寄りのない生長状態の良好な立木

(2) 並の立木形質及び生育状態に、著しい欠点のない立木

(3) 不良な立木被圧木、曲り木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木等形質、生育ともに、著しく不良な立木

2. 選木

初回の間伐は前 1(3)の立木が対象となるが、間伐率によっては、前 1(2)の立木も対象とする。

3. 立木の配置

間伐率を念頭におく中で、立木の配置が均等になるように実行する。

列状間伐

列状間伐を実施する場合には、1 列伐採、2 列残存を標準とする。</td><td rowspan="6">1. 建築用材を主な生産目標とした指針表である。

2. 収量比数(Ry=0.70) を中心とした本数管理であって、「中庸仕立て」の指針表である。

3. 大径材(胸高直径 40cm、心去角 10.5cm×10.5cm、4 本以上採材)の生産対象林分は地位級Ⅰ～Ⅱとする。

4. 現在ある林分をこの指針表に適用する場合は、林分中の上層部の樹高と林齢及び、ha 当たり本数を求めて、本表の上層樹高及び林齢に近似する欄の ha 当たり「本数」と比較し、「同値」であれば、そのまま適用し「多い」場合は間伐率を 40%以内で試算して、本表の数値に近似させる
なお、本表の間伐前本数より少なく、間伐後本数より多い場合には、本表によって間伐を実施する。

5. 地域の状況により、密仕立て又は疎仕立てを行おうとする場合には、林分の状況に応じて収量比数を±0.1 の範囲で調整実施する。</td></tr>
<tr><td>地位級Ⅱ</td><td>16</td><td>20</td><td>27</td><td>36</td><td>51</td><td>85</td></tr>
<tr><td>地位級Ⅲ</td><td>18</td><td>23</td><td>32</td><td>46</td><td>80</td><td>－</td></tr>
<tr><td>地位級Ⅳ</td><td>21</td><td>27</td><td>41</td><td>72</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>地位級Ⅴ</td><td>25</td><td>35</td><td>64</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">上層樹高(m)</td><td>11.0</td><td>14.0</td><td>18.0</td><td>22.0</td><td>26.0</td><td>30.0</td></tr>
<tr><td rowspan="2">胸高直径(cm)</td><td>前</td><td>12.6</td><td>16.0</td><td>21.0</td><td>26.2</td><td>32.5</td><td>39.5</td></tr>
<tr><td rowspan="2">本数(本／ha)</td><td>前</td><td>2,700</td><td>1,900</td><td>1,300</td><td>900</td><td>600</td><td>400</td></tr>
<tr><td colspan="2">間伐本数(本／ha)</td><td>800</td><td>600</td><td>400</td><td>300</td><td>200</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">間伐率(%)</td><td>30</td><td>32</td><td>31</td><td>33</td><td>33</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">形状比(%)</td><td>前</td><td>87</td><td>87</td><td>86</td><td>84</td><td>80</td><td>76</td></tr>
<tr><td>後</td><td>79</td><td>77</td><td>77</td><td>75</td><td>72</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">収量比数(Ry)</td><td>前</td><td>0.76</td><td>0.76</td><td>0.76</td><td>0.73</td><td>0.69</td><td>0.62</td></tr>
<tr><td>後</td><td>0.64</td><td>0.64</td><td>0.64</td><td>0.60</td><td>0.56</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">材の主な用途</td><td>仮設、建築、用材等</td><td>建築用材等</td><td>柱角等、建築用材</td><td colspan="2">柱角・平割・平角等 建築用材</td><td>建築用材(内装材)(造作材)</td></tr>
<tr><td colspan="3">合板
バイオマス</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

【表 3-15】カラマツの施業体系

区分		間伐回数（主伐期） 1	2	3	(主伐Ⅰ) 4	(主伐Ⅱ) 5		間伐木の選定	備考
林齢（年）	地位級Ⅰ	11	16	24	39	58		**点状間伐** 1. 立木の形質区分 (1) 良質な立木樹幹が通直正円で、傷がなく、樹冠は四方に発達し片寄りのない生長状態の良好な立木 (2) 並の立木形質及び生育状態に、著しい欠点のない立木 (3) 不良な立木被圧木、曲り木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木等形質、生育ともに、著しく不良な立木 2. 選木 初回の間伐は前 1(3)の立木が対象となるが、間伐率によっては、前 1(2)の立木も対象とする。 3. 立木の配置 間伐率を念頭におく中で、立木の配置が均等になるように実行する。 **列状間伐** 列状間伐を実施する場合には、1 列伐採、2 列残存を標準とする。	1. 建築用材を主な生産目標とした指針表である。 2. 収量比数(Ry=0.65) を中心とした本数管理であって、「中庸仕立て」の指針表である。 3. 大径材(胸高直径 38cm、一番玉で、心去角 10.5cm×10.5cm、4 本以上採材)の生産対象林分は地位級Ⅰ～Ⅱとする。 4. 現在ある林分をこの指針表に適用する場合は、林分中の上層部の樹高と林齢及び、ha 当たり本数を求めて、本表の上層樹高及び林齢に近似する欄の ha 当たり「本数」と比較し、「同値」であれば、そのまま適用し「多い」場合は間伐率を 40%以内で試算して、本表の数値に近似させる なお、本表の間伐前本数より少なく、間伐後本数より多い場合には、本表によって間伐を実施する。 5. 地域の状況により、密仕立て又は疎仕立てを行おうとする場合には、林分の状況に応じて収量比数を±0.1 の範囲で調整実施する。
	地位級Ⅱ	13	19	29	50	87			
	地位級Ⅲ	15	23	37	76	―			
	地位級Ⅳ	19	31	53	―	―			
	地位級Ⅴ								
上層樹高（m）		10.0	14.0	19.0	26.0	31.5			
胸高直径（cm）	前	11.5	16.1	22.1	30.0	38.3			
本数（本／ha）	前	1,800	1,100	670	420	260			
間伐本数（本／ha）		700	430	250	160	―			
間伐率（%）		39	39	37	38	―			
形状比（%）	前	87	87	86	87	82			
	後	77	76	76	76	―			
収量比数（Ry）	前	0.68	0.71	0.73	0.76	0.72			
	後	0.53	0.56	0.58	0.61	―			
材の主な用途		土木用材等	土木用材等	土木用材 建築用材等	建築用材等	建築用材 (内装材) (造作材)			
			合板						
		バイオマス							

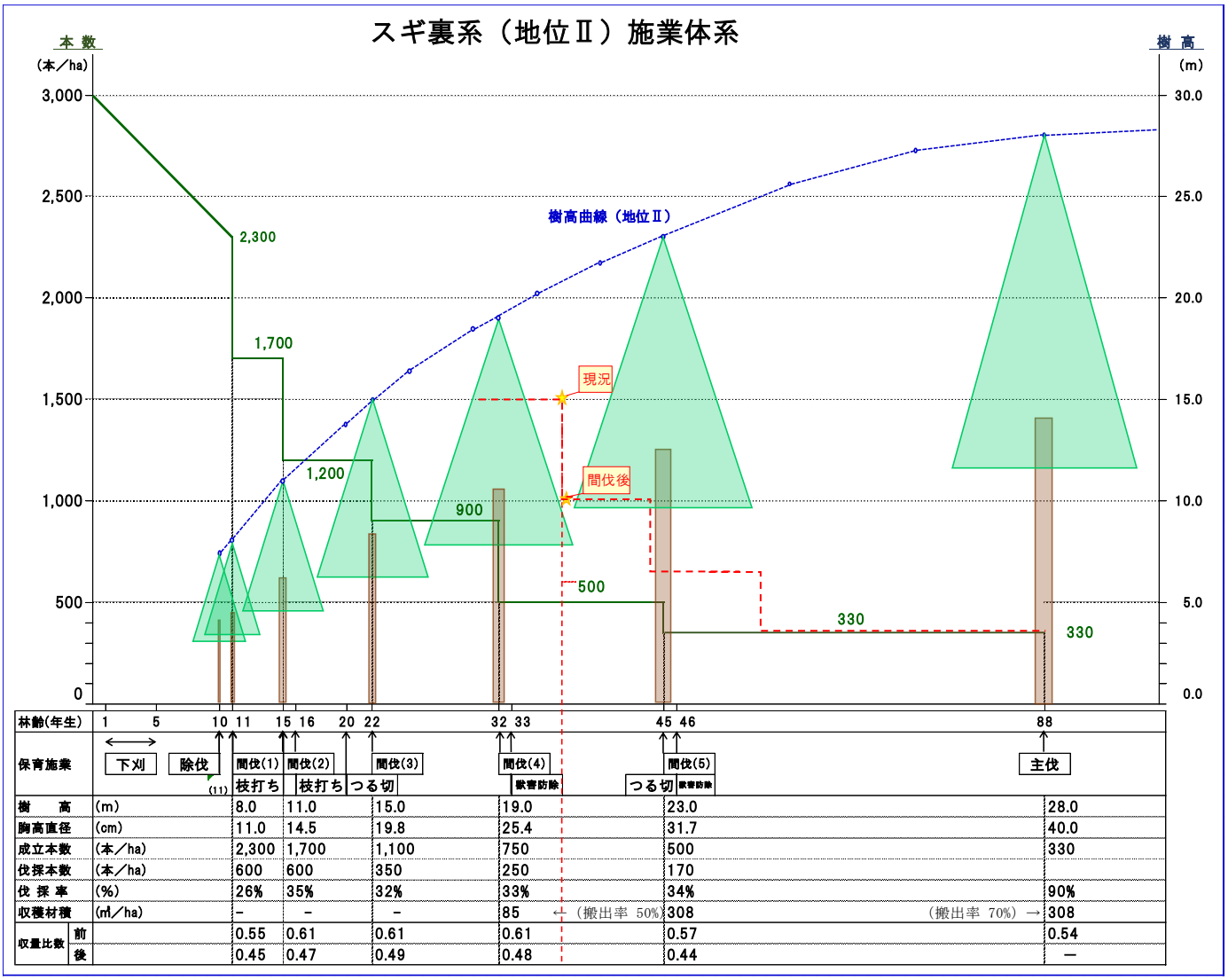
【表 3-16】アカマツの施業体系

区分			間伐回数（主伐期） 1	2	3	(主伐Ⅰ) 4	(主伐Ⅱ) 5	(主伐Ⅲ) 6	間伐木の選定	備考
林齢（年）	地位級Ⅰ		12	18	24	31	40	54	**点状間伐** 1. 立木の形質区分 (1) 良質な立木樹幹が通直正円で、傷がなく、樹冠は四方に発達し片寄りのない生長状態の良好な立木 (2) 並の立木形質及び生育状態に、著しい欠点のない立木 (3) 不良な立木被圧木、曲り木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木等形質、生育ともに、著しく不良な立木 2. 選木 初回の間伐は前 1(3)の立木が対象となるが、間伐率によっては、前 1(2)の立木も対象とする。 3. 立木の配置 間伐率を念頭におく中で、立木の配置が均等になるように実行する。 **列状間伐** 列状間伐を実施する場合には、1 列伐採、2 列残存を標準とする。	1. 建築用材を主な生産目標とした指針表である。 2. 収量比数(Ry=0.80) を中心とした本数管理であって、「やや密仕立て」の指針表である。 3. 主伐Ⅰでは、枝打ちと平行して長さ 4m～5m, 末口 18cm,(皮付胸高直径約 23cm)の桁材等を生産目標とする。 4. 主伐Ⅲでは、長さ 4m～5m,12cm×24cm 角(皮付胸高直径約 34cm)の梁材等を生産目標とする。 5. 現在ある林分をこの指針表に適用する場合は、林分中の上層部の樹高と林齢及び、ha 当たり本数を求めて、本表の上層樹高及び林齢に近似する欄の ha 当たり「本数」と比較し、「同値」であれば、そのまま適用し「多い」場合は間伐率を 33%以内で試算して、本表の数値に近似させる なお、本表の間伐前本数より少なく、間伐後本数より多い場合には、本表によって間伐を実施する。 6. 地域の状況により、中庸仕立て又は疎仕立てを行おうとする場合には、林分の状況に応じて収量比数を－0.2 の範囲で調整実施する。
	地位級Ⅱ		14	21	28	37	51	80		
	地位級Ⅲ		15	24	33	47	75	－		
	地位級Ⅳ		18	29	43	69	－	－		
	地位級Ⅴ		21	38	64	－	－	－		
上層樹高（m）			8.0	12.0	15.0	18.0	21.0	24.0		
胸高直径（cm）		前	10.1	14.8	19.1	23.6	28.3	33.5		
本数（本／ha）		前	2,400	1,600	1,100	800	600	450		
間伐本数（本／ha）			800	500	300	200	150	－		
間伐率（%）			33	31	27	25	25	－		
形状比（%）		前	78	81	78	76	74	72		
		後	69	70	69	68	67	－		
収量比数（Ry）		前	0.67	0.78	0.80	0.82	0.83	0.83		
		後	0.56	0.70	0.73	0.76	0.77	－		
材の主な用途			土木用材等	土木用材等	建築用材等	桁等建築用材	桁・梁等建築用材	桁・梁等建築用材		
			バイオマス材（他の用途に適さない部分に限る。）		合板					

【表 3-17】ヒノキの施業体系

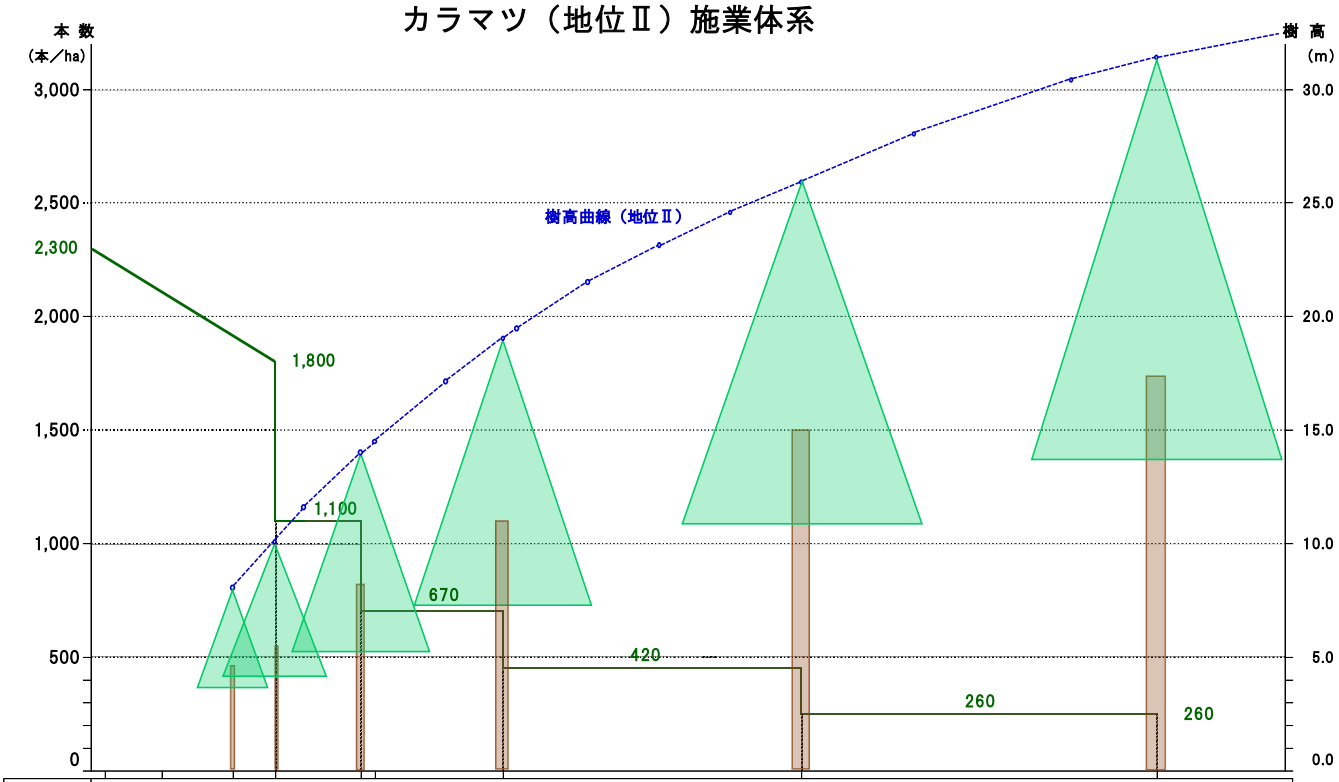
区分		間伐回数（主伐期） 1	2	3	(主伐Ⅰ) 4	(主伐Ⅱ) 5	(主伐Ⅲ) 6	間伐木の選定	備考
林齢（年）	地位級Ⅰ	15	19	24	31	39	52	**点状間伐** 1. 立木の形質区分 (1) 良質な立木樹幹が通直正円で、傷がなく、樹冠は四方に発達し片寄りのない生長状態の良好な立木 (2) 並の立木形質及び生育状態に、著しい欠点のない立木 (3) 不良な立木被圧木、曲り木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木等形質、生育ともに、著しく不良な立木 2. 選木 初回の間伐は前 1(3)の立木が対象となるが、間伐率によっては、前 1(2)の立木も対象とする。 3. 立木の配置 間伐率を念頭におく中で、立木の配置が均等になるように実行する。 **列状間伐** 列状間伐を実施する場合には、1 列伐採、2 列残存を標準とする。	1. 建築用材を主な生産目標とした指針表である。 2. 収量比数(Ry=070) を中心とした本数管理であって、「中庸仕立て」の指針表である。 3. 主伐Ⅰでは、枝打ちと平行して四面無節、心持正角一本取りとし、胸高直径は 20cm～22cm とする。 4. 主伐Ⅲでは、二面無節、正角四本取りとし、胸高直径は約 30cm とする。 5. 現在ある林分をこの指針表に適用する場合は、林分中の上層部の樹高と林齢及び、ha 当たり本数を求めて、本表の上層樹高及び林齢に近似する欄の ha 当たり「本数」と比較し、「同値」であれば、そのまま適用し「多い」場合は間伐率を 33%以内で試算して、本表の数値に近似させる なお、本表の間伐前本数より少なく、間伐後本数より多い場合には、本表によって間伐を実施する。 6. 地域の状況により、密仕立て又は疎仕立てを行おうとする場合には、林分の状況に応じて収量比数を±0.1 の範囲で調整実施する。
	地位級Ⅱ	16	22	28	37	50	78		
	地位級Ⅲ	19	25	35	49	80	—		
	地位級Ⅳ	22	31	47	67	—	—		
	地位級Ⅴ	27	44	85	—	—	—		
上層樹高（m）		8.0	11.0	14.0	17.0	20.0	23.0		
胸高直径（cm）	前	11.7	14.9	18.1	22.3	25.7	29.8		
本数（本／ha）	前	2,700	2,000	1,500	1,000	800	600		
間伐本数（本／ha）		700	500	500	200	200	—		
間伐率（%）		26	25	33	20	25	—		
形状比（%）	前	69	73	77	77	78	78		
	後	64	68	68	72	72	—		
収量比数（Ry）	前	0.60	0.68	0.73	0.73	0.74	0.74		
	後	0.51	0.59	0.61	0.66	0.66	—		
材の主な用途		仮設、建築、用材等	建築用材等	平割板等	柱角・平割等建築用材		柱角 平割等 建築用材 (内装材) (造作材)		
		バイオマス材（他の用途に適さない部分に限る。）			合板				

【参考　施業体系に準じた林分状況】



林齢(年生)		1 5 10 11	15 16	20 22	32 33	45 46	88	
保育施業		下刈 除伐 (11)	間伐(1) 枝打ち	間伐(2) 枝打ち	間伐(3) つる切	間伐(4) 獣害防除	間伐(5) つる切 獣害防除	主伐
樹　高	(m)	8.0	11.0	15.0	19.0	23.0		28.0
胸高直径	(cm)	11.0	14.5	19.8	25.4	31.7		40.0
成立本数	(本／ha)	2,300	1,700	1,100	750	500		330
伐採本数	(本／ha)	600	600	350	250	170		
伐 採 率	(%)	26%	35%	32%	33%	34%		90%
収穫材積	(㎥／ha)	–	–	–	85 ←（搬出率 50%）	308	（搬出率 70%）→	308
収量比数	前	0.55	0.61	0.61	0.61	0.57		0.54
	後	0.45	0.47	0.49	0.48	0.44		ー

カラマツ（地位Ⅱ）施業体系



林齢(年生)		1	5	10	13	19	20	29	33	45	50	87	
保育施業			下刈	除伐	間伐(1)	間伐(2)	つる切	間伐(3)	獣害防除	つる切	獣害防除	間伐(4)	主伐
樹高	(m)				10.0	14.0		19.0				26.0	31.0
胸高直径	(cm)				11.0	16.0		21.0				30.0	38.0
成立本数	(本／ha)				1,800	1,100		670				420	260
伐採本数	(本／ha)				700	430		250				160	
伐採率	(%)				39%	39%		37%				38%	100%
収穫材積	(㎥／ha)				－	－		56 ←（搬出率 50%）				257 （搬出率 70%）→	257
収量比数	前				0.68	0.71		0.73				0.76	0.72
	後				0.53	0.56		0.58				0.61	－

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類は、次の表のとおりとし、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることとし、作業内容その他必要な事項を定めます。

【表 3-18】保育の実施時期、回数、作業内容

施業種	実施時期	実施林齢	回数	作業内容	対象樹種
下刈り	(1 回目) 6 月上旬～ 7 月上旬 (2 回目) 7 月下旬～ 8 月下旬	2 年生～ 10 年生	年 1～ 2 回	① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの 1.5 倍になるまで実施する。必要に応じて、年 2 回実施する。 ② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。 ③ ニホンジカ等の食害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとすること。 ④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講じること。 ⑤ 作業の省力化・効率化にも留意する。	全樹種
枝打ち	11 月～5 月	11 年生 ～ 30 年生	最大 8m までに必要な回数	① 人工造林の針葉樹で実施する。 ② 公益的機能別施業森林においては、林内の光環境に応じ、必要に応じて実施する。 ③ 木材等生産機能維持増進森林においては、無節で完満な良質材を生産する場合に実施する。 ④ 将来明らかに間伐する立木の枝打ちは行わず、労力の軽減を図ること。 ⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変することから気象害に遭うおそれがあるため、極力避けること。	スギ ヒノキ
除伐	5 月～7 月 (9 月～3 月)	11 年生 ～ 25 年生	1 回～ 2 回	① 目的樹種の生長を阻害する樹木等を除去するために行う。 ② 更新樹種の生育に支障とならない樹木は、残すことが望ましい。	全樹種
つる切り	6 月上旬～ 7 月上旬	11 年生 ～ 30 年生	必要に応じて 2～3 回	枝打ち、除伐と並行して実施することが望ましい。	全樹種

(3) その他必要な事項

ア　間伐を行う際の留意点

ａ　沢沿いの伐倒木等は下方へ流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとします。

ｂ　針広混交林化を図る森林においては、林内の光環境を改善するため、更新伐、長伐期施業を行うものとします。

ｃ　アカマツの間伐木の処理について

アカマツの間伐木の処理に当たっては、松くい虫被害拡大防止の観点から「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針（令和４年3月16日付３森推第383号長野県林務部長通知）」に従い、マツノマダラカミキリ等の産卵対象とならないよう適切な措置を行います。

伐採及び運搬については、「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針木曽基準（令和８年３月10日付通知)」により実施します。

イ　鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生育状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととします。

４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、次のとおり基準を設定します。

また、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業は可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件が良い林業適地にあるものについては、地域の特性を勘案して、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域として設定します。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア　区域の設定の基準

【表 3-19】公益的機能別施業森林の区域の設定基準

機能区分	設定基準	設定区域
水源涵養機能	① 水資源の保全のため森林土壌の涵養能力を維持・増進する必要のある森林を設定する。 ② 林班単位で設定する。 ③ 面的に設定する。	① 水源かん養保安林 ② 水道水源保全地区 ③ 水資源保全地域 ④ ダム集水区域 ⑤ 上下流の協力により水源林の整備を行っている森林 ⑥ 水道水源地周辺の森林
山地災害防止機能/土壌保全機能	① 特に近年崩壊等災害があった森林、崩壊のおそれのある森林については、積極的に山地災害の防止機能区域の設定を行う。 ② 林小班単位で設定する。	① 土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林などの保安林 ② 砂防指定地周辺 ③ 山地災害危険地区 ④ 山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林 ⑤ 土壌内に異常な帯水層がある森林山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持つ森林など
快適環境形成機能	① 住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山 ② 風害等の気象災害を防止する効果が高い森林 ③ 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林	① 防風保安林 ② 地域の生活圏に近接する森林
保健・レクリエーション機能	県民に憩いと学びの場を提供する森林	① 保健保安林 ② キャンプ場、森林公園周辺の森林 ③ 景観として優れた森林 ④ 特定の樹種の広葉樹を育成する森林
文化機能	潤いある自然景観や歴史的風致を構成する森林	① 風致保安林 ② 都市計画法に規定する風致地区 ③ 文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林 ④ 特定の樹種の広葉樹を育成する森林

生物多様性保全機能	様々な生育段階や樹種から構成され、かつ、バランス良く配置された森林	① 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林 ② 陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林

なお、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障が生じないよう、区域を定めるものとします。

イ　施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林の施業は、表3-20、表3-21のとおりで、設定に当たっては、自然的社会的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めます。

さらに、地域における森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能な資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めます。

なお、現に森林病害虫等による被害を受け、皆伐による樹種転換等により周辺森林への被害の拡大を緊急に防止する必要のある山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能維持増進森林は、市町村森林整備計画において次のとおり定めることを検討します。

① 複層林として管理予定の森林として、施業種は、複層林施業とします。
② 森林病害虫等の被害拡大防止のため、緊急的に皆伐する場合は、複層林施業の長期の方針を示すこととします。
③ 伐採にあたっては、被害木と同じ樹種（複層林にあっては上層木）のみの伐採とし、病害虫等の被害のおそれのない樹種は、更新樹種として伐採しないこととします。
④ 土砂流出のおそれがある場合は、筋工等による雨裂の拡大防止を行い、植栽木の定着を図る措置を講じるものとします。

【表 3-20】公益的機能別施業森林と施業種

<table>
<tr><th>施業種</th><th>水源涵養機能</th><th>山地災害防止機能/土壌保全機能</th><th>快適環境形成機能</th><th>保健・レクリエーション、文化機能(生物多様性保全機能を一部含む)</th></tr>
<tr><td>伐期の延長を推進すべき森林</td><td>【表3-19】公益的機能別施業森林の区域の設定基準(以下、「【表3-19】」という。)のとおり。</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">長伐期施業を推進すべき森林</td><td rowspan="2"></td><td colspan="3">適切な配置等により、一部を皆伐しても維持増進を図るべき公益的機能を発揮することができる森林</td></tr>
<tr><td>【表3-19】のうち、保安林は、指定施業要件の伐採種を定めない土砂流出防備、干害防備保安林とする。</td><td>【表3-19】のとおり。</td><td>【表3-19】のうち、保安林は、指定施業要件の伐採種を定めない保健保安林とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">複層林施業を推進すべき森林</td><td rowspan="2"></td><td colspan="3">現行複層林であるもしくは複層林として管理予定の森林</td></tr>
<tr><td colspan="3">【表3-19】のとおり。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">択伐による複層林施業を推進すべき森林</td><td rowspan="2"></td><td colspan="3">特に公益的機能の発揮を図るべき森林で、現行複層林であるもしくは複層林として管理予定の森林</td></tr>
<tr><td>【表3-19】のうち、保安林は、指定施業要件が択伐である土砂流出防備、土砂崩壊防備、水害防備、干害防備、落石防止保安林とする。</td><td>【表3-19】のとおり。</td><td>【表3-19】のうち、保安林については、指定施業要件が択伐である保健保安林と風致保安林とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特定広葉樹育成施業を推進すべき森林</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td>特に地域独自の景観等の保持が求められ、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林</td></tr>
<tr><td>択伐による複層林施業を推進すべき森林の設定区域と同様。</td></tr>
</table>

【表3-21】公益的機能別施業森林の施業の実施基準

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">機能区分</td><td colspan="5">公益的機能別施業森林区域</td></tr>
<tr><td>水源涵養機能</td><td colspan="3">山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能</td><td>保健・レクリエーション、文化機能（生物多様性保全機能を一部含む）に限定</td></tr>
<tr><td colspan="2">施業種</td><td>伐期の延長</td><td>長伐期施業</td><td>複層林施業</td><td>択伐複層林施業</td><td>特定広葉樹育成施業</td></tr>
<tr><td colspan="2">植栽</td><td colspan="5">主伐の実施後５年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に不足する本数を植栽する。
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、標準的な植栽本数を２年以内に植栽する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">間伐</td><td colspan="2">材積に係る伐採率が35％以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね５年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の８以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。</td><td colspan="2">単層林である場合、Ry0.85以上の森林については、Ryが0.75以下となるよう間伐する。</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">主伐</td><td>林齢</td><td>標準伐期齢＋10年以上</td><td>標準伐期齢のおおむね２倍以上の林齢</td><td colspan="3">標準伐期齢以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">伐採方法</td><td colspan="2">皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。</td><td>伐採率70％以下の伐採</td><td>・天然更新
伐採率30％以下の択伐
・人工植栽
伐採率40％以下の択伐</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>伐採立木材積</td><td colspan="3">伐採材積が年間成長量(カメラルタキセ式補正)に相当する材積に５を乗じて得た材積以下とする。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>標準伐期齢における立木材積に10分の５を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。</td><td>標準伐期齢における立木材積に10分の７を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。</td><td>標準伐期齢における立木材積が確保されること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">立木材積は、下層木を除いてRy0.75以上、伐採材積はRy0.65以下となるよう伐採する。</td><td></td></tr>
</table>

注）　伐採率は、立木材積で計算します。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林及び特に効率的な施業が可能な森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

【表 3-22】木材等生産機能維持増進森林及び特に効率的な施業が可能な森林の設定基準

機能区分		設定基準	設定区域
木材等生産機能維持増進		林小班単位で設定する。	① 森林経営計画策定森林 ② 地利級の良い森林 ③ 地位の良い森林 ④ その他木材生産を積極的に行う森林
	特に効率的な施業が可能な森林区域	木材生産機能維持増進区域のうち林小班単位で設定する。	次の①～⑤のすべてに該当する森林 ①人工林が過半 ②地位３以上の森林が過半 ③平均傾斜が 30 度以下 ④道から小班の距離が 200m以内 ⑤制限林は除外 ※これらの条件に準ずると市町村長が判断した箇所

イ 施業の方法に関する指針

木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるため、以下の施業を行うこととし、森林の集積・集約化や施業の機械化を通じた効率的な森林整備を推進します。

【表 3-23】施業種別の方法

施業種		施 業 の 方 法
植栽		林業適地においては、主伐後の植栽による確実な更新、利活用等により機能の維持増進を図る天然林においては、更新補助作業等を行うこととする。 主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 「植栽によられなければ適確な更新が困難な森林」の区域内の伐採後は、標準的な植栽本数を原則２年以内に植栽する。 「特に効率的な施業が可能な森林」の区域内における人工林の伐採後は、原則２年以内に植栽する。
間伐		おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以内の伐採とする。
主伐	林齢	標準伐期齢以上
	伐採方法	皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。
		伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。
	伐採立木材積	伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(ｶﾒﾗﾙﾀｷｾ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。

注） 伐採率は、立木材積で計算します。

5　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

長野県の林道等路網の整備は、全国森林計画に即しつつ、『長野県林内路網整備指針（平成24年2月長野県林内路網整備指針検討委員会編）』に準拠し推進します。

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとします。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進します。

その際、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備（既設路網の改良を含む。）します。

また、林道等の開設に当たっては、自然条件及び社会的条件が良い林業適地において森林の集積・集約化を進めているような地域等を主体に行い、木材輸送量の増大と走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化等に対応するよう改築・改良を含む林道の質的な向上も推進するとともに、気候変動に伴う災害の激甚化に対応するため、災害時に代替路にもなる林道の整備等や、林地保全の観点から架線集材に対応した土場等を備えた林道の整備を推進します。

特に、河川沿いを避けた尾根よりの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進します。

林道の開設及び拡幅、改良に係る計画量については、Ⅱの第２の１に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、路網の骨格としての機能や森林施業の効果的な実施を確保する観点から、第６の４「林道の開設又は拡張に関する計画」のとおり計画することとします。

○ 基幹路網の現状

区　　分		路線数	延　　長
基幹路網（林道、林業専用道）		143 路線	357km （1,210km）
	うち林業専用道	0 路線	0km

注）1 令和7年度末現在の集計です。
　　2 カッコ内は、林内公道を含んだ数字です。

(2) 効率的な森林施業を推進するため路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

『長野県林内路網整備指針』で示すとおり、地形等の状況によって導入システムと路網の組み合わせを検討し、安全で効率的なシステムを採用する必要があります。また、間伐は、森林資源が成熟してきていることから、木材の搬出を主体に考えた搬出作業システムを計画していく必要があります。

なお、木曽谷森林計画区は、緩傾斜地では林内路網整備が進んだことにより、車両系による集材が、中傾斜地ではスイングヤーダ等の簡易架線系による集材が主で

したが、今後は奥地や急傾斜地での作業の増加が想定されるため、大型架線系との組み合わせも検討していく必要があります。

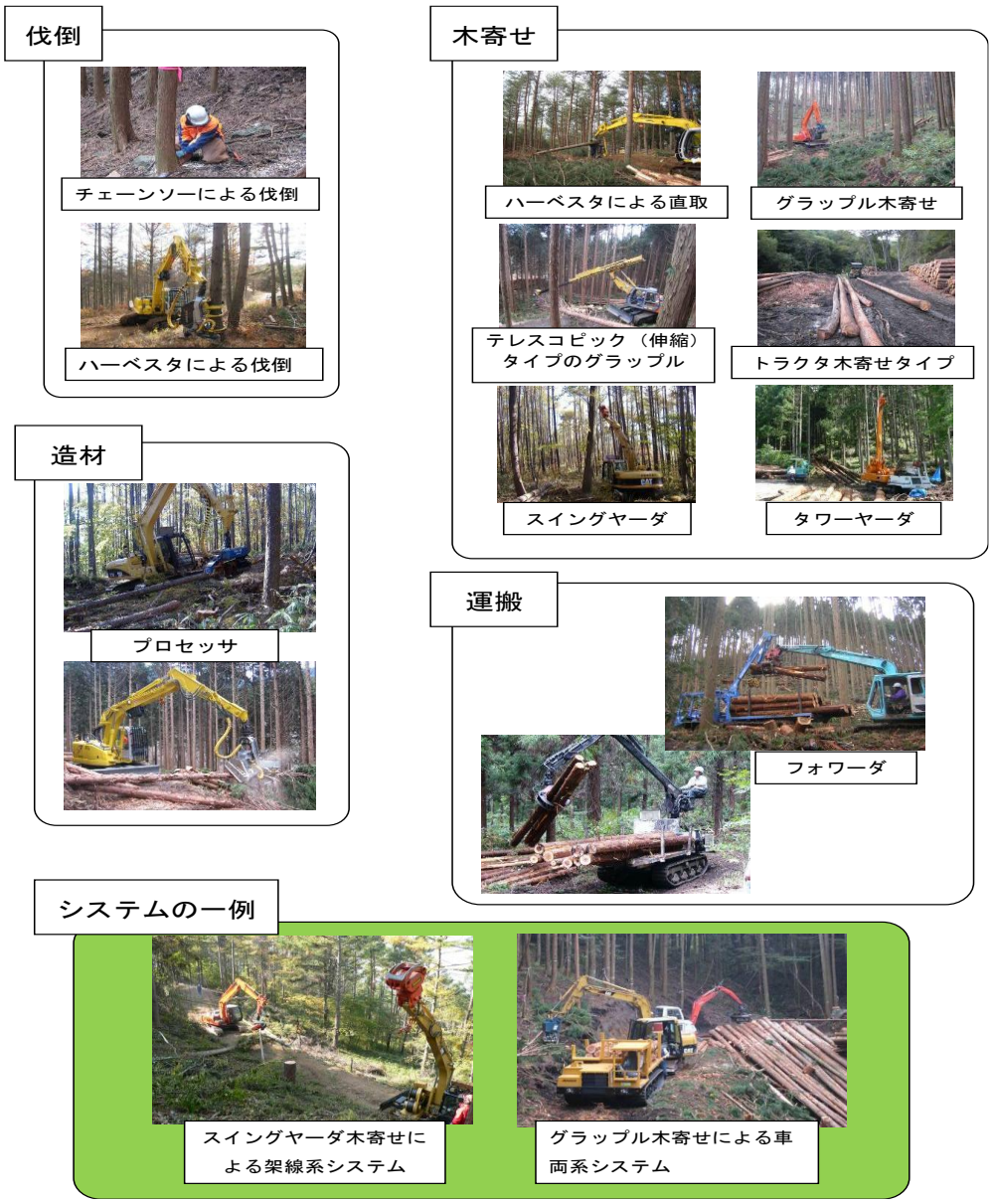
また、主伐を計画する場合は、その後の更新作業の効率性も勘案した路網配置を検討していく必要があります。

○ 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準　　（単位　路網密度：m／ha）

区分	作業システム	路網密度	基幹路網		
			林道	林業専用道	計
緩傾斜地 0～15° 未満	車両系	100～250	15～20	20～30	35～50
中傾斜地 15～30° 未満	車両系	75～200	15～20	10～20	25～40
	架線系	25～75			
急傾斜地 30～35° 未満	車両系	60～150	15～20	0～5	15～25
	架線系	15～50			
急峻地 35° ～	架線系	5～15	5～15	―	5～15

○搬出作業システムの適用例(参考)

区分	作業システム	最大到達距離		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	造材（玉切り）	集運材（運搬）
緩傾斜地 0～15° 未満	車両系	150m～200m	30m～75m	ﾊｰﾍﾞｽﾀ (ﾁｪｰﾝｿｰ)	ｸﾞﾗｯﾌﾟﾙ (ｳｲﾝﾁ)	ﾊｰﾍﾞｽﾀ (ﾌﾟﾛｾｯｻ)	ﾌｫﾜｰﾀﾞ ﾄﾗｯｸ
中傾斜地 15～30° 未満	車両系	200m～300m	40m～100m	ﾊｰﾍﾞｽﾀ ﾁｪｰﾝｿｰ	ｸﾞﾗｯﾌﾟﾙ ｳｲﾝﾁ	ﾊｰﾍﾞｽﾀ ﾌﾟﾛｾｯｻ	ﾌｫﾜｰﾀﾞ ﾄﾗｯｸ
	架線系		100m～300m	ﾁｪｰﾝｿｰ	ｽｲﾝｸﾞﾔｰﾀﾞ (ﾀﾜｰﾔｰﾀﾞ)	ﾌﾟﾛｾｯｻ	ﾌｫﾜｰﾀﾞ ﾄﾗｯｸ
急傾斜地 30～35° 未満	車両系	300m～500m	50m～125m	ﾁｪｰﾝｿｰ	ｸﾞﾗｯﾌﾟﾙ ｳｲﾝﾁ	ﾌﾟﾛｾｯｻ	ﾌｫﾜｰﾀﾞ ﾄﾗｯｸ
	架線系		150m～500m	ﾁｪｰﾝｿｰ	ｽｲﾝｸﾞﾔｰﾀﾞ ﾀﾜｰﾔｰﾀﾞ 短距離簡易架線	ﾌﾟﾛｾｯｻ	ﾌｫﾜｰﾀﾞ ﾄﾗｯｸ
急峻地 35° ～	架線系	500m～1,500m	500m～1500m	ﾁｪｰﾝｿｰ	ﾀﾜｰﾔｰﾀﾞ 大型架線	ﾌﾟﾛｾｯｻ	ﾄﾗｯｸ



(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

『長野県林内路網整備指針』11頁の「施業団地の設定」に即し、短期間の伐採・搬出だけを想定するのではなく、地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ目標とする将来の森林の姿や施業方法を検討して効率的な森林施業が推進できるよう区域の設定を行います。

基本的には、木材等生産機能維持増進森林は、低コスト林業を実現するために路網整備を推進する路網整備等推進区域に設定することを基本とします。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

長野県内の路網整備に当たっては、適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき路網づくりを行うこととします。

○ 路網の規格・構造について

規格・構造の根拠	備　　考
林道規程	昭和 48 年４月１日 48 林野道第 107 号林野庁長官通知 最終改正：令和３年３月 25 日２林整整第 1210 号林野庁長官通知
林道技術基準	平成 10 年３月４日９林野基第 812 号林野庁長官通知 最終改正：令和７年３月 24 日６林整計第 671 号林野庁長官通知
林業専用道作設指針	平成 22 年９月 24 日 22 林整第 602 号林野庁長官通知 最終改正：令和３年４月１日２林整整第 1396 号林野庁長官通知
林業専用道作設指針の運用	平成 27 年３月 26 日 26 林整整第 845 号林野庁森林整備部長通知 最終改正：令和６年４月 18 日付け６林整整第７号林野庁森林整備部長、国有林野部長通知
森林作業道作設指針	平成 22 年 11 月 17 日 22 林整第 656 号林野庁長官通知 最終改正：令和５年３月 31 日４林整整第 923 号林野庁長官通知
長野県林業専用道作設指針	平成 23 年４月 15 日 23 信木第 39 号林務部長通知 最終改正：平成 23 年 11 月 18 日付け 23 信木第 384 号林務部長通知
長野県森林作業道作設指針	平成 23 年８月１日 23 森推 325 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年３月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知

(5) 林産物の搬出方法等

ア　林産物の搬出方法

林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、国で定める「主伐時における伐採・搬出指針（令和５年３月31日付け４林整整第924号林野庁長官通知）」に則して傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により搬出することとします。

イ　更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

6　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

県、市町村、森林・林業・木材産業関係者の合意形成を図りつつ、第２の１(1)の森林の整備及び保全の目標を達成するために必要な森林施業の合理化推進に資するための条件整備として、林業適地の人工林における特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定や森林経営計画の作成等の積極的な推進、当該区域における路網整備、森林の集積・集約化、作業システムの高度化等について計画的かつ総合的に推進します。

また、国有林と民有林が隣接する地域では、木曽森林管理署及び木曽森林管理署南木曽支署と情報交換を密に行い、効率的で一体となった民国連携による森林施業団地の設定を進めます。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

長期にわたる持続的な経営を担う林業経営体への森林の集積・集約化を進めるため、森林経営管理制度や森林経営計画制度等の活用、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳や森林簿へ反映して、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、そのために必要な森林情報の提供、助言・あっせん等を推進し、森林経営の委託等、森林の経営規模の拡大、森林所有者等の共同による森林施業を促進します。

このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めます。

併せて、今後、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、森林ＧＩＳや航空レーザ測量の成果を活用した境界の確認等によって森林管理の適正化を図ることとします。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については、林業経営体に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進して、経営管理の集積・集約を進めます。

特に、林業経営に適した森林については、地域の関係者の協議による集約化構想の作成、権利集積配分一括計画による権利設定、林業経営体へのあっせんなど、林業経営体への森林の集積・集約化に向けた取組を促進します。

また、所有者不明森林への対応については、森林所有者の探索、間伐等経営管理権の設定、特例措置などを活用します。

併せて、森林経営管理制度の運用については、市町村の９割以上で人員及び専門的な人材が不足していることから、引き続き県林務部の森林経営管理支援センターにより市町村担当者向けの研修会やＩＣＴの活用による事務の効率化のための支援を行います。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業のための技能・技術の習得やキャリアアップのため、県や長野県林業労働力確保支援センター（（一財）長野県林業労働財団）の企画する研修への積極的な参加を

促進します。県、市町村、林業労働力確保支援センター、森林組合等林業事業体、信州大学農学部、林業大学校など関係機関が保有する技術や知識、教育のノウハウを活用し、就業後一定の経験を有する従事者に対する学び直し（リカレント教育）の機会の充実に取り組みます。技能検定制度等の活用など客観的評価を促進します。

また、林業が「やりがい」のある仕事であることを地域内外へ発信し、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等に取り組むとともに、Ｕターン、Ｉターン者等による新規林業就業者の定住促進を図るため、地域内で馴染めるよう生活環境の整備に努めるものとします。

そして、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業事業体の育成に向けて、ＩＣＴを活用した生産管理手法の導入や事業量の安定確保、生産性の向上等事業の合理化等を支援します。そのために、林業事業体は経営方針を明確にし、木材需要側との連携を密にしながら経営基盤や経営力を強化することで、雇用の安定を期するものとします。

なお、雇用関係の明確化を図るためには、雇入れの主体を明確にすることが必要であることから、労働条件通知書の交付や雇用契約書を取り交わすよう普及啓発を行います。

また、通年雇用化、退職金共済掛金、蜂アレルギー検査及び振動病特殊健診の支援及び林業就業促進資金の貸付、社会保険の加入促進により、就業条件の整備を図るとともに、労働安全対策の強化による労働環境の改善に向けた取組や技能検定制度等の活用などの客観的評価の促進等による処遇の改善を促進します。

【表 3-24】令和8年度の林業従事者支援に関する事業

事業名	事業内容	事業主体
就業支援	県が定める森林・林業等の研修機関（林業大学校）で研修を受けている者を対象に、学業等への専念を促すための生活維持に必要な資金の一部を給付 ① 研修期間 概ね１年以上かつ 1,200 時間以上 ② 就業責務 研修後、林業に関わる業務に就業し、一定期間を継続	県
林業労働力対策	【林業就業者の確保】 セミナー等の開催による林業認知度向上対策、新卒者や移住・転職に対する支援、雇い入れ時の資格取得等の就業準備に対する支援、圏域や産業の枠を越えた林業労働力のマッチング、就業前体験受入れ支援、創業支援、一人多役による働き方の推進等 【林業就業者の育成・定着促進】 退職金共済掛金・蜂アレルギー検査費等の福利厚生対策への支援、労働安全セミナー・巡回指導の実施、安全装備品等の導入支援、技能検定対策支援、指導者養成、専門家派遣等 経営改善等のための個別診断・研修、労働安全や雇用環境の改善に向けた全体研修の実施	県 長野県林業労働力確保支援センター 林業関係団体 林業事業体
持続的な林業経営の確立支援	経営改善等のための個別診断・研修の実施、林業ロールモデルの作成	県
林業士等養成	それぞれの地域で中核となる人材の育成のため、森林・林業に関する知識・技術等の習得を目的とした研修会の開催（20 名）	県

緑の雇用 フォレストワーカー （林業作業士）	新規就労者を対象として、３年間の 0JT 研修や集合研修を通じて、基礎的な知識・技能の習得を図る。（１年目：27 日、２年目：24 日、３年目：20 日の座学・実習）	長野県林業労働力確保支援センター
緑の雇用 フォレストリーダー （現場管理責任者）	現場経験５年以上の者を対象として、現場管理能力等の向上を図る。（１年間：22 日の座学・実習）	長野県林業労働力確保支援センター
緑の雇用 フォレストマネージャー （統括現場管理責任者）	現場経験 10 年以上の者を対象として、複数班の統括など現場責任能力等の向上を図る。（１年間：10 日の座学・実習）	長野県林業労働力確保支援センター




林業士等養成（研修）の様子

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

主伐・再造林の推進に伴い、施業量の増加や軽労化が求められることから、森林施業の効率化、作業の省力化・軽労化等を推進するために必要な、先進的な林業機械の導入や既存機械の稼働率の向上を図ります。

また、現地の地形等による作業条件や課題を踏まえ、労務や機械を効率的に配置する作業システムを、効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、リースやレンタルの活用、林業機械の共同利用等、林業機械の利用体制の整備について積極的に取り組みます。

当計画区における高性能林業機械の保有台数は年々増加しており、引き続き、高性能林業機械の導入を支援するとともに、山側のみではなく川中・川下を見据えた木材生産・作業システムの構築や、自動化や遠隔操作、林内走行等を含むスマート林業技術が実装された林業機械の導や、稼働率の向上等を図るなど地域の特性に応じた林業機械の導入を促進します。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

当計画区の製材品出荷量９１千m3 のうち、建築用材が９千m3、パルプ、チップが７２千ｍ３で９割を超えています。木曽官材市売協同組合を中心に国有林との連携協定による中間土場の活用など、地域材の流通体制の確保を推進します。

また、森林資源の成熟により大径材の生産量の増加が見込まれる中、木造住宅の梁・桁等への県産材利用を拡大、公共施設の木造・木質化の推進、木質バイオマスの利用推進など、地域の資源の強みや特長を活かした加工・流通体制づくりを、地域の木材加工事業者間の連携により推進します。

さらに、非住宅建築物等に県産材製品の利用を促進するため、ＪＡＳ工場認定や製材工場の水平連携体制の構築及びプレカット工場等の整備を推進します。併せて、木曽川下流域自治体などへ木曽ＪＡＳ材のＰＲ及び製品紹介等を実施するとともに、公共事業・非住宅施設等への参入を推進します。

【表 3-25】調達価格の区分（参考）

価格区分	調達価格	対象
間伐材等由来の木質バイオマス	2,000 KWh 以上 32 円/KWh 2,000 KWh 未満 40 円/KWh	間伐材のほか、森林経営計画対象森林や保安林、国有林野施業実施計画森林等から、森林に関する法令に基づき適切に設定された施業規範に従い伐採、生産された木材
一般木質バイオマス	24 円/KWh	間伐材等由来の木質バイオマス及び建設資材廃棄物以外の木質バイオマスであって、製材等残材や製材等残材以外の木材で由来の証明が可能なもの
建設資材廃棄物	13 円/KWh	建設資材廃棄物のほか、ガイドラインに基づいた由来の証明がなされていない木質バイオマスが対象

再生可能エネルギー固定価格買取制度（資源エネルギー庁 2026 年ホームページ）から引用（消費税抜き価格）

(6) その他必要な事項

NPO、森林ボランティアなどによる森林整備活動を支援するとともに、企業等による森林整備への協力を得るための情報発信や森林整備活動を支援するなど、多様な主体による森林づくりを進めます。

また、みどりの少年団活動等、森林環境教育を推進し、青少年の森林を守り育てる意識を養います。

併せて、きのこや山菜等の特用林産物の生産振興や、グリーン・ツーリズムなどの自然体験活動や森林の癒し機能を活かした森林セラピー等への支援により、森林資源・森林空間の有効活用を図り、より活気のある地域づくりを進めるとともに、森林整備の推進と相まって地域の雇用を地域で創出することにつなげます。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の施業及び土地の形質の変更に当たって、水資源の涵養、土砂の流出、崩壊の防止、特に林地の保全に留意すべき森林を地形、地質、土壌、気象その他の条件を総合的に勘案して定めます。

○ 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

（単位　面積：ha）

区　　分	水源の涵養	土砂の流出崩壊防止	総　　数
計画区総数	9,738	26,962	36,700

森林の土地の保全に関する事項【町村一覧】

（単位　面積：ha）

区　分		森林の所在（林小班）	面　積	留意すべき事項	備　考
木曽	上松町	54－に	64.88	水源のかん養	水かん
		2－い、ろ、は、3－い、ろ、17－へ、24－ろ、25－ろ、29－ほ、31－に、ほ、32－い、は、37－い、は、に、38－に、41－に、ほ、へ、と、49－い、は、50－い、と、52－ろ、53－い、ろ、は、54－は、に、ほ、55－い、ろ、56－い、ろ、57－ろ、は、に、ほ、60－い、ろ、に、62－は、に、ほ、へ、63－い、ろ、ほ	284.78	土砂の流出崩壊防止	土流
		34－は、41－い、51－い、63－に	1.61	土砂の流出崩壊防止	土崩
		22－い、は	16.36	土砂の流出崩壊防止	落石
		41－へ	1.77	水源のかん養	保健
		4－は、に、24－ろ、25－ろ、41－に、へ、52－い、57－い	13.70	土砂の流出崩壊防止	風致
		22－い、37－い、は	3.98	土砂の流出崩壊防止	急傾斜地
		1－い、2－い、ろ、は、3－ろ、ほ、へ、4－ろ、は、に、ほ、へ、5－い、ろ、は、に、へ、6－い、ろ、は、7－い、ろ、は、に、ほ、8－に、9－ろ、は、11－い、ろ、は、12－ろ、は、15－い、ろ、16－に、17－へ、18－に、19－に、21－い、ろ、は、22－い、は、23－い、ろ、は、に、24－い、ろ、25－い、ろ、は、に、へ、と、26－い、27－い、29－い、ほ、へ、30－ろ、は、31－い、ろ、は、に、ほ、32－い、ろ、は、に、ほ、へ、33－い、ろ、は、34－い、は、に、ほ、35－い、ろ、は、に、36－い、ろ、は、37－い、ろ、は、に、38－い、ろ、は、に、39－い、に、ほ、40－は、41－い、ろ、に、ほ、へ、と、ち、42－い、に、ほ、43－い、44－い、ろ、は、45－い、ろ、は、に、ほ、へ、46－ろ、47－ろ、は、に、ほ、49－ほ、50－い、ろ、は、ほ、51－い、は、に、52－い、ろ、は、53－い、54－に、ほ、56－い、ろ、は、に、ほ、57－ろ、は、ほ、58－い、ろ、は、に、59－い、ろ、は、に、ほ、へ、60－い、ろ、は、に、61－い、ろ、62－い、ろ、は、に、ほ、へ、63－い、ろ、は、に、ほ、へ	1,033.10	土砂の流出崩壊防止	砂防指定地
		1－い、2－い、ろ、は、4－ろ、へ、5－い、ろ、は、に、ほ、6－ほ、13－は、16－に、20－に、ほ、21－い、ろ、は、22－い、は、23－に、25－ろ、に、ほ、と、26－い、27－い、28－は、29－い、に、へ、と、30－ろ、31－は、に、ほ、32－い、ほ、へ、34－は、35－ろ、は、36－は、37－い、ろ、は、に、38－い、ろ、は、に、ほ、39－に、ほ、40－ろ、は、41－い、ろ、は、に、42－い、に、ほ、44－い、ろ、45－ほ、へ、46－ろ、49－い、ろ、は、に、ほ、50－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、51－い、ろ、は、に、52－い、ろ、は、53－い、54－に、ほ、55－は、ほ、56－い、は、ほ、57－い、ろ、は、に、ほ、58－い、59－は、60－い、ろ、は、に、61－ろ、62－い、ろ、は、に、ほ、へ、63－い、ろ、は	1,888.71	土砂の流出崩壊防止	山災防止
		計	3,308.89		
	南木曽町	14－は、15－い、27－ろ、は、28－い、29－い、36－に、44－い、ろ、45－に、46－ろ、は、に、ほ、へ、47－い、ろ、は、48－は、に、ほ、へ、49－い、70－い、ろ、74－い、に、89－は、113－に、114－へ、116－い、ろ、は、に、ほ、117－い、ろ、は、に、120－ほ	286.54	水源のかん養	水かん

区　分		森林の所在（林小班）	面　積	留意すべき事項	備　考
木曽	南木曽町	2ーは、に、ほ、3ーい、4ーろ、は、ほ、8ーい、9ーい、は、に、10ーい、11ーは、に、ほ、12ーい、は、13ーは、に、り、14ーに、へ、15ーは、に、ほ、16ーい、19ーい、に、へ、20ーは、に、ほ、と、ち、り、か、22ーは、へ、23ーい、ろ、は、に、へ、24ーろ、は、に、ほ、へ、25ーい、ろ、は、に、30ーは、31ーろ、33ーろ、は、36ーい、ろ、は、に、37ーい、ろ、は、に、と、り、40ーい、ろ、に、ほ、42ーろ、に、43ーろ、は、に、ほ、44ーろ、45ーへ、47ーい、48ーは、に、49ーい、ほ、へ、50ーい、ろ、は、51ーい、ろ、は、に、へ、52ーい、は、に、53ーは、54ーは、55ーろ、は、に、56ーろ、へ、と、ち、り、57ーい、ろ、は、に、58ーい、59ーい、60ーろ、61ーへ、62ーほ、へ、65ーい、は、67ーい、ろ、は、に、へ、68ーい、ろ、は、に、69ーぬ、71ーは、へ、と、ち、72ーち、ぬ、74ーは、75ーは、76ーろ、77ーは、79ーに、80ーは、81ーい、ろ、と、82ーい、ろ、は、83ーい、ろ、に、ほ、へ、84ーい、86ーろ、87ーい、に、88ーい、ろ、と、89ーい、ろ、90ーほ、91ーい、ろ、は、に、へ、と、92ーろ、93ーい、97ーは、に、ほ、へ、98ーい、ろ、は、に、99ーろ、は、に、100ーい、103ーい、ろ、は、に、104ーは、105ーに、106ーい、ろ、は、ち、り、107ーい、112ーへ、113ーろ、114ーい、ろ、は、に、ほ、115ーい、ろ、は、に、118ーろ、は、に、ほ、121ーろ、に	932.68	土砂の流出崩壊防止	土流
		1ーい、ろ、に、ほ、2ーい、49ーい、51ーに、63ーは、ほ、65ーに、108ーろ	21.68	土砂の流出崩壊防止	土崩
		88ーに、ほ、へ	22.84	水源のかん養	干害
		57ーに、65ーに、66ーい、ろ、は、67ーろ、68ーは	6.70	土砂の流出崩壊防止	急傾斜地
		1ーい、ろ、は、に、ほ、2ーろ、は、に、ほ、3ーは、に、4ーい、は、に、ほ、5ーろ、ほ、6ーい、ろ、は、に、ほ、7ーい、ろ、8ーい、ろ、に、9ーろ、は、10ーろ、は、11ーい、ろ、は、12ーは、13ーへ、と、り、14ーい、は、に、へ、15ーは、に、17ーろ、に、19ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、20ーろ、に、ほ、へ、と、り、を、わ、か、22ーは、23ーい、に、24ーと、30ーろ、は、31ーい、32ーい、ろ、は、33ーい、ろ、は、に、34ーい、ろ、36ーろ、は、に、ほ、37ーい、ろ、は、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、38ーい、ろ、は、に、ほ、へ、39ーい、ろ、は、に、ほ、40ーに、へ、41ーい、ろ、は、に、ほ、と、42ーい、は、43ーい、ろ、44ーい、に、ほ、45ーい、ろ、は、に、ほ、へ、46ーい、は、に、ほ、へ、47ーい、は、48ーろ、ほ、49ーい、ろ、に、ほ、へ、50ーい、ろ、へ、51ーろ、は、に、ほ、へ、52ーい、は、に、53ーは、54ーい、ろ、は、に、55ーい、ろ、は、へ、56ーへ、り、57ーろ、に、58ーい、ろ、に、と、ち、59ーい、に、ほ、60ーい、ろ、に、ほ、へ、と、61ーい、ろ、に、ほ、62ーい、へ、63ーい、ろ、は、に、ほ、64ーい、ろ、は、に、ほ、へ、65ーい、ろ、は、に、66ーは、に、ほ、67ーい、ろ、ほ、68ーろ、は、に、69ーへ、ぬ、71ーぬ、72ーぬ、73ーほ、74ーろ、75ーは、に、ほ、77ーい、ろ、78ーい、ろ、は、に、79ーい、は、80ーい、は、81ーい、ろ、に、ほ、82ーろ、83ーは、84ーい、ろ、は、に、85ーに、ほ、86ーい、87ーい、ろ、は、88ーい、へ、91ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、92ーは、に、93ーろ、に、ほ、へ、ち、94ーい、ろ、へ、と、95ーい、ろ、は、に、ほ、96ーは、に、ほ、97ーは、に、ほ、へ、98ーい、ろ、は、に、ほ、へ、100ーい、ろ、は、101ーい、ろ、106ーは、ほ、と、ち、り、107ーい、ろ、は、に、108ーろ、は、109ーは、に、ほ、へ、110ーい、ろ、は、に、ほ、へ、111ーい、ろ、120ーほ、121ーろ、122ーい、は、に、ほ	1,365.53	土砂の流出崩壊防止	砂防指定地

区　分		森林の所在（林小班）	面　積	留意すべき事項	備　考
木曽	南木曽町	1－い、ろ、は、に、2－い、3－は、に、4－い、ろ、は、に、ほ、5－い、ろ、は、に、6－ろ、は、に、ほ、7－い、ろ、8－い、ろ、に、9－は、に、10－い、ろ、は、に、11－に、ほ、12－い、13－は、に、へ、14－に、へ、17－に、18－い、ろ、は、に、ほ、19－い、ろ、は、に、へ、と、20－は、に、ほ、と、ち、り、ぬ、か、23－い、に、24－ろ、25－い、は、に、30－い、ろ、36－い、ろ、37－い、ろ、に、と、ち、38－に、ほ、へ、42－い、ろ、43－に、44－ろ、45－は、へ、46－は、47－い、48－は、に、へ、50－ろ、は、に、51－い、ろ、は、52－い、は、に、53－い、ろ、は、54－い、は、55－ろ、は、に、へ、56－ろ、は、に、ほ、と、ち、57－い、ろ、は、に、58－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、59－い、ろ、は、に、へ、60－ろ、ほ、61－に、ほ、へ、62－に、ほ、へ、63－は、に、ほ、64－ろ、は、65－い、ろ、は、に、66－ろ、は、に、67－い、ろ、は、ほ、へ、68－い、ろ、は、に、69－ぬ、70－い、ろ、は、に、ほ、へ、71－は、に、ほ、と、72－ほ、と、ぬ、74－は、75－は、に、76－い、ろ、は、77－は、78－ろ、は、79－に、ほ、80－い、ろ、は、81－に、ほ、へ、と、82－い、ろ、83－ろ、87－い、88－い、と、89－い、ろ、は、90－ろ、ほ、へ、91－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、92－ろ、に、93－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、94－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、95－い、ろ、は、に、ほ、96－は、97－い、ろ、は、ほ、へ、98－ろ、は、99－い、ろ、は、に、101－は、102－ろ、104－ろ、は、105－い、に、106－い、ろ、は、と、り、107－い、は、に、108－い、ろ、は、に、109－ろ、113－に、118－は、に、ほ、へ、119－い、ろ、は、に、ほ、へ、120－は、121－ろ、に、122－い、ろ	2,846.60	土砂の流出崩壊防止	山災防止
		計	5,482.56		
	木祖村	18－い、ろ、は、に、ほ、19－ろ、は、に、ほ、21－に、ほ、22－い、ろ、は、に、ほ、23－は、に、24－い、25－ろ、は、に、26－は、に、39－に、40－い、ろ、に、ほ、50－は、に、ほ、と、51－い、ろ、は、に、ほ、52－い、ろ、は、に、53－い、ろ、は、ほ、59－い、ろ、は、に、ほ、66－ろ、は、67－い、ろ、は、に、68－い、ろ、は、に、ほ、69－い、ろ、は、に、77－い、ろ、は、に、ほ、78－い、ろ、は、に、79－い、ろ、は、に、ほ、80－い、ろ、は、に	914.64	水源のかん養	水かん
		3－い、4－い、5－ろ、は、7－い、に、10－ほ、11－は、30－に、31－い、35－い、ろ、36－ろ、は、40－い、41－に、ほ、43－へ、44－い、48－い、49－い、り、50－い、へ、53－い、54－い、55－い、ろ、は、に、56－い、ろ、は、57－い、に、58－い、ろ、は、に、ほ、60－い、61－い、ろ、は、62－い、ろ、ほ、63－ろ、ほ、64－い、ろ、ほ、65－い、ろ、に、ほ、70－い、ろ、は、に、ほ、へ、73－は、74－い、ろ、76－い、ろ、は、に、79－い、ろ、は、に、ほ、84－ろ、は、ほ、へ、86－に、ほ、87－い、ろ、は、に、88－い、ろ、は、に、89－い、ほ、90－に、ほ	688.91	土砂の流出崩壊防止	土流
		34－ろ	1.00	土砂の流出崩壊防止	風致
		63－ろ	1.63	土砂の流出崩壊防止	急傾斜地

区　分		森林の所在（林小班）	面　積	留意すべき事項	備　考
木曽	木祖村	1－い、ろ、は、2－い、ろ、に、3－い、ろ、は、4－い、ろ、は、に、5－い、は、6－い、ろ、は、に、7－い、ろ、は、に、8－い、に、9－い、ろ、は、10－ろ、は、に、ほ、12－ろ、は、に、13－い、ろ、は、に、14－い、ろ、ほ、へ、15－い、ろ、は、16－い、ろ、は、に、17－ろ、は、に、ほ、18－い、に、ほ、19－い、ろ、は、に、ほ、20－ろ、に、21－い、ろ、は、に、22－い、ろ、は、に、23－い、ろ、は、に、24－い、ろ、に、25－い、ろ、は、に、26－ろ、は、に、27－い、ろ、28－い、29－は、30－に、32－い、は、に、ほ、33－い、ろ、は、34－は、に、35－い、ろ、は、に、36－い、ろ、は、に、37－い、ろ、は、に、ほ、へ、38－い、ろ、に、39－い、41－い、ろ、は、に、ほ、へ、42－い、ろ、は、に、ほ、へ、43－い、ろ、は、に、ほ、44－に、45－い、ろ、は、46－い、ろ、は、47－い、48－に、ほ、49－ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、50－に、51－い、55－い、56－ろ、57－い、58－は、に、ほ、60－い、ろ、は、に、61－は、に、62－い、ろ、は、に、ほ、63－い、ろ、は、に、ほ、64－い、ろ、は、に、ほ、65－に、ほ、へ、と、66－い、67－い、ろ、は、69－い、ろ、は、に、70－へ、71－い、ろ、は、72－い、ろ、は、に、73－い、は、74－ろ、は、75－は、に、81－い、は、83－い、ろ、は、に、ほ、84－い、へ、と、85－ほ、86－ほ、87－に、88－に、89－い、ろ、ほ、90－い、ろ、は	2,170.10	土砂の流出崩壊防止	砂防指定地
		3－い、ろ、4－い、7－い、ろ、34－は、に、36－に、37－い、39－い、ろ、40－に、ほ、41－い、ろ、へ、49－い、ち、り、50－へ、51－い、53－い、54－い、に、55－ろ、に、56－い、は、57－い、58－い、ろ、は、62－い、ほ、64－い、ろ、65－ろ、66－ろ、69－い、に、70－い、71－ろ、78－は、に、79－に、ほ、81－ろ、は、83－に、ほ、84－ろ、は、ほ、と、86－に、87－は、に、88－い、ろ、は、に、89－い、は、ほ、90－い、ろ、ほ	742.24	土砂の流出崩壊防止	山災防止
		計	4,518.52		
	王滝村	4－ほ、5－い、ろ、は、6－い、ろ、10－ろ、は、に、11－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、12－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、13－い、14－い、15－い、に、ほ、16－ろ、は、20－い、ろ、は、21－い、ろ、は、に、31－へ、32－い、ろ、は、33－い、は、38－に、ほ、へ、39－い、ろ、は、に、40－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、61－い、ろ、は、62－い、ろ、は、に、ほ、へ、70－い、ろ、83－は、84－い、ろ、は、85－い、ろ、86－ろ	671.18	水源のかん養	水かん
		18－い、19－ろ、24－い、ろ、へ、31－ろ、35－に、ほ、へ、44－ろ、に、ほ、45－ろ、に、47－い、ほ、へ、と、51－い、ろ、は、ほ、へ、57－は、71－ろ、72－ほ、へ、75－は、86－い、87－い、ろ、88－い	38.88	土砂の流出崩壊防止	土流
		6－ろ、は、37－い、44－ほ、88－に、90－い	6.26	土砂の流出崩壊防止	土崩
		30－に、32－ろ、33－ろ	11.77	土砂の流出崩壊防止	落石

区　分		森林の所在（林小班）	面　積	留意すべき事項	備　考
木曽	王滝村	1ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、2ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、3ーい、ろ、は、に、ほ、4ーほ、5ーい、ろ、6ーろ、は、に、ほ、7ーい、8ーに、10ーろ、は、11ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、12ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、13ーい、ろ、14ーい、ろ、15ーい、ろ、は、へ、と、ち、16ーい、17ーい、ろ、18ーい、ろ、は、19ーろ、に、20ーい、ろ、は、22ーい、ろ、は、に、へ、と、ち、23ーい、ろ、は、に、24ーろ、は、に、ほ、30ーは、に、31ーい、ろ、と、32ーは、に、33ーい、に、ほ、へ、34ーほ、35ーに、ほ、へ、と、36ーに、37ーい、ろ、は、に、ほ、38ーい、ろ、は、に、ほ、へ、39ーい、ろ、は、に、40ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、41ーほ、42ーい、ろ、は、に、ほ、43ーい、に、44ーい、ほ、45ーい、ろ、は、に、46ーい、ろ、47ーろ、は、に、ほ、へ、と、ち、ぬ、48ーい、49ーに、ほ、へ、と、ち、り、50ーい、ろ、は、に、51ーい、は、へ、52ーい、に、60ーい、ろ、は、61ーい、ろ、は、62ーい、ろ、は、に、ほ、へ、63ーい、ろ、は、に、64ーい、ろ、は、に、ほ、へ、65ーい、ろ、は、に、ほ、66ーい、ろ、は、67ーい、ろ、71ーろ、は、に、ほ、72ーへ、73ーい、ろ、74ーは、75ーい、ろ、76ーい、ろ、77ーい、ろ、は、に、ほ、78ーい、ろ、は、に、ほ、79ーい、ろ、は、に、ほ、80ーい、ろ、は、に、ほ、へ、81ーろ、は、82ーい、ろ、は、に、84ーい、ろ、は、90ーい、ろ	1,433.03	土砂の流出崩壊防止	砂防指定地
		1ーろ、は、6ーろ、は、に、ほ、13ーい、ろ、14ーい、ろ、15ーろ、は、ほ、へ、と、18ーい、22ーへ、と、23ーほ、24ーい、へ、27ーろ、は、に、28ーい、は、30ーろ、31ーに、34ーほ、35ーに、ほ、へ、36ーい、ろ、37ーい、44ーろ、は、ほ、45ーに、47ーり、48ーに、へ、49ーい、に、51ーい、ろ、68ーろ、70ーに、ほ、へ、71ーい、は、75ーは、77ーは、84ーは、85ーい、86ーい、87ーい、ろ、88ーい、は、90ーろ	537.97	土砂の流出崩壊防止	山災防止
		計	2,699.09		
	大桑村	5ーへ、と、6ーり、9ーに、ほ、19ーち、り、32ーい、ろ、は、33ーい、ろ、は、に、ほ、35ーい、ろ、36ーい、ろ、は、に、ほ、へ、41ーに、へ、43ーい、ろ、は、に、ほ、44ーい、ろ、は、に、ほ、45ーい、ろ、は、に、51ーろ、は、り、52ーは、に、ほ、へ、と、ち、53ーい、は、へ、と、54ーい、ろ、は、63ーは、へ、64ーい、ろ、は、に、65ーい、ろ、は、に、66ーい	890.77	水源のかん養	水かん
		1ーほ、2ーほ、3ーろ、6ーへ、ち、7ーろ、8ーは、ほ、11ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、12ーい、ろ、は、に、13ーろ、ほ、16ーい、ろ、は、に、ほ、へ、り、17ーへ、19ーは、20ーは、22ーろ、は、に、と、23ーい、ろ、は、に、24ーい、ろ、は、25ーい、ろ、は、に、ほ、へ、26ーい、ろ、は、と、ぬ、27ーろ、は、に、へ、と、ち、28ーい、ろ、29ーほ、30ーい、ろ、は、に、31ーろ、ほ、37ーに、ほ、へ、と、38ーい、は、41ーい、42ーい、ろ、46ーに、47ーい、ろ、は、ほ、48ーろ、49ーい、53ーへ、54ーへ、55ーろ、は、と、ち、56ーろ、は、61ーい、65ーは	607.98	土砂の流出崩壊防止	土流
		2ーい、26ーほ、51ーに、ち、53ーと	30.45	土砂の流出崩壊防止	土崩
		15ーい	11.77	土砂の流出崩壊防止	落石
		27ーい、49ーろ	11.70	土砂の流出崩壊防止	急傾斜地

区分		森林の所在（林小班）	面積	留意すべき事項	備考
木曽	大桑村	2－は、3－い、ち、り、4－に、ほ、5－い、は、に、ほ、へ、6－は、に、ち、9－へ、10－は、11－い、13－ろ、は、ほ、15－ろ、は、に、ほ、18－り、ぬ、19－り、22－へ、と、23－い、ろ、は、に、24－ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、25－ち、27－ろ、に、ほ、へ、と、ち、28－い、ろ、は、に、ほ、へ、29－い、ろ、は、に、ほ、30－い、ろ、は、に、ほ、31－ろ、は、に、ほ、へ、と、32－い、ろ、は、33－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、34－い、ろ、は、に、へ、35－い、ろ、36－い、ろ、は、に、ほ、へ、37－い、41－い、ろ、は、に、43－い、ろ、44－い、ろ、は、に、ほ、45－い、ろ、は、に、47－と、48－い、ろ、に、49－ろ、に、50－い、ろ、51－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、52－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、53－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、54－い、ろ、は、に、ほ、55－い、ろ、に、ほ、56－ろ、は、57－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、58－い、ろ、は、に、ほ、59－い、は、と、60－は、に、へ、61－ろ、62－い、ろ、に、63－に、65－ろ、は、に、66－い	1,423.35	土砂の流出崩壊防止	砂防指定地
		1－に、へ、2－い、3－は、7－ろ、11－へ、12－に、13－ろ、は、ほ、15－い、ろ、16－ろ、ほ、へ、18－と、19－に、ほ、20－ろ、は、21－に、22－は、に、へ、と、23－ろ、は、に、24－い、ろ、は、ほ、ち、25－に、ほ、へ、と、ち、26－い、ろ、は、ほ、へ、ぬ、27－い、は、に、へ、と、ち、30－ろ、は、31－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、32－い、ろ、は、33－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、37－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、40－い、ろ、41－ろ、42－ろ、43－い、ろ、は、に、ほ、へ、44－ろ、は、に、ほ、45－い、ろ、は、に、46－は、に、47－い、ろ、は、に、ほ、と、49－い、ろ、51－ち、り、52－は、に、ほ、へ、と、ち、53－に、と、55－ほ、と、ち、57－い、は、58－い、ろ、へ、59－へ、60－に、ほ、へ、61－い、ろ、は、ほ	1,529.10	土砂の流出崩壊防止	山災防止
		計	4,505.12		
木曽	木曽町	3－に、ほ、4－い、ろ、は、に、ほ、へ、5－ろ、は、に、ほ、へ、8－ほ、9－い、ろ、は、に、ほ、へ、10－い、ろ、は、に、ほ、11－い、ろ、は、に、ほ、へ、12－い、ろ、は、に、ほ、13－い、ろ、は、14－い、ろ、は、に、15－い、ろ、は、16－い、ろ、は、に、17－い、ろ、は、18－い、ろ、は、19－い、ろ、は、に、ほ、20－い、ろ、は、に、21－い、ろ、は、に、22－い、ろ、は、に、ほ、23－い、ろ、は、に、24－い、ろ、25－い、ろ、は、に、ほ、26－い、ろ、は、27－い、ろ、は、ほ、28－い、ろ、は、に、ほ、へ、30－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、31－い、ろ、に、33－い、ろ、は、に、ほ、40－い、ろ、46－い、ろ、47－い、48－い、49－い、ろ、は、50－に、ほ、へ、52－ほ、へ、と、53－い、ろ、は、に、54－と、ち、57－は、に、ほ、へ、58－い、ろ、は、に、ほ、へ、59－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、60－ろ、は、に、61－い、ろ、は、に、ほ、62－い、ろ、は、に、ほ、63－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、64－い、ろ、は、に、ほ、へ、65－い、ろ、は、に、ほ、66－い、ろ、は、に、ほ、67－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、68－い、ろ、は、に、ほ、へ、69－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、70－い、ろ、は、に、ほ、へ、71－い、ろ、は、に、ほ、へ、72－い、ろ、は、に、ほ、へ、80－い、ろ、は、81－い、ろ、は、に、82－い、ろ、は、に、ほ、85－ろ、は、86－い、ろ、87－い、ろ、は、に、ほ、へ、88－い、89－い、ろ、90－い、ろ、は、に、ほ、91－い、ろ、は、に、92－い、ろ、93－い、ろ、は、94－い、ろ、は、95－は、に、ほ、104－ろ、は、に、ほ、105－い、136－い、ろ、は、ほ、137－い、ろ、は、に、138－は、へ、と、164－い、166－ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、1001－い、ろ、は、に、ほ、1002－い、ろ、に、ほ、へ、と、1003－い、ろ、は、に、ほ、へ、1004－ろ、は、に、ほ、1005－ほ、1006－ろ、は、に、と、1011－は、に、ほ、ち、2023－に、2024－い、ろ、は、に、ほ、へ、2025－い、ろ、は、に、ほ、へ、2026－い、ろ、は、に、2027－い、ろ、は、に、2030－い、は、2040－い、ろ、2041－ろ、2075－い、ろ、2076	6,885.37	水源のかん養	水かん

区　分		森林の所在（林小班）	面　積	留意すべき事項	備　考
木曽	木曽町	2077－い、ろ、は、2078－い、ろ、は、2079－い、ろ、は、2080－い、ろ、は、に、2081－い、ろ、は、2082－い、ろ、2083－い、ろ、は、2105－は、に、ほ、へ、と、3010－い、3011－い、ろ、3012－い、ろ、は、3013－い、は、3014－い、ろ、は、3015－い、ろ、は、3016－い、は、に、3017－い、ろ、は、に、3018－い、に、3020－は、3021－は、に、3022－い、ろ、は、に、ほ、へ、3023－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、3024－い、ろ、は、に、ほ、へ、3025－い、ろ、は、に、3026－い、ろ、は、に、ほ、3028－い、ろ、は、に、ほ、へ、3029－い、ろ、は、に、ほ、3031－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、3032－ろ、は、3033－い、ろ、は、に、ほ、へ、3034－い、ろ、は、ほ、と、ち、り、3035－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、3071－い、ろ、は、に、3072－い、ろ、3073－い、ろ、3075－い、3085－い、3086－い、3087－い、ろ、は、に、ほ、3092－い、3131－い、ろ、は、3132－ろ、に、ほ、3133－ろ、は、3136－ろ、は、3137－ろ、は、3138－い、ろ、3139－い、3140－ろ、は、に、ほ、3141－に、3147－は、に、3157－い		水源のかん養	水かん
		11－い、ろ、12－い、27－ほ、31－ろ、34－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、37－い、ろ、38－い、ろ、は、に、ほ、39－に、ほ、42－い、60－い、ろ、73－は、76－へ、77－い、ろ、は、に、ほ、78－い、ろ、は、に、ほ、79－い、ろ、は、88－に、96－ほ、97－ろ、は、に、98－ほ、100－ほ、へ、112－は、に、ほ、124－へ、126－は、131－は、133－い、136－ろ、141－い、ほ、147－に、ほ、149－ろ、150－い、ろ、160－ろ、は、に、164－い、167－ろ、168－ろ、1002－い、ろ、は、に、1003－ろ、は、に、ほ、1004－い、ろ、に、ほ、1005－い、1006－に、ほ、1007－は、に、1008－い、に、1009－い、1012－に、1013－は、に、1014－い、ろ、は、に、1018－い、1021－ほ、1022－は、に、ほ、1023－ほ、1026－い、1028－ほ、1029－と、ち、り、1031－ろ、は、1032－に、ほ、へ、1034－は、に、ほ、へ、1036－は、1037－ろ、ほ、1038－ろ、は、に、へ、1039－い、1040－い、ろ、ほ、1041－い、ろ、は、に、ほ、1042－い、ろ、は、に、2003－い、2033－は、へ、2034－は、2043－い、ろ、2044－と、2052－ろ、に、2054－は、2057－い、2066－い、2067－は、に、2069－い、2070－い、は、2071－は、に、2072－い、ろ、は、2073－い、2085－へ、2087－ろ、は、に、2101－い、2102－ろ、2103－い、ろ、は、3001－い、ろ、は、に、3002－い、は、3004－は、ほ、と、ち、り、3005－い、3006－い、に、ほ、3049－に、ほ、3051－ろ、3052－い、ろ、3055－は、に、3058－い、3059－い、3061－い、ろ、3063－ほ、3064－は、3078－い、3079－ほ、3080－い、3088－は、に、3090－に、ほ、3091－ほ、3094－は、に、へ、と、3095－は、に、3105－い、3112－い、3113－ろ、3114－と、ち、3115－い、3116－い、3117－ろ、3119－ろ、は、に、3120－ろ、に、3124－ろ、に、3126－い、3127－い、ろ、ほ、3134－い、3135－い、3141－い、ろ、3148－ほ、へ、3149－い、ろ、は、ち、り、ぬ、3152－に、へ、と、ち、3153－い、ろ、は、に、ほ、ぬ、3154－い、は、3156－い、へ	1,338.99	土砂の流出崩壊防止	土流
		156－ろ、175－い、1006－は、1021－に、2060－い、2087－い、2102－ほ、3091－い	6.95	土砂の流出崩壊防止	土崩
		159－へ、160－い	8.76	土砂の流出崩壊防止	落石
		160－に、175－い、1020－い、1035－ほ、3006－い	15.52	土砂の流出崩壊防止	風致

区分		森林の所在（林小班）	面積	留意すべき事項	備考
木曽	木曽町	1ーい、ろ、3ーい、に、ほ、4ーい、5ーい、6ーい、ろ、7ーい、ろ、は、に、8ーい、ろ、は、ほ、9ーい、は、に、11ーい、12ーろ、は、ほ、16ーい、ろ、に、17ーい、ろ、は、18ーは、20ーい、ろ、は、に、21ーい、ろ、は、に、23ーい、ろ、は、に、24ーい、ろ、25ーろ、は、に、26ーい、ろ、は、27ーい、ろ、は、に、ほ、28ーい、ろ、は、に、ほ、へ、29ーい、ろ、は、に、30ーい、ろ、は、に、と、31ーい、に、ほ、32ーろ、ほ、33ーい、ろ、は、に、34ーは、に、ほ、へ、と、35ーい、ろ、は、に、37ーい、ろ、は、に、ほ、へ、38ーに、へ、39ーい、ろ、は、40ーろ、41ーい、42ーろ、は、に、ほ、43ーい、ろ、は、45ーへ、46ーい、ろ、47ーい、48ーい、49ーい、ろ、は、50ーに、へ、51ーに、ほ、へ、52ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、54ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、57ーへ、58ーい、ろ、は、に、ほ、へ、59ーい、ろ、は、に、ほ、へ、60ーい、ろ、は、61ーい、に、ほ、62ーい、ろ、は、63ーい、69ーい、70ーい、ろ、は、へ、71ーい、ろ、73ーい、ろ、は、74ーい、75ーい、76ーは、に、ほ、へ、77ーい、ろ、は、78ーい、ろ、80ーい、ろ、は、に、ほ、81ーい、ろ、は、に、82ーい、ろ、は、に、ほ、83ーい、84ーい、ろ、は、に、85ーは、に、ほ、89ーい、ろ、は、90ーい、ろ、91ーい、92ーい、ろ、は、に、ほ、93ーい、ろ、は、に、ほ、94ーい、ろ、は、95ーに、ほ、96ーい、ろ、は、ほ、へ、97ーい、に、98ーい、100ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、101ーい、は、に、ほ、102ーろ、は、に、ほ、103ーい、ろ、ほ、104ーろ、は、107ーに、108ーろ、は、109ーい、ろ、は、に、ほ、113ーは、に、ほ、115ーろ、は、に、116ーへ、と、117ーい、は、118ーい、ろ、は、119ーい、ろ、は、に、120ーい、ろ、121ーい、ろ、122ーい、ろ、は、に、123ーに、ほ、125ーい、ろ、は、126ーい、128ーい、ろ、は、に、131ーろ、に、132ーは、に、133ーい、ろ、は、136ーい、ろ、は、に、ほ、138ーい、へ、と、139ーい、140ーい、ろ、は、141ーい、ろ、は、に、ほ、142ーい、ろ、143ーい、ろ、144ーい、ろ、は、146ーに、147ーに、148ーろ、149ーい、へ、151ーい、ろ、へ、と、152ーと、153ーい、は、に、ほ、155ーと、156ーほ、へ、と、ち、り、157ーろ、は、に、ほ、へ、と、160ーろ、は、161ーい、162ーい、へ、と、ち、り、1002ーと、1003ーい、1004ーい、ろ、は、1006ーろ、1007ーに、1008ーい、に、1009ーい、1010ーは、1011ーい、と、1013ーろ、1014ーい、ろ、は、に、1015ーい、ろ、は、に、ほ、1016ーい、は、に、ほ、1017ーい、は、に、1018ーい、ろ、1019ーほ、1020ーろ、は、1021ーに、ほ、1022ーい、ろ、は、に、ほ、1023ーい、ろ、1026ーい、ろ、は、に、1028ーい、ほ、1029ーほ、1030ーい、ろ、に、り、1032ーい、ろ、へ、と、ち、1034ーい、ろ、へ、1035ーい、1036ーい、に、へ、1037ーい、ろ、は、に、ほ、へ、ち、1038ーい、ろ、は、1040ーは、に、ほ、1041ーい、ろ、に、ほ、1042ーい、ろ、は、に、1043ーい、2001ーい、2002ーい、2003ーい、2006ーい、ろ、2011ーい、2013ーと、2055ーい、2057ーに、2059ーろ、は、2070ーろ、2101ーい、ろ、は、3004ーは、3007ーに、へ、3016ーろ、3018ーに、3021ーろ、3028ーに、ほ、3032ーい、ろ、は、ほ、3033ーい、に、ほ、3034ーい、3035ーは、に、へ、3036ーい、3049ーほ、3050ーほ、3055ーい、3058ーろ、3059ーろ、3071ーろ、は、に、3088ーは、3094ーほ、へ、と、3095ーい、は、に、3097ーろ、は、3098ーい、3100ーい、ろ、は、3103ーい、3104ーほ、へ、ち、3112ーろ、3113ーい、ろ、に、ほ、3114ーへ、と、3117ーい、3118ーい、3121ーい、ろ、は、3124ーい、ろ、3125ーろ、3126ーろ、は、3130ーい、ろ、3131ーほ、3132ーい、は、3133ーい、3134ーは、に、3136ーい、3146ーほ、3147ーと、3148ーい、3149ーい、ぬ、3150ーい、3151ーに、ほ、と、3153ーい、へ、ち、3154ーい、は、3156ーに、ほ	4,292.18	土砂の流出崩壊防止	砂防指定地

区　分		森林の所在（林小班）	面　積	留意すべき事項	備　考
木曽	木曽町	9－ろ、は、に、ほ、へ、10－い、12－に、13－い、は、14－は、に、15－い、ろ、16－い、は、17－い、は、19－い、ろ、は、25－ろ、は、に、ほ、26－い、は、28－ほ、へ、37－い、ろ、38－い、に、ほ、39－ほ、41－は、42－い、43－い、は、44－ろ、56－い、57－い、ろ、59－い、ろ、は、60－い、72－に、ほ、へ、と、73－い、ろ、は、76－い、ほ、へ、77－い、ろ、は、78－に、ほ、79－い、に、80－に、ほ、89－い、ろ、93－い、に、95－い、ろ、は、96－に、ほ、97－ろ、は、に、98－に、ほ、100－い、ろ、は、101－ろ、102－ほ、104－は、に、108－い、ろ、109－ほ、111－い、ろ、112－は、に、へ、と、113－い、114－い、ろ、116－に、ほ、117－い、は、119－ろ、124－い、125－ろ、は、126－ろ、は、128－い、ほ、131－ろ、は、132－に、133－は、136－は、に、137－は、に、138－に、ほ、と、139－い、ろ、は、141－い、ろ、ほ、145－い、146－い、ろ、148－い、149－と、150－い、ろ、151－い、ろ、152－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、153－に、ほ、154－に、ほ、155－ほ、156－に、ほ、り、ぬ、157－ろ、は、に、へ、158－い、ろ、は、へ、159－い、ろ、160－ろ、は、に、162－へ、と、163－い、164－い、は、167－い、ろ、168－い、ろ、171－い、ろ、172－い、ろ、173－い、174－い、1002－い、ろ、は、と、1003－い、ろ、に、1004－は、ほ、1006－ろ、は、ほ、1007－は、1008－に、1010－ろ、1011－い、1013－ろ、1014－は、1015－は、1020－い、1022－い、は、に、ほ、1024－ち、1026－は、に、1028－に、ほ、1029－い、ほ、と、り、1031－ろ、は、1034－い、ろ、1035－ろ、は、に、1037－い、ろ、1038－ろ、へ、1039－い、1040－い、ろ、は、に、ほ、2006－い、2024－い、2029－い、2055－い、ろ、ほ、2057－い、2070－い、ろ、2075－い、2087－い、2101－い、2102－ほ、2103－い、2108－は、2109－い、3018－ろ、3020－に、3029－は、3049－い、に、ほ、3050－に、へ、3051－ろ、は、3052－い、ろ、は、に、ほ、3053－い、ろ、は、に、3054－ろ、は、に、ほ、3055－は、3058－い、3061－い、3064－ろ、は、3078－い、3080－い、3090－ほ、3091－ほ、へ、3093－ほ、3094－と、3115－い、3116－い、3117－ろ、3119－に、3124－に、ほ、3127－い、ほ、3148－ほ、3149－ろ、3152－に、へ、と	3,638.21	土砂の流出崩壊防止	山災防止
		計	16,185.98		
計(木曽谷)			36,700.16		

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林や、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けます。

また、土石の切取り、盛土その他の土地の形質の変更を行う場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行います。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講じます。

特に、林地への再生可能エネルギー発電設備の設置にあたっては、国土及び環境の保全の観点から、森林の公益的機能の発揮と調和を図っていきます。

また、防災や環境への影響等に対する懸念が高まっている太陽光発電設備の設置に係る開発については、地域との共生が図られるよう、許可基準等の見直しにより規律を強化した林地開発許可制度を厳正に運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施等に配慮します。

また、次の点に留意します。

ア　県は、保安林制度、林地開発許可制度などの法令の基準を遵守するよう指導を徹底します。

イ　市町村は、伐採届による小規模林地開発の案件に対しては、林地開発許可基準に準じた計画とするよう指導します。

ウ　県及び市町村は、森林の有する公益的機能に配慮し、最小限の土地の形質変更に努めるよう、土地の形質を変更しようとする者を指導します。

エ　盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）や長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例（長野県条例第33号）に基づき、盛土等の工事を行う際の技術基準を遵守するよう指導を徹底します。

2　保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

森林に関する自然的条件、社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養（かん）、災害の防備、保健、風致の保存等の目的を達成するため保安林に指定する必要がある森林について、保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとします。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

(3) 治山事業の実施に関する方針

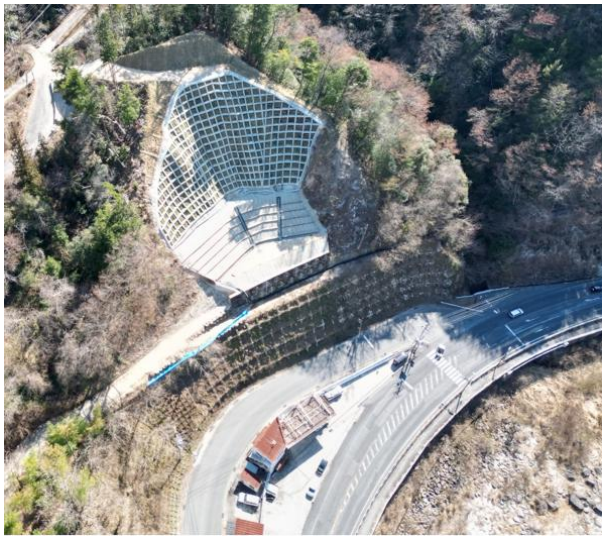
県民生活の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により、尾根部からの崩壊による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫等災害の発生形態が変化していることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、『災害に強い森林づくり指針（長野県林務部）』に基づき、流域治水の取組と連携を図りつつ次のとおり治山事業を実施します。

ア 荒廃山地・荒廃危険地の復旧、整備

- 山地災害危険地区等における、きめ細かな治山ダムの設置等による土砂流出の抑制
- 森林整備と筋工の組合せによる森林土壌の保全強化
- 森林病虫害や鳥獣害を原因とした裸地化の進行等による土砂流出の発生抑制など関係者一体となった予防治山対策
- 流木捕捉式治山ダムの設置、渓流域での危険木の伐採等による流木災害リスクの軽減、関係者と連携した流木対策
- 既存治山施設の点検調査、機能強化、長寿命化対策
- ＩＣＴや新技術の施工現場への導入

イ 住民等と協働して行う山地防災力を高めるための取り組み

- 地域住民による自主的な防災活動を促すために、防災講演会や説明会等の開催
- 地域住民による森林の見回りや防災マップづくりなどの取り組みに対する技術的な支援



Ｒ６復旧治山（山腹対策）南木曽町 袖ヶ沢



Ｒ６保安林改良 木曽町 久保洞沢

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導を適切に行います。

(5) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件のすべてを満たす森林が存在するものについては、当該保安林を特定保安林に指定するとともに、第２の１に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保残に関する基本的事項に即し、間伐等の必要な施業を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図ることとします。

特に造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとします。

- 下層植生が消失しており、森林土壌が流出し、またはその恐れがあると認められる森林、樹冠が疎開しており、林木の生育状況からみてうっ閉せず、またはうっ閉するまで長期を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、またはおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即して機能することを確保するため、早急に施業を実施する必要があると認められること。
- 気候、地形、土壌等の自然的条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即して機能することを確保し得ると認められること。
- 法令上の制限、林内路網の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められること。

3　鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止に関する方針

ア　区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」に基づき、特に、次の点に留意して定めることとします。

- 区域設定の対象とする鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）は、ニホンジカとし、必要に応じてその他の森林に被害を与える鳥獣(ツキノワグマ等)についても対象とします。
- 区域の設定は、森林生態系多様性基礎調査の調査結果等により、対象鳥獣による食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害のある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、対象鳥獣による被害防止のための森林であって、人工林を基本とし、森林資源の状況に応じて天然林も含めることとします。
- 設定区域は林班を単位とし、区域は対象鳥獣の別に設定することとし、対象鳥獣ごとの区域を重複して設定できるものとします。

イ　鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な生育を図るため、森林所有者等による巡視や被害状況調査のほか、対象鳥獣別に被害を防止するために効果を有すると考えられる次の方法による鳥獣害防止対策を推進します。

・緩衝帯及び防護柵・電気柵の設置又は維持管理
・幼齢木の食害防止チューブの設置、剝皮防止帯の設置、忌避剤の散布
・わな及び銃器による捕獲
・出没に関する情報提供や注意喚起

その際、関係行政機関等との連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図ることとします。

(2) その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害防止対策の実施状況については、必要に応じて、現地調査や各種会議での情報交換、森林所有者等からの情報収集等により、鳥獣害防止対策の実施状況を確認することとします。

(3)鳥獣害対策の方針

第二種特定鳥獣管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施します。

また、地域におけるクマの出没・被害の実情等に応じて、野生鳥獣の生息環境の保全・整備に向けて、林業適地以外の人工林の針広混交林化や広葉樹林化による天然林への着実な移行、野生鳥獣の移動抑制につながるよう、林業の活性化や里山林整備活動の促進、緩衝帯の整備等、野生鳥獣とのすみ分けを図る対策等を推進します。

種　　名	対象個体群	現　　状	対　　策
ニホンジカ	関東山地 八ヶ岳 南アルプス	高い生息密度で推移している	①　個体数調整の実施に加え、狩猟期間の延長等による捕獲の促進 ②　防護柵の設置等による被害防除 ③　ジビエ振興等有効活用対策の積極的な推進
	その他の地域	生息分布拡大による被害の増加が懸念される。	
ツキノワグマ	関東山地 南アルプス	生息数はやや少ない	①　森林環境整備による生息域の確保と緩衝帯整備によるすみ分け ②　誘引の原因となる嗜好性の高い農作物等へ電気柵の設置を実施 ③　加害個体を選別しての捕獲
	八ヶ岳	生息数は非常に少ない	
	その他の地域	推定生息数は増加している	
ニホンザル	全　　域	生息分布に大きな変化は見られない	①　電気柵設置による被害防除 ②　出没防止のための生息環境の整備（緩衝帯整備と森林整備の推進） ③　部分捕獲を基本とする群れの個体数管理
ニホンカモシカ	全　　域	生息数は維持または漸減傾向。	①　防護柵、食害防止チューブ等の物理的対策及び忌避剤による科学的防除の実施 ②　被害防除対策を優先に、地域個体群が維持される範囲で、加害個体を特定して捕獲
イノシシ	全　　域	林産物（きのこ等）の被害がある。	①　出没防止のための生息環境の整備（緩衝帯整備と森林整備の推進） ②　加害個体等の捕獲及び狩猟の推進

4　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

森林病害虫等の被害対策について、松枯れ、ナラ枯れ等の森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努めます。

ア　松くい虫の被害防止

「松くい虫被害レベルマップ」等を活用して守るべき松林を明確に定め、次の措置を効果的に組み合わせながら対策を講じます。

- 伐倒駆除
- 薬剤散布等の各種予防事業
- 守るべき松林の周辺部の樹種転換
- 抵抗性を有するマツへの転換

〇伐採及び運搬に関するアカマツ林施業の基準について

「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針（令和３年３月16日付け３森推第838号長野県林務部長通知）」を基に各地域振興局管内で独自基準を定めています。

松くい虫被害を拡大させないために、伐採及び運搬については、「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業木曽基準（令和８年３月10日付通知）」により実施します。

なお、枯損木については、木質バイオマスエネルギー等としての利用を促進します。

主伐の場合は、適確な更新を図ることとします。

イ　カシノナガキクイムシによる被害の拡大防止

防災上あるいは景観上維持すべきナラ類があることから、防除対策等について長野県林業総合センターを中心とした試験研究、広葉樹林の整備等を実施します。

また、別荘地等での予防処置として、健全木への侵入防止を目的とする粘着剤塗布やビニールシート巻木等の物理的防除、殺菌剤の注入によるナラ菌の殺菌とカシノナガキクイムシの繁殖抑制等も保全場所に応じて実施します。

被害の早期発見、被害発生地域の監視と関係者の情報共有を強化し、より効果的かつ総合的な被害監視・被害防除対策の推進を図ります。

ウ　スギノアカネトラカミキリの被害防止

スギノアカネトラカミキリは、スギ・ヒノキ生立木の枯れ枝に産卵し、幼虫が枯れ枝から樹幹部に入って死節の周辺を食害し、幹材にトビクサレ被害を起こす材質劣化害虫です。林分が閉鎖し枯れ枝が発生する前に生枝打ちを実施するとともに、間伐により健全な森林の維持に努めることが有効な防除法です。

エ　カラマツ先枯病の被害防止

カラマツ先枯病は、森林病害虫等防除法第２条第１項第３号の政令で定める病気の一つです。苗畑での薬剤防除を徹底し、苗木時の感染を予防する、造林地に罹病苗木を持ち込まない、罹病木を発見した場合は速やかに伐倒し枝条を焼却処分するといった防除方法を進めます。

また、カラマツ先枯病は風衝地に多発することから、植栽する場合は、風当たりの強いところでは、カラマツ以外の樹種を選定します。

オ　その他の病害虫等の被害防止

その他の病害虫が発生した場合、適正な防除、駆除に努めます。また、早期発見、早期防除が最善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努めます。

(2) 林野火災の予防の方針

林野火災の予防のため、以下のとおり、林野火災に係る広報・啓発の強化、延焼しにくい多様な林相への誘導、消火活動にも資する林道等の整備、森林情報の整備及び共有等による林野火災に強い地域づくりを進めます。

ア　火入れ許可

市町村森林整備計画において、森林法に基づく次の内容を定め、住民へ周知徹底を図り、林野火災を予防します。

森林又は森林の周囲１キロメートルの範囲内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地（地域森林計画区域外も含む）においては、その森林又は土地の所在する市町村長の許可を受けて指示することに従ってでなければ、火入れをすることはできません。（森林法第 21 条第１項）また、市町村長は、火入れの目的が次の内容でないと、許可することができません。（森林法第 21 条第２項）

ア　造林のための地ごしらえ
イ　開墾準備
ウ　害虫駆除
エ　焼畑
オ　採草地の改良（森林法施行規則第 47 条第１項）

なお、火入れをしようとする者は、あらかじめ必要な防火の設備をし、かつ、火入れをしようとする森林又は森林の周囲 １ キロメートルの範囲内にある立木竹の所有者又は管理者にその旨を通知しなければなりません。（森林法第 22 条）

イ　啓発活動

毎年実施している山火事予防の啓発運動を今後も継続して行うものとします。

また、イベント等の会場では、積極的に山火事予防の普及啓発を行います。

さらに、森林レクリエーションのための森林利用が多い地域を対象に、山火事被害を未然に防止することを目的として、県、市町村の行政機関だけでなく、森林整備を担う森林組合等林業事業体や地域住民による巡視の体制も検討します。





木曽地域振興局における「春の山火事予防運動」の状況

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能と文化機能の高い森林については、その保健機能を高度に発揮させるため、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）」第３条第１項に規定する森林の保健機能の増進に関する基本方針に基づき森林資源の総合的利用を促進します。その森林の保健機能の増進については次のとおり定めます。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の存する地域の実情、森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林施業の担い手が存在するとともに、森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林について設定します。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養（かん）、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、森林の特色を踏まえて、多様な施業を積極的に実施します。

なお、これらの場合において、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行います。

ア　保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

施業の方法を複層林施業、択伐複層林施業及び特定広葉樹育成施業のいずれかに設定します。

イ　保健機能森林の区域内の森林における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえた多様な施設の整備を行うとともに、次の事項について配慮することとします。

a　周辺の景観に配慮しつつ森林の状況や利用の見通し等に応じた施設整備

b　施設全体の一体的かつ計画的な整備

c　四季を通じて利用可能な施設の設置

d　周辺にある既存施設との調和に配慮した整備

e　森林の有する保健機能以外の諸機能に著しい支障を及ぼさないよう、施設の位置、規模等を適切に決定する

f　施設の設置に当たっては防火体制、防火施設の整備、高齢者や身体障害者等の利用並びに利用者の安全及び交通安全、円滑な交通の確保に留意する

g　周辺との調和や地域の林業・林産業の振興を図る観点から、積極的に木造施設の導入を図る

ウ　その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、次のことに留意するものとします。

a　森林及び森林保健施設の適切な管理

b　防火体制及び防火施設の整備

c　利用者の安全

d　交通の安全・円滑の確保

(3) 立木の期待平均樹高

対象森林の樹冠を構成する立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高）を定めます。

第6 計画量等

1 伐採立木材積及び間伐立木材積

地域特性、木材の需要動向、資源構成等を勘案しながら資源予測を行い、伐採から植林・森林整備に至る再生循環の仕組みが持続する地域林業の構築を目指し、伐採量を計画しました。

（単位　材積：千m3）

区　　分	総　　数	主　　伐	間　　伐
総　数	485	233	252
前半５ヵ年の計　画　量	245	105	140

2 森林施業面積

第６の３の人工造林面積、過去の傾向等を勘案した間伐面積及び下刈り面積を合算して定めました。

区　　分	森 林 施 業 面 積
総　　数	4,964ha
前半５ヵ年の計　画　量	2,739ha

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

第６の１伐採立木材積の計画数量及び植栽実績を基礎として、以下の考え方により造林面積を計画しました。

・単層林の拡大造林(人工林以外の箇所への人工造林)は原則として計画しない。

・天然林の伐採跡地は全て天然更新とする。

・上記のほか、樹下植栽及び天然更新による天然林及び利活用等により機能の維持増進を図る天然林の導入を計画する。

区　　分	人工造林	天然更新
総　　数	581ha	264ha
前半５ヵ年の計　画　量	264ha	120ha

4 林道の開設及び拡張に関する計画

(1)総括表

（単位　延長；m）

樹立	開設（新設）				開設（改築）				樹立	拡張（改良）				拡張（舗装）			
	路線数	路線延長			路線数	路線延長				［箇所数］路線数	路線延長			路線数	路線延長		
		前期	後期	計		前期	後期	計			前期	後期	計		前期	後期	計
計画区計	**4**	**107,000**	**45,400**	**152,400**	**0**	**0**	**0**	**0**	**計画区計**	**［102］ 20**	**4,510**	**2,350**	**6,860**	**2**	**2,350**	**0**	**2,350**
木曽地区計	**4**	**107,000**	**45,400**	**152,400**	**0**	**0**	**0**	**0**	**木曽地区計**	**［102］ 20**	**4,510**	**2,350**	**6,860**	**2**	**2,350**	**0**	**2,350**
上松町	0	0	0	0	0	0	0	0	上松町	［15］ 7	217	150	367	0	0	0	0
南木曽町	0	0	0	0	0	0	0	0	南木曽町	［5］ 1	200	0	200	0	0	0	0
木曽町	3	1,000	2,700	3,700	0	0	0	0	木曽町	［63］ 8	2,750	1,450	4,200	1	350	0	350
木祖村	1	2,000	1,000	3,000	0	0	0	0	木祖村	［0］ 0	0	0	0	0	0	0	0
王滝村	0	0	0	0	0	0	0	0	王滝村	［10］ 2	725	725	1,450	0	0	0	0
大桑村	0	0	0	0	0	0	0	0	大桑村	［9］ 2	618	25	643	1	2,000	0	2,000
林道計※	4	3,000	3,700	6,700													
森林作業道		101,000	38,000	139,000													

※　林道計には林業専用道の新設が含まれます。

(2)　路網計画　開設(新設) 路線別表

(単位　延長：m、面積：ha)

開設拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数及び延長	利用区域面積	前半5ヵ年の計画箇所	路線番号	備考
			地区名	町村名						
開設（新設）	自動車道	林道	木曽	木曽町	焼棚幸沢	2,000	978		02011	旧木曽福島町
					徳音寺	1,000	86	○	40013	旧日義村
					東又	700	488		02087	旧三岳村
				計	計3路線	3,700				
					前期	1,000				
					後期	2,700				
				地局計	計3路線	3,700				
					前期	1,000				
					後期	2,700				
				計画区計	計3路線	3,700				
					前期	1,000				
					後期	2,700				

※ 本表は開設(新設)計画の内、林道計画分を搭載したものである。

※ 本表の利用区域欄の(　)内の数字は国有林面積を、((　))内の数字は官行造林地面積を表す。

(2)　路網計画　開設(新設) 路線別表

(単位　延長：m、面積：ha)

開設拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数及び延長	利用区域面積	前半5ヵ年の計画箇所	路線番号	備考
			地区名	町村名						
開設（新設）	自動車道	林業専用道	木曽	木祖村	奥峰	3,000	143	○		
					計1路線	3,000				
					前期	2,000				
				計	後期	1,000				
				地局計	計1路線	3,000				
					前期	2,000				
					後期	1,000				
				計画区計	計1路線	3,000				
					前期	2,000				
					後期	1,000				

※ 本表は開設(新設)計画の内、林業専用道計画分を搭載したものである。

(3)　路網計画　開設(改築) 路線別表

(単位　延長：m、面積：ha)

開設拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数及び延長	利用区域面積	前半5ヵ年の計画箇所	路線番号	備考
			地区名	町村名						
開設（改築）	自動車道	林道	木曽	地局計	計0路線 前期 後期	0 0 0				
				計画区計	計0路線 前期 後期	0 0 0				

※ 本表の利用区域欄の()内の数字は国有林面積を、(())内の数字は官行造林地面積を表す。

(4)　路網計画　拡張(改良) 路線別表

(単位　延長：m、面積：ha)

開設拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数及び延長	利用区域面積	前半5ヵ年の計画箇所	路線番号	備考
			地区名	町村名						
拡張(改良)	自動車道	林道	木曽	上松町	吉野東野	[2] 67	((0)) (468) 667	○	02146	
					倉本	[2] 40	(389) 271	○	02147	
					木曽駒山麓	[3] 70	(2,763) 1,323	○	01034	
					松山	[2] 70	159		40015	
					山室	[2] 40	175	○	04765	
					肥沢	[2] 40	(255) 97		03374	
					大畑	[2] 40	52		40017	
				計	計7路線 計15箇所 前期 後期	367 217 150				
				南木曽町	細野山	[5] 200	((6)) 268	○	03119	
				計	計1路線 計5箇所 前期 後期	200 200 0				
				木曽町	木曽駒山麓	[10] 200	(2,763) 1,323		01034	
					熊沢幸沢	[14] 2,000	(1,279) 3,066	○	01061	
					渡沢鳥居峠	[6] 300	((29)) (436) 1,620		01033	
					砂ヶ瀬	[4] 150	(248) 259		02073	
					月夜沢	[6] 250	(2,712) 1,037	○	01036	
					鵜類沢	[5] 800	92		04594	
					本洞	[10] 300	1,083	○	02086	
					西沢	[8] 200	((8)) 286	○	03268	
				計	計8路線 計63箇所 前期 後期	4,200 2,750 1,450				

（ 単位　延長：m、面積：ha ）

開設拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数及び延長	利用区域面積	前半5ヵ年の計画箇所	路線番号	備考
			地区名	町村名						
拡張（改良）	自動車道	林道	木曽	王滝村	樽沢	[3] 512	((12)) (66) 783	○	02159	
					倉越	[7] 213	86	○	04519	
				計	計2路線 計10箇所 前期 後期	725 725 0				
				大桑村	松渕深沢	[7] 618	(237) 336	○	02102	
					山久保	[2] 25	52		04702	
				計	計2路線 計9箇所 前期 後期	643 618 25				
				地局計	計20路線 計102箇所 前期 後期	6,135 4,510 1,625				
				計画区計	計20路線 計102箇所 前期 後期	6,135 4,510 1,625				

※ 本表の利用区域欄の(　)内の数字は国有林面積を、((　))内の数字は官行造林地面積を表す。

(5)　路網計画　拡張(舗装) 路線別表

（ 単位　延長：m、面積：ha ）

開設拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数及び延長	利用区域面積	前半5ヵ年の計画箇所	路線番号	備考
			地区名	町村名						
拡張（舗装	自動車道	林道	木曽	木曽町	熊沢幸沢	350	2,311	○	01061	旧木曽福島町
					計1路線	350				
					前期	350				
				計	後期	0				
				大桑村	松渕深沢	2,000	(237) 336	○	02102	
					計1路線	2,000				
					前期	2,000				
				計	後期	0				
				木曽地事計	計2路線	2,350				
					前期	2,350				
					後期	0				
				計画区計	計2路線	2,350				
					前期	2,350				
					後期	0				

※ 本表の利用区域欄の(　)内の数字は国有林面積を、((　))内の数字は官行造林地面積を表す。

5　保安林の整備及び治山事業に関する計画

保安林の配備は、市町村森林整備計画の公益的機能別施業森林を中心に、保安林の指定目的（公益的機能）を特に発揮できる場所を指定するよう計画し、治山事業の活用等により保安林指定の目的の維持・増進を目指します。

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

（単位　面積：ha）

保安林の種類	面積		備考
		前半５ヵ年の計画面積	
総数（実面積）	14,782	13,999	現況：13,778
水源涵養のための保安林	10,350	9,798	現況:9,713
災害防備のための保安林	4,392	4,162	現況:4,028
保健、風致の保存等のための保安林	214	213	現況:0212

注）総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、合計に一致しない。

②-1 計画期間内において保安林の指定を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

（単位　面積：ha）

森林の所在		総数（実面積）	水源涵養のための保安林			災害防備のための保安林			保健・風致の保存等のための保安林		
地区	市町村			前半５ヵ年の計画面積	現況		前半５ヵ年の計画面積	現況		前半５ヵ年の計画面積	現況
木曽	上松町	414	69	65	65	330	313	303	17	16	15
	南木曽町	1,371	305	289	287	1,065	1,010	977			
	木曽町	8,831	7,337	6,945	6,885	1,477	1,400	1,355	17	16	16
	木祖村	1,727	975	923	915	751	712	689	1	1	1
	王滝村	777	715	677	671	62	59	57			
	大桑村	1,663	949	899	891	707	670	649	181	180	180
合計		14,783	10,351	9,798	9,713	4,393	4,163	4,029	215	214	212

注）1. 現況面積は、令和８年９月１日現在の面積
2. 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、合計に一致しない。
3. 四捨五入により、合計が一致しない。

②-2 計画期間内において保安林の解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

（単位　面積：ha）

森林の所在			種類	面積	解除を必要とする理由
地区	市町村	区域			
木曽谷	木曽町	—	災害防備のための保安林	0.6	指定理由の消滅
計				0.6	

注）保安林の指定の解除は申請に基づき、随時、事務手続き行うものとする。

計画期間内での解除は、指定理由の消滅等の状況に応じて進めることとする。

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

（単位　面積：ha）

種　　類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水源涵養のための保安林	—	95	582	653	349
災害防備のための保安林	—	39	241	271	145
保健、風致の保存等のための保安林	—	2	13	14	8
計	—	136	836	938	501

注）四捨五入により、合計が一致しない。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

森林の所在			治山事業施行地区数		主な工種	備　考
区域	市町村	区域(林班)		前半５ヵ年の計画		
木曽	上松町	38	１地区	１地区	渓間工	
	南木曽町	25、37、69、81、88	５地区	５地区	渓間工、山腹工	
	木曽町	1029、1041	２地区	２地区	渓間工、山腹工	
	木祖村	85、86	１地区	１地区	渓間工	
	王滝村	32	１地区	１地区	森林整備	
	大桑村	30	１地区	１地区	渓間工、森林整備	
	計		11 地区	11 地区		

6　要整備森林の所在及び面積及び要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

(1) 要整備森林の所在及び面積

該当箇所なし

(2) 要整備森林について実施すべき施業の方法及び時期

該当なし

第7 保安林その他法令による制限林の施業の方法

制限林の種類による施業の方法は、下記の表のとおり定めます。

【表７－１ 制限林の施業の方法】

制限林の種類	表記	施業方法及びその区分		
水源かん養保安林	水かん	1-1	禁伐	主伐に係る伐採を禁止する。また間伐も原則として禁止するが、その森林が植栽されたものであり、保育のため間伐をしなければ当該保安林の目的が達成できないと認められるものであって、指定施業要件で間伐できることが定められているものについては、樹冠疎密度が、10 分の８以上の箇所においてできるものとする。 間伐することができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木材積の 10 分の２（3.5）※1を越えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が、10 分の８を下ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね５年後において、その森林の当該樹冠疎密度が 10 分の８以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。
		1-2	択伐	主伐は、択伐による。主伐として伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとし、その伐採の限度は、当該年度の初日におけるその森林の立木の材積の 10 分の３（４）※2以内とする。 また、将来択伐することができるような林型に誘導しようとする場合の間伐であって指定施業要件で定められている場合には、樹冠疎密度が、10 分８以上の箇所において間伐できるものとする。 間伐することができる立木の材積は、1-1 の間伐の項を準用する。 植栽については、人工造林に係る森林及び森林所有者が具体的な植栽計画をたてている森林について、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に、それぞれ、指定施業要件を定める者が指定する樹種の満１年以上の苗を、おおむね、１ヘクタール当たり各保安林の指定の指定施業要件で定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる率を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。
		1-3	皆伐伐区 指定有	主伐に係る伐採種を定めない。主伐として伐採できる立木は、市町村森林計画で定める標準伐期齢以上のものとし、毎年度伐採できる 1 箇所当たりの皆伐面積の限度は、20 ヘクタールの範囲内で指定施業要件に定められた面積とする。 間伐は、樹冠疎密度が、10 分の８以上の森林について行うことができるものとし、間伐することができる立木の材積は、1-1 の間伐の項を準用する。 植栽については、人工造林に係る森林及び森林所有者が具体的な植栽計画をたてている森林について、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に、指定施業要件を定める者が指定する樹種の満１年以上の苗を、１ヘクタール当たりおおむね各保安林の指定施業要件で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。
		※１、※２については、各保安林の指定施業要件による。		

制限林の種類	表記	施業方法及びその区分		
土砂流出防備保安林	土流	2-1	禁伐	1-1 を準用する。
		2-2	択伐	1-2 を準用する。
		2-3	皆伐伐区指定有	1-3 を準用する。
土砂崩壊防備保安林	土崩	3-1	択伐	1-2 を準用する。
		3-2	皆伐伐区指定有	1-3 を準用する。
干害防備保安林	干害	4-1	択伐	1-2 を準用する。
		4-2	皆伐伐区指定有	1-3 を準用する。
防風保安林	風害	5-1	択伐	1-2 を準用する。
水害防備保安林	水害	6-1	択伐	1-2 を準用する。
落石防止保安林	落石	7-1	禁伐	1-1 を準用する。
		7-2	択伐	1-2 を準用する。
なだれ防止保安林	なだれ	8-1	禁伐	1-1 を準用する。
		8-2	択伐	1-2 を準用する。
保健保安林	保健	9-1	禁伐	1-1 を準用する。
		9-2	択伐	1-2 を準用する。
		9-3	皆伐伐区指定有	1-3 を準用する。
風致保安林	風致	10-1	禁伐	1-1 を準用する。
		10-2	択伐	1-2 を準用する。
水源かん養 ＋風致保安林	水致	11-1	択伐	1-2 を準用する。
水源かん養 ＋保健保安林	水保	28-1	択伐	1-2 を準用する。
		28-2	皆伐伐区指定有	1-3 を準用する。
土砂流出防備 ＋保健保安林	流保	29-1	禁伐	1-1 を準用する。
		29-2	択伐	1-2 を準用する。
		29-3	皆伐伐区指定有	1-3 を準用する。
干害防備 ＋保健保安林	干保	31-1	択伐	1-2 を準用する。
		31-2	皆伐伐区指定有	1-3 を準用する。
水害防備 +保健保安林	水害保	32-1	択伐	1-2 を準用する。
落石防止保安林 ＋保健保安林	落保	34-2	択伐	1-2 を準用する。
保健保安林 ＋風致保安林	致保	35-1	択伐	1-2 を準用する。
砂防指定地	砂防	50-1	皆伐伐区指定有	1-3 を準用し、指定目的に適合した施業を行う。
		50-2	皆伐伐区指定無	主伐に係る伐採種を定めない。主伐として伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとし、毎年度伐採できる１箇所当たりの皆伐面積の限度は定めない。 間伐及び伐採に関する事項については１-3 を準用する。

制限林の種類	表記	施業方法及びその区分		
国立公園 特別保護地区	国立特	51-1	禁伐	原則として、全ての森林の伐採を禁止する。 ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの又は、測量のために行われるものは除く。
国立公園 第１種特別地域	国立１	52-1	禁伐	51-1 を準用する。
		52-2	択伐	単木による択伐によることができる。 伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う林齢に 10 年以上を加えたものとし、その伐採の限度は、現在蓄積の 10%以内とする。
国立公園 第２種特別地域	国立２	53-1	禁伐	51-1 を準用する。
		53-2	択伐	択伐によることができる。 伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上とし、その伐採の限度は、用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては 60%以内とする。
		53-3	皆伐伐区 指定有	風致の維持に支障のないものにあっては、１伐区の大きさが２ヘクタール以内の皆伐作業を行うことができる。ただし、樹冠疎密度３より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点より望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 なお、伐区は更新後５年を経過しなければ連続して設定してはならない。 また、伐期齢は標準伐期齢以上とする。
		53-4	皆伐伐区 指定無	全般的に風致の維持を考慮して施業を行うこととし、特に施業の制限を受けないものとする。
国立公園 第３種特別地域	国立３	54-1	禁伐	51-1 を準用する。
		54-2	択伐	53-2 を準用する。
		54-3	皆伐伐区 指定有	53-3 を準用する。
		54-4	皆伐伐区 指定無	53-4 を準用する。
国立公園 普通地域	国立未	55-1	禁伐	51-1 を準用する。
		55-2	択伐	52-2 を準用する。
		55-3	皆伐伐区 指定有	53-3 を準用する。
		55-4	皆伐伐区 指定無	53-4 を準用する。
国定公園 第１種特別地域	国定１	56-1	択伐	53-2 を準用する。
国定公園 第２種特別地域	国定２	57-1	禁伐	51-1 を準用する。
		57-2	択伐	52-2 を準用する。
		57-3	皆伐伐区 指定有	53-3 を準用する。
国定公園 第３種特別地域	国定３	58-1	択伐	53-2 を準用する。
		58-2	皆伐伐区 指定有	53-3 を準用する。
		58-3	皆伐伐区 指定無	53-4 を準用する。
国定公園 普通地域	国定未	59-1	択伐	53-2 を準用する。
		59-2	皆伐伐区 指定有	53-3 を準用する。
		59-3	皆伐伐区	53-4 を準用する。

			指定無	
制限林の種類	表記	施業方法及びその区分		
県立自然公園 第２種特別地域	県立２	66-3	択伐	53-2 を準用する。
		66-2	皆伐伐区指定有	53-3 を準用する。
		66-1	皆伐伐区指定無	53-4 を準用する。
県立自然公園 第３種特別地域	県立３	67-1	皆伐伐区指定無	53-4 を準用する。
県立指定公園 普通地域	県立未	68-1	皆伐伐区指定有	53-3 を準用する。
文化財保護法による史跡名勝天然記念物にかかる指定地	文化財	60-1	皆伐伐区指定有	1-3 を準用し、指定目的に適合した施業を行う。
都市計画法, 風致地区	都風	61-1	択伐	1-2 を準用し、指定目的に適合した施業を行う。
		61-2	皆伐伐区指定有	1-3 を準用し、指定目的に適合した施業を行う。 ただし 1-3 のうち「1 箇所当たりの皆伐面積の限度 20 ヘクタール」を「1 箇所当たりの皆伐面積の限度は１ヘクタール」と読み替えるものとする。
鳥獣保護区 特別保護地区	鳥獣特	62-1	禁伐	原則としてすべての伐採を禁止する。
		62-2	択伐	主伐は択伐による。主伐として伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
		62-3	皆伐伐区指定有	鳥獣の保護に支障がないと認められる場合には皆伐することができる。 主伐として伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐採期齢以上のものとし、その伐採の限度は 1-2 を準用する。 また、地域森林計画の初年度以降５年間に当該計画に係る特別保護地区内において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の５倍とする。
		62-4	皆伐伐区指定無	主伐に係る伐採種を定めない。主伐として伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとし、毎年度伐採できる１箇所当たりの皆伐面積の限度は定めない。 間伐及び伐採に関する事項については１-3 を準用する。
急傾斜地崩壊危険区域内の森林	急傾斜	63-1	択伐	1-2 を準用し、指定目的に適合した施業を行う。
		63-2	皆伐伐区指定有	1-3 を準用し、指定目的に適合した施業を行う。
		63-3	皆伐伐区指定無	50-2 を準用し、指定目的に適合した施業を行う。

（注意）施業方法の詳細にあたっては関係法令を確認し、必要な手続きをしたうえで施業すること。
制限林が重複指定されている場合は、その制限に係る施業方法の厳しいものにより施業すること。

【表７－２制限林の施業方法総括表】

出力範囲	木曽谷

（単位　面積：ｈａ）

制限林の種類			面　積	伐採方法別面積					重　複
				皆伐			択伐	禁伐	
				皆伐	伐区指定無	伐区指定有			
保安林	水源かん養保安林		9,664.61	9,362.06			302.55		保健 県立2 県立3 鳥獣特 砂防
	土砂流出防備保安林		3,838.55	2,811.18			1,002.21	25.16	県立2 県立3 文化財 砂防
	土砂崩壊防備保安林		113.69	4.43			109.26		砂防
	干害防備保安林		28.35	27.81			0.54		砂防
	風害防備保安林								
	水害防備保安林								
	落石防止保安林		35.76				35.76		砂防
	なだれ防止保安林								
	保健保安林		181.89	1.58			180.31		水かん 風致 県立2 鳥獣特 砂防
	風致保安林		26.21				26.21		保健 県立2 文化財 砂防
	計		13,889.06	12,207.06			1,656.84	25.16	
保安施設地区			0.07					0.07	砂防
砂防指定地			11,718.15		82.08	11,359.56	273.70	2.81	水かん 土流 土崩 干害 落石 保健 風致 保施 県立2 県立3 鳥獣特 文化財 急傾斜
自然公園	国立公園	特別保護地区							
		第１種特別地域							
		第２種特別地域							
		第３種特別地域							
		普通地域							
		計							
	国定公園	第１種特別地域							
		第２種特別地域	49.79						土流 風致 致保 水かん 砂防 文化財
		第３種特別地域	809.30						水かん 土流 砂防
		普通地域	3,752.94						土流 水かん 土崩 砂防
		計	4,612.03						
	県立公園	第１種特別地域							
		第２種特別地域							
		第３種特別地域							
		普通地域							
		計							
	計		4,612.03						

制限林の種類	面　積	伐採方法別面積					重　複
		皆　伐			択　伐	禁　伐	
		皆　伐	伐区指定無	伐区指定有			
文化財保護法による史跡名勝天然記念物にかかる指定地	4.98				1.50	3.48	土流 風致 県立2 砂防
鳥獣保護区特別保護地区	183.82			1.58	182.24		水かん 保健 砂防
急傾斜地崩壊危険地区	24.01			1.67	22.34		砂防
都市計画法による風致地区							
林業種苗法による特別母樹または特別母樹林							
原生自然環境保全地域							
自然環境保全地域の国の指定による特別地域							
自然環境保全地域の県の指定による特別地域	1.89			1.89			
その他の制限林計	16,544.95		82.08	11,364.70	479.78	6.36	
総　計	30,434.01	12,207.06	82.08	11,364.70	2,136.62	31.52	

【表７－３】 制限林の伐採方法別所在及び面積表

（単位　面積：ha）

所在市町村	制限林の種類	森林の所在（関係林小班）	面積	伐採方法別面積					施業方法
				皆伐			択伐	禁伐	
				皆伐	伐区無	伐区有			
上松町	水かん	54－に		8.75					1-3
		54－に					0.56		1-2
		小計	9.31	8.75	0	0	0.56	0	
	土流	3－い、ろ、17－へ、25－ろ、31－に、ほ、32－い、は、37－い、は、に、38－に、41－に、49－い、は、50－い、53－い、ろ、は、54－は、に、ほ、55－い、56－い、ろ、57－は、に、ほ、60－い、ろ、に、62－に、ほ、へ、63－い、ろ、ほ		202.33					2-3
		2－い、ろ、は、3－い、ろ、17－へ、24－ろ、25－ろ、29－ほ、38－に、41－ほ、へ、と、50－い、と、52－ろ、53－い、ろ、は、54－は、に、ほ、55－い、ろ、57－ろ、は、に、ほ、60－い、ろ、に、62－は、へ					88.91		2-2
		60－に						0.31	2-1
		小計	291.55	202.33	0	0	88.91	0.31	
	土崩	63－に		4.43					3-2
		34－は、41－い、51－い					1.45		3-1
		小計	5.88	4.43	0	0	1.45	0	
	干害	63－に		0.33					4-2
		小計	0.33	0.33	0	0	0	0	
	落石	22－い、は					15.12		7-2
		小計	15.12	0	0	0	15.12	0	
	風致	4－は、に、24－ろ、25－ろ、41－に、へ、52－い、57－い					7.61		10-2
		小計	7.61	0	0	0	7.61	0	
	致保	41－へ					1.64		35-1
		小計	1.64	0	0	0	1.64	0	
	保安林計		331.44	215.84	0	0	115.29	0.31	
	国定2	4－は、に、41－ほ、へ、と	17.34						
		小計	17.34	0	0	0		0	
	文化財	41－ほ、へ					1.5		60-1
		小計	1.5	0	0	0	1.5	0	
	急傾斜	37－い、は				1.67			63-2
		22－い、37－い					2.31		63-1
		小計	3.98	0	0	1.67	2.31	0	
	砂防	27－い、57－ほ			6.58				50-2
		1－い、2－い、ろ、は、3－ろ、ほ、へ、4－ろ、は、ほ、へ、5－い、ろ、は、に、へ、6－い、ろ、は、7－い、ろ、は、に、ほ、8－に、9－ろ、は、11－い、ろ、は、12－ろ、は、15－い、ろ、16－に、17－へ、18－に、19－に、21－い、ろ、は、22－い、は、23－い、ろ、は、に、24－い、ろ、25－い、ろ、は、に、へ、と、26－い、27－い、29－い、ほ、へ、30－ろ、は、31－い、ろ、は、に、ほ、32－い、ろ、は、に、ほ、へ、33－い、ろ、は、34－い、は、に、ほ、35－い、ろ、は、に、36－い、ろ、は、37－い、ろ、は、に、38－い、ろ、は、に、39－い、に、ほ、40－は、41－い、ろ、に、ほ、と、ち、42－い、に、ほ、43－い、44－い、ろ、は、45－い、ろ、は、に、ほ、へ、46－ろ、47－ろ、は、に、ほ、49－ほ、50－い、ろ、は、ほ、51－い、は、に、52－い、ろ、は、53－い、54－に、ほ、56－い、ろ、は、に、ほ、57－は、ほ、58－い、ろ、は、に、59－い、ろ、は、に、ほ、へ、60－い、ろ、は、に、61－い、ろ、62－い、ろ、は、に、ほ、へ、63－い、ろ、は、に、ほ、へ				996.21			50-1
		4－は、に、17－へ、22－い、は、25－ろ、38－に、41－ほ、へ、と、54－ほ、57－ろ、ほ、60－い、62－は、へ					31.44		
		60－に						0.1	
		小計	1034.33	0	6.58	996.21	31.44	0.1	
	その他制限林計		1388.59	215.84	6.58	997.88	150.54	0.41	
	合計		1406.87	215.84	6.58	997.88	168.82	0.41	
南木曽町	水かん	14－は、15－い、27－ろ、は、28－い、29－い、36－に、44－い、ろ、45－に、46－ろ、は、に、ほ、へ、47－い、ろ、は、48－は、に、ほ、へ、49－い、70－い、ろ、74－い、に、89－は、113－に、114－へ、116－い、ろ、は、に、ほ、117－い、ろ、は、に、120－ほ		298.43					1-3
		46－ろ、47－い、48－は、に					0.89		1-2
		小計	299.32	298.43	0	0	0.89	0	

（単位　面積：ha）

所在市町村	制限林の種類	森林の所在（関係林小班）	面積	伐採方法別面積					施業方法
				皆伐			択伐	禁伐	
				皆伐	伐区無	伐区有			
南木曽町	土流	2ー は、に、4ー ろ、は、9ー い、に、10ー い、11ー は、に、ほ、12ー い、13ー り、14ー に、へ、15ー ほ、16ー い、20ー は、に、と、22ー へ、23ー い、ろ、は、に、へ、24ー ろ、は、に、ほ、へ、25ー い、ろ、は、に、30ー は、31ー ろ、33ー ろ、は、36ー い、ろ、は、に、37ー い、ろ、は、に、40ー い、ろ、に、42ー ろ、に、43ー ろ、は、に、ほ、44ー ろ、47ー い、48ー は、に、49ー い、ほ、へ、50ー い、ろ、51ー へ、52ー は、55ー ろ、56ー ろ、へ、ち、57ー い、は、に、58ー い、62ー ほ、へ、65ー い、は、67ー い、ろ、は、に、へ、68ー い、ろ、は、に、69ー ぬ、72ー ち、ぬ、76ー ろ、77ー は、79ー に、80ー は、81ー い、ろ、と、82ー い、は、83ー い、ろ、に、ほ、へ、84ー い、86ー ろ、87ー に、88ー ろ、と、89ー い、ろ、90ー ほ、91ー ろ、は、97ー ほ、へ、99ー ろ、は、に、100ー い、103ー い、ろ、は、に、105ー に、106ー ろ、は、ち、り、107ー い、113ー ろ、114ー い、ろ、は、に、ほ、115ー い、ろ、は、に、121ー に		580.79					2-3
		2ー は、に、ほ、3ー い、4ー ろ、は、ほ、8ー い、9ー い、は、に、10ー い、12ー は、13ー は、に、14ー に、へ、15ー は、に、16ー い、19ー い、に、へ、20ー は、に、ほ、と、ち、り、か、22ー は、へ、23ー い、ろ、は、に、24ー ろ、は、ほ、へ、25ー い、ろ、は、36ー い、ろ、に、37ー い、ろ、に、と、り、40ー い、に、ほ、42ー ろ、に、43ー ろ、に、ほ、44ー ろ、45ー へ、47ー い、48ー は、50ー ろ、は、51ー い、ろ、は、に、へ、52ー い、は、に、53ー は、54ー は、55ー ろ、は、に、56ー へ、と、ち、り、57ー ろ、に、58ー い、59ー い、60ー ろ、61ー へ、62ー ほ、へ、65ー い、は、67ー い、は、に、へ、68ー い、ろ、は、に、69ー ぬ、71ー は、へ、と、ち、72ー ち、ぬ、74ー は、75ー は、79ー に、80ー は、81ー と、82ー い、ろ、83ー い、ろ、87ー い、88ー い、と、90ー ほ、91ー い、ろ、は、に、へ、と、92ー ろ、93ー い、97ー は、に、へ、98ー い、ろ、は、に、99ー ろ、に、100ー い、104ー は、106ー い、ち、112ー へ、113ー ろ、115ー い、ろ、は、に、118ー ろ、は、に、ほ、121ー ろ、に					409.89		2-2
		19ー い、45ー へ、67ー へ、71ー へ、91ー に、106ー は、107ー い、118ー ろ、は、ほ						2.99	2-1
		小計	993.67	580.79	0	0	409.89	2.99	
	土崩	1ー い、ろ、に、ほ、2ー い、49ー い、51ー に、63ー は、ほ、65ー に、108ー ろ					62.87		3-1
		小計	62.87	0	0	0	62.87	0	
	干害	88ー に、ほ、へ		18.97					4-2
		小計	18.97	18.97	0	0	0	0	
	風致	57ー い、98ー へ					0.21		10-2
		小計	0.21	0	0	0	0.21	0	
	保安林計		1375.04	898.19	0	0	473.86	2.99	
	保施	19ー は						0.07	
		小計	0.07	0	0	0	0	0.07	
	国定3	69ー ぬ、70ー い、ろ、は、に、ほ、へ、と、71ー い、ろ、は、に、ほ、108ー ろ、109ー ろ、は、に	110.58						
		小計	110.58						
	国定未	108ー に、は、109ー い、ろ	14.63						
		小計	14.63						
	急傾斜	57ー に、65ー に、66ー い、ろ、は、67ー ろ、68ー は					6.7		63-1
		小計	6.7	0	0	0	6.7	0	

（単位　面積：ha）

所在市町村	制限林の種類	森林の所在（関係林小班）	面積	伐採方法別面積					施業方法
				皆伐			択伐	禁伐	
				皆伐	伐区無	伐区有			
南木曽町		68－に			0.21				50-2
	砂防	1－い、ろ、は、に、ほ、2－ろ、は、に、ほ、3－は、に、4－い、は、に、ほ、5－ろ、ほ、6－い、ろ、は、に、ほ、7－い、ろ、8－い、ろ、に、9－ろ、は、10－ろ、は、11－い、ろ、は、12－は、13－へ、と、り、14－い、は、に、へ、15－は、に、17－ろ、に、19－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、20－ろ、に、ほ、へ、と、り、を、わ、23－い、に、24－と、30－ろ、は、31－い、32－い、ろ、は、33－い、ろ、は、に、34－い、ろ、36－ろ、は、に、ほ、37－い、ろ、は、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、38－い、ろ、は、に、ほ、へ、39－い、ろ、は、に、ほ、40－に、へ、41－い、ろ、は、に、ほ、と、42－い、は、43－い、ろ、44－い、に、ほ、45－い、ろ、は、に、ほ、へ、46－い、は、に、ほ、へ、47－い、は、48－ろ、ほ、49－い、ろ、に、ほ、へ、50－い、ろ、へ、51－ろ、は、に、ほ、へ、52－い、53－は、54－い、ろ、に、55－い、ろ、は、へ、56－へ、57－ろ、58－ろ、に、と、ち、59－に、ほ、60－い、ろ、に、ほ、へ、と、61－い、ろ、に、ほ、62－い、へ、63－い、ろ、は、に、ほ、64－い、ろ、は、に、ほ、へ、65－い、ろ、は、に、66－は、に、ほ、67－い、ろ、ほ、68－ろ、は、に、69－へ、ぬ、71－ぬ、72－ぬ、73－ほ、74－ろ、75－は、に、ほ、77－い、ろ、78－い、ろ、は、に、79－い、は、80－い、は、81－い、ろ、に、ほ、82－ろ、83－は、84－い、ろ、は、に、85－に、ほ、87－い、ろ、は、88－い、へ、91－ろ、は、ほ、へ、と、92－は、に、93－ろ、に、ほ、へ、ち、94－い、ろ、と、95－い、ろ、は、に、ほ、96－は、に、ほ、97－は、に、ほ、へ、98－い、ろ、は、に、ほ、へ、100－い、ろ、は、101－い、ろ、106－は、ほ、と、ち、り、107－い、ろ、は、に、108－ろ、は、109－は、に、ほ、へ、110－い、ろ、は、に、ほ、へ、111－い、ろ、120－ほ、121－ろ、122－い、は、に、ほ				1268.97			50-1
		1－ろ、3－に、4－い、9－は、14－に、へ、15－は、に、20－に、と、か、22－は、23－い、36－ろ、37－り、42－は、46－に、50－ろ、51－は、へ、52－い、は、に、53－は、54－は、56－り、57－に、58－い、59－い、62－へ、63－は、ほ、65－い、は、に、67－い、69－ぬ、72－ぬ、84－い、ろ、86－い、87－い、88－い、91－い、ろ、に、へ、94－へ、96－に、97－は、100－い、106－ち、108－ろ					96.69		
		19－は、91－に						0.12	
		小計	1365.99	0	0.21	1268.97	96.69	0.12	
	その他制限林計		1585.11	0	63.48	1291.44	104.79	0.19	
	合計		2960.15	898.19	63.48	1291.44	578.65	3.18	
木祖村	水かん	18－い、ろ、は、に、ほ、19－ろ、は、に、ほ、21－に、ほ、22－い、ろ、は、に、ほ、23－は、に、24－い、25－ろ、は、に、26－は、に、39－に、40－い、ろ、に、ほ、50－は、に、ほ、と、51－い、ろ、は、に、ほ、52－い、ろ、は、に、53－い、ろ、は、ほ、59－い、ろ、は、に、ほ、66－ろ、は、67－い、ろ、は、に、68－い、ろ、は、に、ほ、69－い、ろ、は、に、77－い、ろ、は、に、ほ、78－い、ろ、は、に、79－い、ろ、は、に、ほ、80－い、ろ、は、に		892.26					1-3
		39－に、40－い、50－は、に、と、53－ろ、は、ほ					7.86		1-2
		小計	900.12	892.26	0	0	7.86	0	
	土流	3－い、4－い、5－ろ、は、7－い、に、10－ほ、11－は、30－に、35－い、ろ、36－は、40－い、43－へ、44－い、49－い、り、50－い、へ、54－い、55－い、ろ、は、に、56－い、ろ、は、57－い、に、58－い、60－い、61－い、ろ、は、62－い、ろ、ほ、63－ろ、ほ、64－い、ろ、ほ、65－い、ろ、に、70－い、ろ、は、に、ほ、へ、74－い、ろ、76－い、ろ、は、に、84－ろ、は、ほ、へ、86－に、ほ、87－い、ろ、は、に、88－い、ろ、は、に、89－い、ほ、90－に、ほ		507.26					2-3
		11－は、31－い、35－い、ろ、36－ろ、は、40－い、41－に、ほ、48－い、53－い、58－ろ、は、に、ほ、60－い、61－い、ろ、63－ろ、ほ、65－い、ろ、に、ほ、73－は、74－い、ろ、76－ろ、79－い、ろ、は、に、ほ、89－ほ					43.23		2-2
		54－い、55－ろ、56－い、64－い、88－い、は						8.63	2-1
		小計	559.12	507.26	0	0	43.23	8.63	
	風致	34－ろ					0.31		10-2
		小計	0.31	0	0	0	0.31	0	
	保安林計		1459.55	1399.52	0	0	51.4	8.63	
	急傾斜	63－ろ					1.63		63-1
		小計	1.63	0	0	0	1.63	0	

（単位　面積：ha）

所在市町村	制限林の種類	森林の所在（関係林小班）	面積	伐採方法別面積					施業方法
				皆伐			択伐	禁伐	
				皆伐	伐区無	伐区有			
木祖村	自保特県	29－は				1.89			
		小計	1.89	0	0	1.89	0	0	
	砂防	1－い、ろ、は、2－い、ろ、に、3－い、ろ、は、4－い、ろ、は、に、5－い、は、6－い、ろ、は、に、7－い、ろ、は、に、8－い、に、9－い、ろ、は、10－ろ、は、に、ほ、12－ろ、は、に、13－い、ろ、は、に、14－い、ろ、ほ、へ、15－い、ろ、は、16－い、ろ、は、に、17－ろ、は、に、ほ、18－い、に、ほ、19－い、ろ、は、に、ほ、20－ろ、に、21－い、ろ、は、に、22－い、ろ、は、に、23－い、ろ、は、に、24－い、ろ、に、25－い、ろ、は、に、26－ろ、は、に、27－い、ろ、28－い、29－は、30－に、32－い、は、に、ほ、33－い、ろ、は、34－は、に、35－い、ろ、は、に、36－い、ろ、は、に、37－い、ろ、は、に、ほ、へ、38－い、ろ、に、39－い、41－い、ろ、は、に、ほ、へ、42－い、ろ、は、に、ほ、へ、43－い、ろ、は、に、ほ、44－に、45－い、ろ、は、46－い、ろ、は、47－い、48－に、ほ、49－ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、50－に、51－い、55－い、56－ろ、57－い、58－は、に、ほ、60－い、ろ、は、に、61－は、に、62－い、ろ、は、に、ほ、63－い、ろ、は、に、ほ、64－い、ろ、は、に、ほ、65－に、ほ、へ、と、66－い、67－い、ろ、は、69－い、ろ、は、に、70－へ、71－い、ろ、は、72－い、ろ、は、に、73－い、は、74－ろ、は、75－は、に、81－い、は、83－い、ろ、は、に、ほ、84－い、へ、と、85－ほ、86－ほ、87－に、88－に、89－い、ろ、ほ、90－い、ろ、は				2161.04			50-1
		36－ろ、37－い、60－い、63－ろ、74－ろ、89－ほ					8.39		
		64－い						0.27	
		小計	2169.7	0	0	2161.04	8.39	0.27	
	その他制限林計		2173.22	0	0	2162.93	10.02	0.27	
	合計		3632.77	1399.52	0	2162.93	61.42	8.9	
王滝村	水かん	5－ろ、は、6－い、ろ、10－ろ、は、に、11－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、12－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、13－い、14－い、15－い、に、ほ、16－ろ、は、20－い、ろ、は、21－い、ろ、は、に、31－へ、32－い、ろ、は、33－い、は、38－に、ほ、へ、39－い、ろ、は、に、40－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、61－い、ろ、は、62－い、ろ、は、に、ほ、へ、70－い、ろ、83－は、84－い、ろ、は、85－い、ろ、86－ろ		664.34					1-3
		4－ほ、5－い、ろ、は、6－い、ろ、84－ろ					27.86		1-2
		小計	692.2	664.34	0	0	27.86	0	
	土流	18－い、24－へ、35－へ、44－ろ、51－い、は		10.66					2-3
		18－い、19－ろ、24－い、ろ、へ、31－ろ、35－に、ほ、へ、44－ろ、に、ほ、45－ろ、に、47－い、ほ、へ、と、51－い、ろ、は、ほ、へ、57－は、71－ろ、72－ほ、へ、75－は、86－い、87－い、ろ、88－い					63.4		2-2
		51－へ						0.15	2-1
		小計	74.21	10.66	0	0	63.4	0.15	
	土崩	6－ろ、は、37－い、44－ほ、88－に、90－い					5.92		3-1
		小計	5.92	0	0	0	5.92	0	
	落石	30－に、32－ろ、33－ろ					11.37		7-2
		小計	11.37	0	0	0	11.37	0	
	保安林計		783.7	675	0	0	108.55	0.15	
	国定3	49－い、に、と、50－い、ろ、は、に、51－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、52－い、ろ、は、に、53－い、ろ、は、に、54－い、ろ、は、に、55－い、ろ、は、57－ろ、は、に、58－い、ろ、は、69－い、ろ、は、へ、70－ろ、は、に、ほ、へ、71－い、ろ、は、に、ほ、72－い、ろ、は、ほ、92－ろ、は	420.69						
		小計	420.69						
	国定未	54－は、55－い、ろ、は、に、56－い、ろ、は、57－い、ろ、は、に、ほ、58－い、ろ、は、に、59－い、ろ、は、に、ほ、60－い、ろ、は、61－い、ろ、は、62－い、ろ、は、に、ほ、へ、63－い、ろ、は、に、64－い、ろ、は、に、ほ、へ、65－い、ろ、は、に、ほ、66－い、ろ、は、67－い、ろ、68－い、ろ、は、に、ほ、69－い、ろ、は、に、ほ、へ、70－い、ろ、は、へ、92－い、ろ、は	711.07						
		小計	711.07						

（単位　面積：ha）

所在市町村	制限林の種類	森林の所在（関係林小班）	面積	伐採方法別面積					施業方法
				皆伐			択伐	禁伐	
				皆伐	伐区無	伐区有			
王滝村	砂防	38－へ			9.74				50-2
		1－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、2－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、3－い、ろ、は、に、ほ、4－ほ、5－い、6－に、ほ、7－い、8－に、10－ろ、は、11－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、12－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、13－い、ろ、14－い、ろ、15－い、ろ、は、へ、と、ち、16－い、17－い、ろ、18－い、ろ、は、19－ろ、に、20－い、ろ、は、22－い、ろ、は、に、へ、と、ち、23－い、ろ、は、に、24－ろ、は、に、ほ、30－は、に、31－い、ろ、と、32－は、に、33－い、に、ほ、へ、34－ほ、35－に、ほ、へ、と、36－に、37－い、ろ、は、に、ほ、38－い、ろ、は、に、ほ、39－い、ろ、は、に、40－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、41－ほ、42－い、ろ、は、に、ほ、43－い、に、44－い、ほ、45－い、ろ、は、に、46－い、ろ、47－ろ、は、に、ほ、へ、ち、ぬ、48－い、49－に、ほ、へ、と、ち、り、50－い、ろ、は、に、51－い、は、へ、52－い、に、60－い、ろ、は、61－い、ろ、は、62－い、ろ、は、に、ほ、へ、63－い、ろ、は、に、64－い、ろ、は、に、ほ、へ、65－い、ろ、は、に、ほ、66－い、ろ、は、67－い、ろ、71－ろ、は、に、ほ、72－へ、73－い、ろ、74－は、75－い、ろ、76－い、ろ、77－い、ろ、は、に、ほ、78－い、ろ、は、に、ほ、79－い、ろ、は、に、ほ、80－い、ろ、は、に、ほ、へ、81－ろ、は、82－い、ろ、は、に、84－い、ろ、は、90－い、ろ				1408.09			50-1
		5－い、ろ、6－ろ、は、19－ろ、24－ろ、37－い、44－ほ、45－に、47－ほ、と、84－ろ					15.2		
		小計	1433.03	0	9.74	1408.09	15.2	0	
	その他制限林計		2893.78	0	247.89	1484.29	29.69	0.15	
	合計		3677.48	675	247.89	1484.29	138.24	0.3	
大桑村	水かん	5－へ、と、6－り、9－に、ほ、19－ち、り、32－い、ろ、は、33－い、ろ、は、に、ほ、35－い、ろ、36－い、ろ、は、に、ほ、へ、41－へ、43－い、ろ、は、に、ほ、44－い、ろ、は、に、ほ、45－い、ろ、は、に、51－ろ、は、り、52－は、に、ほ、へ、と、ち、53－い、は、へ、と、54－い、ろ、は、65－は、に、66－い		739					1-3
		41－に					0.24		1-2
		小計	739.24	739	0	0	0.24	0	
	土流	3－ろ、6－へ、7－ろ、8－は、ほ、11－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、12－い、ろ、は、に、13－ろ、ほ、16－い、ろ、は、に、へ、り、17－へ、20－は、22－ろ、は、に、と、23－い、ろ、は、に、24－い、ろ、は、25－ろ、は、に、ほ、へ、26－い、ろ、は、と、27－ろ、は、に、へ、と、ち、28－い、ろ、29－ほ、30－に、37－に、ほ、へ、と、38－い、は、42－い、ろ、46－に、47－い、ろ、は、ほ、49－い、54－へ、55－ろ、は、と、ち、56－ろ、は、61－い、65－は		512.8					2-3
		1－ほ、2－ほ、6－ち、7－ろ、8－は、ほ、11－に、ほ、へ、16－は、ほ、へ、19－は、22－は、に、と、23－は、に、24－い、ろ、は、25－い、ろ、は、に、ほ、26－ぬ、27－に、へ、29－ほ、30－い、ろ、は、に、31－ろ、ほ、37－ほ、38－い、は、41－い、46－に、47－い、ろ、は、ほ、48－ろ、49－い、53－へ、55－ろ、は、と、ち、61－い					73.47		2-2
		25－に、ほ、へ、26－い、27－は、と、ち、37－ほ						1.6	2-1
		小計	587.87	512.8	0	0	73.47	1.6	
	土崩	2－い、26－ほ、51－に、ち、53－と					34.05		3-1
		小計	34.05	0	0	0	34.05	0	
	干害	59－ろ、60－い、ろ		8.51					4-2
		59－ろ					0.54		4-1
		小計	9.05	8.51	0	0	0.54	0	
	落石	15－い					0.92		7-2
		小計	0.92	0	0	0	0.92	0	
	風致	7－ろ、56－は、61－ろ					7.06		10-2
		小計	7.06	0	0	0	7.06	0	28-2
	水保	65－ろ		1.58					
		63－は、へ、64－い、ろ、は、に、65－い、ろ					178.67		28-1
		小計	180.25	1.58	0	0	178.67	0	
	保安林計		1558.44	1261.89	0	0	294.95	1.6	
	鳥獣特	65－ろ				1.58			62-3
		63－は、へ、64－い、ろ、は、に、65－い、ろ					182.24		62-2
		小計	183.82	0	0	1.58	182.24	0	
	急傾斜	27－い、49－ろ					11.7		63-1
		小計	11.7	0	0	0	11.7	0	

（単位　面積：ha）

所在市町村	制限林の種類	森林の所在（関係林小班）	面積	伐採方法別面積					施業方法
				皆伐			択伐	禁伐	
				皆伐	伐区無	伐区有			
大桑村	砂防	19－り、53－ろ、は、に、58－は			14.91				50-2
		2－は、3－い、ち、り、4－に、ほ、5－い、は、に、ほ、へ、6－は、に、ち、9－へ、10－は、11－い、13－ろ、は、ほ、15－ろ、は、に、ほ、18－り、ぬ、22－へ、と、23－い、ろ、は、に、24－ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、25－ち、27－ろ、に、ほ、へ、と、ち、28－い、ろ、は、に、ほ、へ、29－い、ろ、は、に、ほ、30－い、ろ、は、に、ほ、31－ろ、は、に、ほ、へ、と、32－い、ろ、は、33－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、34－い、ろ、は、に、へ、35－い、ろ、36－い、ろ、は、に、ほ、へ、37－い、41－い、ろ、は、に、43－い、ろ、44－い、ろ、は、に、ほ、45－い、ろ、は、に、47－と、48－い、ろ、に、49－に、50－い、ろ、51－い、ろ、は、ほ、へ、と、ち、り、52－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、53－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、54－い、ろ、は、に、ほ、55－い、ろ、に、ほ、56－ろ、は、57－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、58－い、ろ、は、に、ほ、59－い、は、と、60－は、に、へ、61－ろ、62－い、ろ、に、63－に、65－ろ、は、に、66－い				1337.72			50-1
		6－ち、48－ろ、49－ろ、51－に、53－へ、と、65－ろ					70.47		
		27－と						0.25	
		小計	1423.35	0	14.91	1337.72	70.47	0.25	
	その他制限林計		1618.87	0	14.91	1339.3	264.41	0.25	
	合計		3177.31	1261.89	14.91	1339.3	559.36	1.85	
木曽町	水かん	3－に、ほ、4－い、ろ、は、に、ほ、へ、5－ろ、は、に、ほ、へ、8－ほ、9－い、ろ、は、に、ほ、へ、10－い、ろ、は、に、ほ、11－い、ろ、は、に、ほ、へ、12－い、ろ、は、に、ほ、13－い、ろ、は、14－い、ろ、は、に、15－い、ろ、は、16－い、ろ、は、に、17－い、ろ、は、18－い、ろ、は、19－い、ろ、は、に、ほ、20－い、ろ、は、に、21－い、ろ、は、に、22－い、ろ、は、に、ほ、23－い、ろ、は、に、24－い、ろ、25－い、ろ、は、に、ほ、26－い、ろ、は、27－い、ろ、は、ほ、28－い、ろ、は、に、ほ、へ、30－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、31－い、ろ、に、33－い、ろ、は、に、ほ、40－い、ろ、46－い、ろ、47－い、48－い、49－い、ろ、は、50－に、ほ、へ、52－ほ、へ、と、53－い、ろ、は、に、54－と、ち、57－は、に、ほ、へ、58－い、ろ、は、に、ほ、へ、59－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、60－ろ、は、に、61－い、ろ、は、に、ほ、62－い、ろ、は、に、ほ、63－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、64－い、ろ、は、に、ほ、へ、65－い、ろ、は、に、ほ、66－い、ろ、は、に、ほ、67－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、68－い、ろ、は、に、ほ、へ、69－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、70－い、ろ、は、に、ほ、へ、71－い、ろ、は、に、ほ、へ、72－い、ろ、は、に、ほ、へ、80－い、ろ、は、81－い、ろ、は、に、82－い、ろ、は、に、ほ、85－ろ、は、86－い、ろ、87－い、ろ、は、に、ほ、へ、88－い、89－い、ろ、90－い、ろ、は、に、ほ、91－い、ろ、は、に、92－い、ろ、93－い、ろ、は、94－い、ろ、は、95－は、に、ほ、104－ろ、は、に、ほ、105－い、136－い、ろ、は、ほ、137－い、ろ、は、に、138－は、へ、と、164－い、166－ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、1001－い、ろ、は、に、ほ、1002－い、ろ、に、ほ、へ、と、1003－い、ろ、は、に、ほ、へ、1004－ろ、は、に、ほ、1005－ほ、1006－ろ、は、に、と、1011－は、に、ほ、ち、2023－に、2024－い、ろ、は、に、ほ、へ、2025－い、ろ、は、に、ほ、へ、2026－い、ろ、は、に、2027－い、ろ、は、に、2030－い、は、2040 2077－い、ろ、は、2078－い、ろ、は、2079－い、ろ、は、2080－い、ろ、は、に、2081－い、ろ、は、2082－い、ろ、2083－い、ろ、は、2105－は、に、ほ、へ、と、3010－い、3011－い、ろ、3012－い、ろ、は、3013－い、は、3014－い、ろ、は、3015－い、ろ、は、3016－い、は、に、3017－い、ろ、は、に、3018－い、に、3020－は、3021－は、に、3022－い、ろ、は、に、ほ、へ、3023－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、3024－い、ろ、は、に、ほ、へ、3025－い、ろ、は、に、3026－い、ろ、は、に、ほ、3028－い、ろ、は、に、ほ、へ、3029－い、ろ、は、に、ほ、3031－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、3032－ろ、は、3033－い、ろ、は、に、ほ、へ、3034－い、ろ、は、ほ、と、ち、り、3035－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、3071－い、ろ、は、に、3072－い、ろ、3073－い、ろ、3075－い、3085－い、3086－い、3087－い、ろ、に、3092－い、3131－い、ろ、は、3132－ろ、に、ほ、3133－ろ、は、3136－ろ、は、3137－ろ、は、3138－い、ろ、3139－い、3140－ろ、は、に、ほ、3141－に、3147－は、に、3157－い		6757.7					1-3

（単位　面積：ha）

所在市町村	制限林の種類	森林の所在（関係林小班）	面積	伐採方法別面積					施業方法
				皆伐			択伐	禁伐	
				皆伐	伐区無	伐区有			
木曽町	水かん	9ー は、へ、10ー い、ほ、16ー ろ、は、31ー い、ろ、に、33ー い、は、1006ー ろ、は、3016ー は、3087ー は、ほ					86.47		1-2
		小計	6844.17	6757.7	0	0	86.47	0	
	土流	11ー い、ろ、27ー ほ、31ー ろ、34ー い、ほ、へ、と、37ー い、ろ、38ー い、ろ、は、に、ほ、39ー に、ほ、42ー い、60ー い、ろ、73ー は、76ー へ、77ー い、ろ、は、に、ほ、78ー い、ろ、は、に、ほ、79ー い、は、88ー に、96ー ほ、97ー ろ、は、に、98ー ほ、100ー ほ、へ、112ー は、に、ほ、126ー は、131ー は、136ー ろ、147ー に、ほ、149ー ろ、150ー い、ろ、164ー い、1002ー い、は、に、1003ー ろ、に、ほ、1004ー い、ろ、に、1005ー い、1006ー ほ、1007ー は、に、1008ー い、に、1012ー に、1013ー は、に、1014ー い、は、に、1022ー ほ、1023ー ほ、1026ー い、1028ー ほ、1029ー ち、1031ー ろ、は、1032ー ほ、へ、1034ー は、に、ほ、へ、1036ー は、1037ー ろ、ほ、1038ー ろ、に、へ、1040ー い、ろ、ほ、1041ー い、は、に、ほ、1042ー い、ろ、は、に、2033ー は、へ、2043ー い、ろ、2044ー と、2054ー は、2067ー に、2070ー い、2072ー い、ろ、は、2087ー ろ、は、に、2102ー ろ、2103ー い、ろ、は、3004ー は、ほ、り、3006ー い、3052ー い、ろ、3055ー は、3059ー い、3061ー い、ろ、3063ー ほ、3078ー い、3080ー い、3094ー は、に、3105ー い、3113ー ろ、3114ー と、ち、3120ー ろ、に、3124ー ろ、に、3127ー い、ろ、ほ、3134ー い、3135ー い、3141ー い、ろ、3149ー ろ、ち、り、ぬ、3152ー に、へ、と、ち、3153ー い、ろ、は、に、ほ、ぬ、3156ー い	997.34					2-3	
		12ー い、27ー ほ、34ー い、ろ、は、に、ほ、37ー い、ろ、38ー い、ろ、は、に、ほ、39ー に、ほ、42ー い、73ー は、76ー へ、77ー に、78ー い、ろ、79ー ろ、は、96ー ほ、100ー ほ、へ、112ー は、に、124ー へ、133ー い、141ー い、ほ、149ー ろ、160ー ろ、は、に、164ー い、167ー ろ、168ー ろ、1002ー い、ろ、1003ー ろ、は、に、ほ、1004ー い、ろ、ほ、1006ー に、ほ、1009ー い、1014ー い、ろ、1018ー い、1021ー ほ、1022ー は、に、ほ、1029ー と、ち、り、1032ー に、ほ、1037ー ろ、1038ー ろ、は、1039ー い、1040ー い、ろ、1041ー ろ、2003ー い、2033ー は、へ、2034ー は、2044ー と、2052ー ろ、に、2054ー は、2057ー い、2066ー い、2067ー は、に、2070ー い、は、2071ー は、に、2073ー い、2085ー へ、2087ー ろ、は、に、2101ー い、2102ー ろ、2103ー い、ろ、は、3001ー い、ろ、は、に、3002ー い、は、3004ー は、ほ、と、ち、り、3005ー い、3006ー い、に、ほ、3049ー に、ほ、3051ー ろ、3052ー い、ろ、3055ー に、3058ー い、3061ー い、ろ、3064ー は、3078ー い、3079ー ほ、3080ー い、3088ー は、に、3090ー に、ほ、3091ー ほ、3094ー は、に、へ、と、3095ー は、に、3105ー い、3112ー い、3115ー い、3117ー ろ、3119ー ろ、は、に、3124ー ろ、に、3126ー い、3127ー い、ほ、3141ー い、3148ー ほ、へ、3149ー い、は、り、3154ー い、は、3156ー へ					323.31		2-2
		131ー は、147ー に、ほ、150ー い、ろ、1014ー は、1018ー い、1038ー に、へ、2057ー い、2069ー い、3055ー に、3058ー い、3116ー い						11.48	2-1
		小計	1332.13	997.34	0	0	323.31	11.48	
	土崩	156ー ろ、175ー い、1006ー は、1021ー に、2060ー い、2087ー い、2102ー ほ、3091ー い					4.97		3-1
		小計	4.97	0	0	0	4.97	0	
	落石	159ー へ、160ー い					8.35		7-2
		小計	8.35	0	0	0	8.35	0	
	風致	160ー に、175ー い、1020ー い、1035ー ほ、3006ー い					9.38		10-2
		小計	9.38	0	0	0	9.38	0	
	保安林計		8199	7755.04	0	0	432.48	11.48	
	国定2	136ー い、2010ー ろ、3071ー い、ろ	32.45						57-2
		小計	32.45					0	
	国定3	2008ー い、ろ、2010ー い、ろ、2011ー い、ろ、2012ー い、ろ、は、に、ほ、2013ー い、ろ、は、に、ほ、と	278.03						58-1
		小計	278.03						

（単位　面積：ha）

所在市町村	制限林の種類	森林の所在（関係林小班）	面積	伐採方法別面積					施業方法
				皆伐			択伐	禁伐	
				皆伐	伐区無	伐区有			
木曽町	国定未	118－ろ、は、119－い、ろ、は、に、120－い、ろ、は、に、ほ、121－い、ろ、は、122－い、ろ、は、に、123－ろ、は、に、ほ、135－い、ろ、に、136－い、ろ、は、137－ろ、2002－い、ろ、2003－は、2004－ろ、2005－い、ろ、は、2006－は、に、2007－い、2008－い、ろ、2009－い、2010－い、ろ、2011－い、ろ、2012－い、ろ、は、に、ほ、2013－い、ろ、は、に、ほ、2014－い、ろ、は、に、2015－い、2016－ろ、2017－い、2018－い、ろ、は、に、2019－い、ろ、は、2020－い、ろ、は、に、2021－い、ろ、は、2022－い、ろ、は、に、2023－い、ろ、は、に、3037－は、と、3037－へ、3037－ほ、3038－い、ろ、は、に、3058－は、に、ほ、3059－い、ろ、は、に、ほ、へ、3060－い、ろ、は、に、ほ、へ、3061－い、ろ、は、に、ほ、へ、3062－い、ろ、は、3063－い、ろ、は、に、ほ、3064－い、ろ、は、3065－い、3066－い、ろ、3067－い、ろ、3068－い、ろ、3069－い、ろ、は、に、3070－い、3071－い、ろ、は、に、3072－い、ろ、3073－い、ろ、3074－い、ろ、3075－い、ろ、は、3076－い、ろ、は、に、3077－い、ろ、は、3078－い、ろ、は、3079－い、ろ、は、に、ほ、3080－い、ろ、は、3081－い、ろ、3082－い、ろ、は、に、は、ほ、へ、3083－い、ろ、3084－い、ろ、は、3085－い、3086－い、ろ、3087－い、ろ、は、に、ほ、3088－い、ろ、は、に、3089－い、ろ、は、3090－い、ろ、は、に、ほ、3091－い、ろ、は、に、ほ、へ、ろ、3092－い、3093－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、3094－は、3095－い、ろ、は、3096－い、ろ、3157－い	3027.24				3027.24		59-1
		小計	3027.24				3027.24		
	文化財	3051－ろ、3117－い						3.48	
		小計	3.48	0	0	0	0	3.48	
	砂防	31－に、33－い、ろ、は、に、95－に、141－ほ、1004－い			50.64				50-2
		1－い、ろ、3－い、に、ほ、4－い、5－い、6－い、ろ、7－い、ろ、は、に、8－い、ろ、は、ほ、9－い、は、に、11－い、12－ろ、は、ほ、16－い、ろ、に、17－い、ろ、は、18－は、20－い、ろ、は、に、21－い、ろ、は、に、23－い、ろ、は、に、24－い、ろ、25－ろ、は、に、26－い、ろ、は、27－い、ろ、は、に、ほ、28－い、ろ、は、に、ほ、へ、29－い、ろ、は、に、30－い、ろ、は、に、と、31－い、ほ、32－ろ、ほ、34－は、に、ほ、へ、と、35－い、ろ、は、に、37－い、ろ、は、に、ほ、へ、38－に、へ、39－い、ろ、は、40－ろ、41－い、42－ろ、は、に、ほ、43－い、ろ、は、45－へ、46－い、ろ、47－い、48－い、49－い、ろ、は、50－に、へ、51－に、ほ、へ、52－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、54－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、57－へ、58－い、ろ、は、に、ほ、へ、59－い、ろ、は、に、ほ、へ、60－い、ろ、は、61－い、に、ほ、62－い、ろ、は、63－い、69－い、70－い、ろ、は、へ、71－い、ろ、73－い、ろ、は、74－い、75－い、76－は、に、ほ、へ、77－い、ろ、は、78－い、ろ、80－い、ろ、は、に、ほ、81－い、ろ、は、に、82－い、ろ、は、に、ほ、83－い、84－い、ろ、は、に、85－は、に、ほ、89－い、ろ、は、90－い、ろ、91－い、92－い、ろ、は、に、ほ、93－い、ろ、は、に、ほ、94－い、ろ、は、95－ほ、96－い、ろ、は、ほ、へ、97－い、に、98－い、100－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、101－い、は、に、ほ、102－ろ、は、に、ほ、103－い、ろ、ほ、104－ろ、は、107－に、108－ろ、は、109－い、ろ、は、に、ほ、113－は、に、ほ、115－ろ、は、に、116－へ、と、117－い、は、118－い、ろ、は、119－い、ろ、は、に、120－い、ろ、121－い、ろ、122－い、ろ、は、に、123－に、ほ、125－い、ろ、は、126－い、128－い、ろ、は、に、131－ろ、に、132－は、に、133－い、ろ、は、136－い、ろ、は、に、ほ、138－い、へ、と、139－い、140－い、ろ、は、141－い、ろ、は、に、ほ、142－い、ろ、143－い、ろ、144－い、ろ、は、146－に、147－に、148－ろ、149－い、へ、				4187.53			50-1

（単位　面積：ha）

所在市町村	制限林の種類	森林の所在（関係林小班）	面積	伐採方法別面積					施業方法
				皆伐			択伐	禁伐	
				皆伐	伐区無	伐区有			
木曽町	砂防	152－と、153－い、は、に、ほ、155－と、156－ほ、へ、と、ち、り、157－ろ、は、に、ほ、へ、と、160－ろ、は、161－い、162－い、へ、と、ち、り、1002－と、1003－い、1004－い、ろ、は、1006－ろ、1007－に、1008－い、に、1009－い、1010－は、1011－い、と、1013－ろ、1014－い、は、に、1015－い、ろ、は、に、ほ、1016－い、は、に、ほ、1017－い、は、に、1018－い、ろ、1019－ほ、1020－ろ、は、1021－に、ほ、1022－い、ろ、は、ほ、1023－い、ろ、1026－い、ろ、は、に、1028－い、ほ、1029－ほ、1030－い、ろ、に、り、1032－い、ろ、へ、と、ち、1034－い、ろ、へ、1035－い、1036－い、に、へ、1037－い、ろ、は、に、ほ、へ、ち、1038－い、ろ、は、1040－は、に、ほ、1041－い、ろ、に、ほ、1042－い、ろ、は、に、1043－い、2001－い、2002－い、2003－い、2006－い、ろ、2011－い、2013－と、2055－い、2057－に、2059－ろ、は、2070－ろ、2101－い、ろ、は、3004－は、3007－に、へ、3016－ろ、3018－に、3021－ろ、3028－に、ほ、3032－い、ろ、は、ほ、3033－い、に、ほ、3034－い、3035－は、に、へ、3036－い、3049－ほ、3050－ほ、3055－い、3058－ろ、3059－ろ、3071－ろ、は、に、3088－は、3094－ほ、へ、3095－い、は、3097－ろ、は、3098－い、3100－い、ろ、は、3103－い、3104－ほ、へ、ち、3112－ろ、3113－い、ろ、に、ほ、3114－へ、と、3117－い、3118－い、3121－い、ろ、は、3124－い、ろ、3125－ろ、3126－ろ、は、3130－い、ろ、3131－ほ、3132－い、は、3133－い、3134－は、に、3136－い、3146－ほ、3147－と、3148－い、3149－い、ぬ、3150－い、3151－に、ほ、と、3153－い、へ、ち、3154－い、は、3156－に、ほ							
		37－い、ろ、38－に、73－は、117－は、128－い、133－い、1004－い、1014－い、ろ、1018－い、1022－は、に、ほ、1037－ろ、1038－は、2003－い、3094－と、3095－は、に、3154－い					51.51		
		1014－は、1018－い						2.07	
		小計	4291.75	0	50.64	4187.53	51.51	2.07	
	その他制限林計		7885.59	0	302.21	4188.6	51.51	5.55	
	合計		16084.59	7755.04	302.21	4188.6	483.99	17.03	